

野田の保健福祉

令和4年度



野 田 市
福祉部・健康子ども部

はじめに

ここに「野田の保健福祉」令和4年度版を刊行いたします。

本年は、部名を保健福祉部から福祉部へ改め、組織の改編を実施いたしました。高齢者に対するサービスを一体的かつ効率的に実施するため、高齢者支援課と介護保険課を統合し高齢者支援課とし、人権・男女共同参画推進課を福祉部へ移管し、子どもに関する窓口の一本化を図ることを目的に、保健センター、関宿保健センター、ことば相談室、こだま学園及びあさひ育成園を児童家庭部から名称を変更した健康子ども部へ移管し、子ども支援室については、発達、療育に関する専門的な相談が中心となることに加え、ことば相談室、こだま学園及びあさひ育成園を子ども支援室へ移管させたことから、室の名称を子どもの発達相談室としました。

組織は福祉部と健康子ども部に変わりましたが、業務内容は今までと変更等がないことから、本誌につきましては、「野田の保健福祉」として製作しております。

少子高齢化は進行し、高齢化率が31.2%となる中、ヤングケアラーやひきこもり、8050問題、介護と育児のダブルケアなど、高齢者をはじめとした人々が抱える課題が複雑化、複合化し、公的支援制度の充実だけでは対応できない状況が現れています。社会問題の解決へ向け、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会をつくることが求められています。

野田市では、すべての人が、孤立することなく、それぞれが抱える困難の解決へ向け、地域の住民が共に支えあう地域共生社会の実現へ向けた取り組みを推進します。

また、子育て支援、地域交流の拠点としての新たな児童センター整備、小学6年生までの全ての児童の医療費の無料化、新たな老人福祉センターの整備の検討、ひとり親支援や障がい、人権に配慮した福祉のまちづくりにも引き続き取り組み、今後も、「野田市にお住まいの誰もが、住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくり」を市民の皆様とともに目指してまいります。

この冊子は、市が行っている保健・福祉の施策の概要を取りまとめたものです。多くの皆様に活用されますことを願うとともに、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年9月

福祉部長 小林 智彦
健康子ども部長 須田 光浩

目 次

はじめに

第1章 野田市の概要	1
1. 地理的概要	1
2. 野田市の人口	2
3. 令和4年度一般会計予算	6
4. 令和4年度介護保険特別会計予算	8
第2章 野田市の保健福祉	9
1. 保健福祉施策のあゆみ	9
2. 福祉部・健康子ども部の課等	21
第3章 主要施策の概要	29
第1節 児童福祉	29
1. 児童の福祉	29
2. 保育の概要	30
3. 学童保育所	35
4. 児童館	38
5. 家庭児童相談室	39
6. 児童福祉施設	39
7. 野田市ことば相談室	40
8. 子ども医療費の助成	40
9. 児童手当	40
10. 育児支援家庭訪問事業	41
11. ファミリー・サポート・センター	41
12. ファミリー・サポート・センター利用料の助成	41
13. 児童虐待防止推進月間事業	42
14. 子育て短期支援事業	42
第2節 母子家庭等の福祉	43
1. 母子福祉	43
2. 父子福祉	43

3. 児童扶養手当	43
4. ひとり親家庭等医療費の助成	44
5. 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	45
6. 母子・父子自立支援員・婦人相談員	47
7. 養育者支援手当	49
8. ひとり親家庭等日常生活支援事業	50
9. 母子家庭等自立支援教育訓練給付金	50
10. 母子家庭等高等職業訓練促進給付金	50
11. ひとり親家庭情報交換事業	51
12. 母子家庭等就業自立支援事業	51
13. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	51
第3節 障がい者(児)の福祉	53
1. 障がい者手帳	53
2. 障害福祉サービス等	54
3. 医療・補装具関係	59
4. 手当等	62
5. 日常生活の充実	65
6. 相談・派遣等	66
7. 野田市の障がい者(児)施設サービス	71
第4節 生活保護	75
第5節 高齢者の福祉	79
1. 高齢者の人口	79
2. ねたきり老人対策	79
3. ひとり暮らし老人対策	80
4. 敬老事業	81
5. 老人クラブ	81
6. ゲートボール場等整備用砂支給	82
7. 老人デイサービス事業	82
8. 介護職員の養成	82
9. 老人福祉施設	83
10. シルバー人材センター	83
第6節 介護保険	85
1. 介護保険料	85

2.	要介護(要支援)認定申請	86
3.	介護認定審査会	86
4.	介護サービス受給者数	87
5.	介護支援専門員協議会及び介護事業者協議会	88
6.	市直営介護保険サービス事業	89
7.	地域支援事業	90
第7節	社会福祉	93
1.	難病患者援助金	93
2.	高額療養費貸付	93
3.	被爆者健康管理援助金	93
4.	災害見舞金	93
5.	総合福祉会館	94
6.	福祉のまちづくり	94
7.	生活困窮者自立支援事業	94
8.	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	95
9.	住民税非課税世帯等に対する臨時給付金支給事業	96
第8節	人権施策の推進	97
1.	人権教育・啓発事業	97
2.	同和対策	100
第9節	男女共同参画の推進	102
第10節	保健事業	105
1.	母子保健事業	105
2.	子ども支援室	110
3.	予防接種	113
4.	地区組織育成事業	120
5.	健康づくり推進事業	122
6.	思春期教育講演会	123
7.	健康増進事業	123
8.	急病センター診療状況	128
9.	骨髄移植におけるドナー支援事業費	129
10.	実習生受け入れ状況	129
11.	健康・スポーツポイント事業	129
12.	新型コロナウイルス感染症対策	130

13. 新型コロナウイルスワクチン接種	130
第11節 地域福祉施設	133
1. 福祉センター	133
2. 福祉会館	133
3. 福祉施設一覧表	136
第12節 民間福祉活動	140
1. 民生委員児童委員	140
2. 野田市社会福祉協議会	140

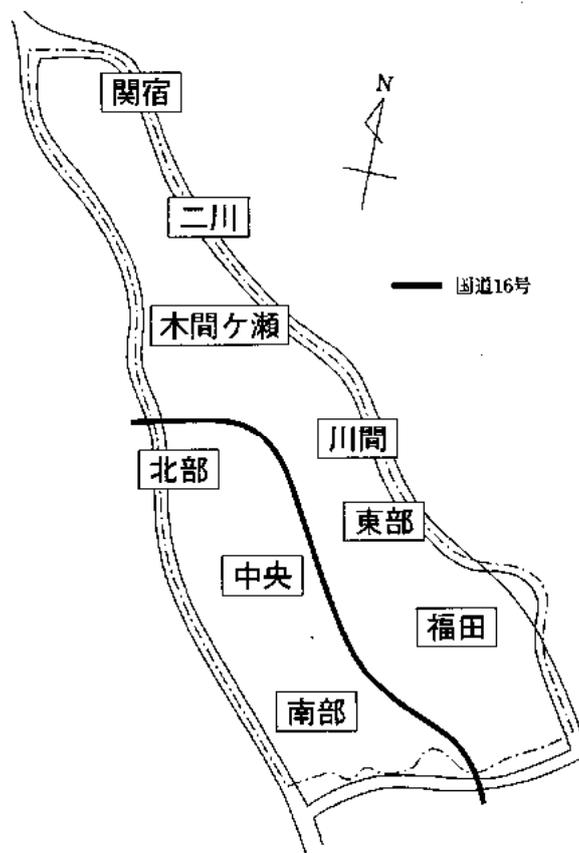
第1章 野田市の概要

第1章 野田市の概要

1. 地理的概要【生活支援課】

野田市は、千葉県の北西部に位置し、利根川を境にして東は茨城県、西は江戸川を境として埼玉県に接している。都心から直線にして30km、千葉市からは45kmの距離にある。古くから「しょうゆの町」として知られ、しょうゆ産業の進展と共にまちが発展してきた。以来野田市の中心的産業にとどまらず、人々の暮らしや文化、福祉などに大きな影響を与えてきた。また、平成15年6月に隣接していた東葛飾郡関宿町との市町村合併により市域も広がり豊かな自然と歴史的遺産を継承するに至った。

現在の人口は15万人を超え、中堅都市として近代化は目ざましく、文化教育、都市計画に意欲的に取り組んでいる。



2. 野田市の人口【市民課・行政管理課】

(1) 人口の推移

市内各地で行われた住宅地の開発分譲等により、人口・世帯数ともに上昇していたが、人口増加率は、平成24年にピークを迎え、その後は減少傾向となっている。

(各年4.1現在)

年度	世帯数 (世帯)	人口 (人)	男 (人)	女 (人)	1世帯あたり の人員 (人)	前年比 人口増加率 (%)
24	62,992	157,363	79,112	78,251	2.50	0.21
25	63,322	156,725	78,706	78,019	2.48	-0.41
26	63,956	156,124	78,386	77,738	2.44	-0.38
27	64,609	155,610	78,104	77,506	2.40	-0.33
28	65,405	155,134	78,003	77,131	2.37	-0.31
29	66,237	154,772	77,822	76,950	2.33	-0.23
30	67,122	154,348	77,570	76,778	2.29	-0.27
R1	68,166	154,404	77,653	76,751	2.26	0.04
R2	69,151	154,330	77,647	76,683	2.23	-0.05
R3	70,022	153,993	77,456	76,537	2.19	-0.21
R4	70,482	153,529	77,117	76,412	2.17	-0.30

(24年度は住民基本台帳及び外国人登録者数であり25年度より外国人も含んだ住民基本台帳人口による)

(2) 人口動態

自然動態は出生の減少及び死亡の増加により減少傾向であるが、社会動態は転入の増加により、微増傾向となっている。

(住民基本台帳による)

年度	自然動態			社会動態			人口増減	婚姻	離婚
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減			
24	1,067	1,321	-254	6,702	5,090	1,612	1,358	1,479	404
25	1,087	1,436	-349	5,016	5,268	-252	-601	1,562	468
26	984	1,489	-505	5,022	5,031	-9	-514	1,437	421
27	988	1,607	-619	5,187	5,044	143	-476	1,437	429
28	883	1,539	-656	5,136	4,842	294	-362	1,446	416
29	876	1,570	-694	5,448	5,178	270	-424	1,450	427
30	853	1,551	-698	5,822	5,068	754	56	1,293	428
R1	834	1,604	-770	5,902	5,206	696	-74	1,332	422
R2	791	1,737	-946	5,659	5,050	609	-337	1,190	362
R3	801	1,844	-1,043	5,569	4,912	657	-386	1,238	343

(3) 人口構成

(R4. 4. 1 現在)

年 齢	男	女	計	年 齢	男	女	計
0～ 4	2,360	2,285	4,645	55～59	4,745	4,348	9,093
5～ 9	2,872	2,781	5,653	60～64	4,183	4,258	8,441
10～14	3,567	3,299	6,866	65～69	4,893	5,291	10,184
15～19	3,771	3,498	7,269	70～74	6,458	7,329	13,787
20～24	4,114	3,520	7,634	75～79	4,879	5,349	10,228
25～29	3,711	3,283	6,994	80～84	3,305	3,912	7,217
30～34	3,771	3,242	7,013	85～89	1,543	2,565	4,108
35～39	4,460	3,963	8,423	90～94	491	1,237	1,728
40～44	5,254	4,702	9,956	95～99	109	412	521
45～49	6,589	5,693	12,282	100～	13	65	78
50～54	6,029	5,380	11,409	合 計	77,117	76,412	153,529

(4) 労働力の状態(15歳以上)

(R2. 10. 1 現在)

区 分	※総 数	労働力人口							非労働力人口			
		総 数	就業者					完全 失業者	総 数	家 事	通 学	そ の 他
			総 数	主 に 仕事	ほ か 仕事 の	仕 事 通 じ た 学 校 事 務 員 等	休 業 者					
総数	133,282	73,973	71,129	57,053	10,283	1,774	2,019	2,844	47,096	17,474	6,452	23,170
男	66,310	42,104	40,233	37,003	1,080	984	1,166	1,871	17,575	2,221	3,450	11,904
女	66,972	31,869	30,896	20,050	9,203	790	853	973	29,521	15,253	3,002	11,266

※労働力状態「不詳」を含む

(5) 産業別就業人口

(R2. 10. 1 現在)

※総 数	第1次産業			第2次産業			第3次産業		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
71,129	1,274	742	532	17,506	12,934	4,572	49,457	25,031	24,426

※分類不能の産業を含む

(6) 大字別人口及び世帯数

大字名	人 口				世帯数	増減	大字名	人 口				世帯数	増減
	男	女	計	増減				男	女	計	増減		
野 田	2527	2702	5229	-1	2625	5	岩 名	681	685	1366	-2	648	-3
上 花 輪	2137	2128	4265	17	2021	15	五 木	65	80	145	-1	60	0
中 野 台	1872	1851	3723	-15	1796	-9	谷 津	747	713	1460	16	646	13
清 水	3378	3413	6791	-25	3241	5	吉 春	649	685	1334	-8	612	0
堤 台	697	713	1410	6	668	2	蕃 昌	430	451	881	-6	407	-1
中野台鹿島町	377	378	755	3	364	2	座 生			0	0		0
上花輪新町	633	629	1262	-9	607	-2	五木新田	92	92	184	-5	75	-4
清水公園東一丁目	494	495	989	-2	338	0	七 光 台	2589	2530	5119	4	2460	8
清水公園東二丁目	253	274	527	5	189	3	岩名一丁目	1489	1590	3079	7	1404	5
桜の里一丁目	136	130	266	5	123	0	岩名二丁目	1392	1457	2849	-3	1202	2
桜の里二丁目	234	239	473	8	149	2	五木新町	760	714	1474	1	692	-3
桜の里三丁目	764	766	1530	-2	511	-3	春 日 町	1062	1070	2132	17	951	7
つつみ野一丁目	191	189	380	-3	131	0	谷 吉			0	0		0
つつみ野二丁目	694	636	1330	6	442	3	泉三丁目	2		2	0	2	0
中央地区計	14387	14543	28930	-7	13205	23	光葉町一丁目	759	733	1492	-2	484	0
前 月 計	14379	14558	28937		13182		光葉町二丁目	671	683	1354	-1	449	3
増減	8	-15	-7		23		光葉町三丁目	903	906	1809	5	581	4
							北部地区計	12291	12389	24680	22	10673	31
							前 月 計	12294	12364	24658		10642	
							増減	-3	25	22		31	
目 吹	1073	1037	2110	5	950	6	船 形	813	844	1657	-4	692	3
金 杉	32	29	61	0	43	-1	中 里	1084	1029	2113	-3	1012	3
鶴 奉	608	652	1260	-7	618	2	尾 崎	2672	2595	5267	12	2564	13
柳 沢	2544	2487	5031	-19	2304	-11	東金野井	318	312	630	-4	287	1
宮 崎	1788	1844	3632	4	1731	6	長 谷			0	0		0
横 内	157	193	350	4	173	7	小 山	149	155	304	0	132	0
中 根	1932	2022	3954	1	1951	8	蕙 打	23	17	40	0	18	0
大 殿 井	946	938	1884	-2	889	-1	日の出町	663	729	1392	1	682	3
東部地区計	9080	9202	18282	-14	8659	16	尾 崎 台	758	743	1501	-12	696	-2
前 月 計	9076	9220	18296		8643		泉一丁目	24	19	43	-5	22	-2
増減	4	-18	-14		16		泉二丁目			0	0		0
							川間地区計	6504	6443	12947	-15	6105	19
山 崎	9080	8688	17768	-34	9028	-13	前 月 計	6510	6452	12962		6086	
今 上	312	327	639	-1	265	0	増減	-6	-9	-15		19	
桜 台	823	822	1645	-12	803	-5							
花 井	2159	2276	4435	15	1846	10	下三ヶ尾	442	367	809	-2	425	-2
堤 根	631	565	1196	2	526	9	三 ツ 堀	1345	1362	2707	-11	1235	-4
山崎貝塚町	978	946	1924	-4	913	-3	瀬 戸	644	609	1253	-15	584	-1
山崎梅の台	278	313	591	4	253	0	瀬戸上灰毛			0	0		0
花井一丁目	454	452	906	-6	360	-3	木 野 崎	1022	1031	2053	-5	912	-1
みざき一丁目	643	653	1296	-3	450	1	上三ヶ尾	131	153	284	0	162	0
みざき二丁目	531	552	1083	-11	384	-1	二 ツ 塚	335	312	647	2	287	0
みざき三丁目	468	444	912	3	292	1	西三ヶ尾	459	485	944	5	426	5
みざき四丁目	496	489	985	12	351	7	福田地区計	4378	4319	8697	-26	4031	-3
桜 木	261	279	540	-5	249	-1	前 月 計	4399	4324	8723		4034	
山崎新町	633	589	1222	5	532	8	増減	-21	-5	-26		-3	
南部地区計	17747	17395	35142	-35	16252	10							
前 月 計	17811	17366	35177		16242		野田地域計	64387	64291	128678	-75	58925	96
増減	-64	29	-35		10		前 月 計	64469	64284	128753		58829	
							増減	-82	7	-75		96	

大字名	人 口				世帯数	増減		大字名	人 口				世帯数	増減
	男	女	計	増減					男	女	計	増減		
関宿台町	944	841	1785	-2	784	1		木間ヶ瀬	5272	5074	10346	-42	4883	-7
関宿江戸町	123	130	253	0	109	2		岡 田	724	691	1415	5	670	5
関宿町	83	75	158	-1	70	1		丸 井	17	19	36	-1	18	0
関宿元町	127	115	242	-9	99	-2		岡田新田			0	0		0
関宿内町	22	23	45	0	19	0		木間ヶ瀬新田	2	3	5	0	2	0
関宿三軒家	11	8	19	0	9	0		小計	6015	5787	11802	-38	5573	-2
関宿台町番外			0	0		0								
関宿町番外	1	2	3	0	1	0								
平 成			0	0		0								
小計	1311	1194	2505	-12	1091	2		関宿地域計	12730	12121	24851	-59	11557	12
								前月計	12749	12161	24910		11545	
								増減	-19	-40	-59		12	
平 井	150	129	279	-4	147	-1								
東宝珠花	433	408	841	-3	378	2								
次 木	443	428	871	-1	396	-1								
親野井	337	345	682	-1	331	2		総 計	77117	76412	153529	-134	70482	108
古布内	1145	1072	2217	7	972	2		前月計	77218	76445	153663		70374	
桐ヶ作	642	685	1327	-2	670	1		増減	-101	-33	-134		108	
柏 寺	358	341	699	-13	316	-2								
新田戸	292	258	550	-5	244	-1								
中 戸	189	190	379	-2	194	-1								
東高野	178	161	339	2	164	0								
西高野	118	107	225	0	108	0								
関宿江戸町飛地	7	6	13	0	5	0								
関宿元町飛地	1	1	2	0	1	0								
はやま	2		2	0	2	0								
中戸谷津			0	0		0								
なみき一丁目	343	282	625	3	299	1								
なみき二丁目	275	278	553	-7	242	-3								
なみき三丁目	267	246	513	11	250	10								
なみき四丁目	224	203	427	6	174	3								
小計	5404	5140	10544	-9	4893	12								

3. 令和4年度一般会計予算（当初）【生活支援課】

歳 入

(単位：千円)

款	令和3年度	令和4年度	増減	構成比%
市税	21,669,133	22,583,747	914,614	42.5%
地方譲与税	392,100	421,400	29,300	0.8%
利子割交付金	12,200	10,400	△ 1,800	0.0%
法人事業税交付金	196,900	248,100	51,200	0.5%
地方消費税交付金	3,372,000	3,610,800	238,800	6.8%
配当割交付金	94,900	140,400	45,500	0.3%
株式等譲渡所得割交付金	67,500	115,500	48,000	0.2%
ゴルフ場利用税交付金	162,100	159,400	△ 2,700	0.3%
自動車取得税交付金	1	1	0	0.0%
環境性能割交付金	58,800	77,500	18,700	0.1%
地方特例交付金	194,996	199,663	4,667	0.4%
地方交付税	3,971,551	4,563,798	592,247	8.6%
交通安全対策特別交付金	15,854	17,755	1,901	0.0%
分担金及び負担金	385,915	384,372	△ 1,543	0.7%
使用料及び手数料	1,116,221	1,121,142	4,921	2.1%
国庫支出金	8,449,737	9,780,357	1,330,620	18.4%
県支出金	3,531,465	3,751,572	220,107	7.1%
財産収入	114,357	63,034	△ 51,323	0.1%
寄附金	69,078	88,557	19,479	0.2%
繰入金	622,173	584,946	△ 37,227	1.1%
繰越金	500,000	500,000	0	0.9%
諸収入	1,308,619	1,278,056	△ 30,563	2.4%
市債	4,666,400	3,470,500	△ 1,195,900	6.5%
合 計	50,972,000	53,171,000	2,199,000	100.0%

歳 出

(単位：千円)

款	令和3年度	令和4年度	増減	構成比	本年度予算額の財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
議会費	347,790	348,192	402	0.7%			93	348,099
総務費	4,062,810	4,412,185	349,375	8.3%	402,529	23,500	485,965	3,500,191
民生費	22,784,600	23,633,098	848,498	44.4%	10,829,299	394,200	917,539	11,492,060
衛生費	4,123,923	5,161,070	1,037,147	9.7%	1,203,045	35,300	503,014	3,419,711
労働費	73,571	61,914	△ 11,657	0.1%			141	61,773
農林水産業費	845,305	815,420	△ 29,885	1.5%	173,440	3,900	81,461	556,619
商工費	336,278	337,154	876	0.6%	1,893		40	335,221
土木費	5,023,779	4,794,662	△ 229,117	9.8%	301,370	1,405,700	243,159	2,844,433
消防費	1,789,933	1,954,668	164,735	3.7%	61,035	134,600	2,695	1,756,338
教育費	5,807,483	5,870,639	63,156	11.0%	559,318	205,000	772,440	4,333,881
災害復旧費	2	2	0	0.0%				2
公債費	5,243,453	5,080,721	△ 162,732	9.6%			16,834	5,063,887
諸支出金	325,892	329,169	3,277	0.6%			3,179	325,990
予備費	207,181	372,106	164,925	0.7%				372,106
合 計	50,972,000	53,171,000	2,199,000	100.0%	13,531,929	2,202,200	3,026,560	34,410,311

保健福祉関係一般会計予算（当初）

（単位：千円）

科目		年度	令和3年度	令和4年度	増減	上昇率（%）
民生費			18,185,429	19,040,648	855,219	4.70
	社会福祉費		4,022,110	4,701,156	679,046	16.88
	老人福祉費		1,882,992	1,856,405	△ 26,587	△ 1.41
	児童福祉費		9,019,429	9,339,219	319,790	3.55
	生活保護費		3,260,898	8,143,868	4,882,970	149.74
衛生費			1,066,947	2,209,307	1,142,360	107.07
	保健衛生費		1,066,947	2,209,307	1,142,360	107.07

※一般職員の人件費及び繰出金を除く

民生費各項目別予算（当初）

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	増減	上昇率（%）
民 生 費（款）		18,185,429	19,040,648	855,219	4.70
社会福祉費		4,022,110	4,701,156	679,046	16.88
	社会福祉総務費	170,891	530,562	359,671	210.47
	人権施策推進費	3,594	3,339	△ 255	△ 7.10
	福祉会館費	21,442	21,723	281	1.31
	障がい者福祉費	3,425,247	3,746,373	321,126	9.38
	心身障がい者福祉作業所費	54,709	52,976	△ 1,733	△ 3.17
	あすなろ職業指導所費	95,637	100,788	5,151	5.39
	こぶし園費	77,776	88,688	10,912	14.03
	あおい空費	172,814	156,707	△ 16,107	△ 9.32
老人福祉費		1,882,992	1,856,405	△ 26,587	△ 1.41
	老人福祉総務費	1,601,050	1,657,894	56,844	3.55
	デイサービスセンター費	1,372	1,597	225	16.40
	養護老人ホーム費	94,303	151,646	57,343	60.81
	老人福祉センター費	154,819	14,210	△ 140,609	△ 90.82
	地域福祉センター費	31,448	31,058	△ 390	△ 1.24
児童福祉費		9,019,429	9,339,219	319,790	3.55
	児童福祉総務費	579,982	623,616	43,634	7.52
	児童措置費	3,828,230	3,818,228	△ 10,002	△ 0.26
	母子福祉費	681,166	688,977	7,811	1.15
	保育所費	1,954,558	2,150,289	195,731	10.01
	障がい児福祉費	738,106	897,425	159,319	21.58
	あさひ育成園費	34,534	37,498	2,964	8.58
	こだま学園費	110,272	111,668	1,396	1.27
	学童保育所費	403,476	409,725	6,249	1.55
	児童館費	670,937	582,516	△ 88,421	△ 13.18
	子ども支援室費	18,168	19,277	1,109	6.10

項 目		令和3年度	令和4年度	増減	上昇率(%)
生活保護費		3,260,898	3,143,868	△117,030	△3.59
	生活保護総務費	39,333	37,119	△2,214	△5.63
	扶助費	3,221,565	3,106,749	△114,816	△3.56
衛生費(款)		1,066,947	2,209,307	1,142,360	107.07
保健衛生費		1,066,947	2,209,307	1,142,360	107.07
	保健衛生総務費	96,189	51,909	△44,280	△46.03
	母子衛生費	111,067	130,557	19,490	17.55
	成人病予防費	353,216	377,440	24,224	6.86
	感染症予防費	353	1,141,700	1,141,347	323,327.76
	予防接種費	380,687	382,240	1,553	0.41
	急病センター費	125,435	125,461	26	0.02

※一般職員の人件費及び繰出金を除く

4. 令和4年度介護保険特別会計予算(当初)【高齢者支援課】

歳 入

(単位：千円)

款	令和3年度	令和4年度	増減	構成比(%)
保 険 料	2,874,165	2,907,272	33,107	23.3
分 担 金 及 び 負 担 金	0	0	0	0.0
使 用 料 及 び 手 数 料	1	1	0	0.0
国 庫 支 出 金	2,383,486	2,327,258	△56,228	18.6
支 払 基 金 交 付 金	3,222,973	3,247,616	24,643	26.0
県 支 出 金	1,800,158	1,797,925	△2,233	14.4
財 産 収 入	10	15	5	0.0
繰 入 金	2,117,040	2,206,433	89,393	17.7
繰 越 金	2,903	2,588	△315	0.0
諸 収 入	1,264	892	△372	0.0
合 計	12,402,000	12,490,000	88,000	100.0

歳 出

(単位：千円)

款	令和3年度	令和4年度	増減	構成比(%)	本年度予算額の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
総 務 費	243,902	220,962	△22,940	1.8			220,962	
保 険 給 付 費	11,607,699	11,664,262	56,563	93.4	3,847,266		5,037,255	2,779,741
地 域 支 援 費	527,010	580,841	53,831	4.6	277,909		196,098	106,834
基 金 積 立 金	11	16	5	0.0			15	1
公 債 費	313	313	0	0.0				313
諸 支 出 金	2,162	3,018	856	0.0				3,018
予 備 費	20,903	20,588	△315	0.2				20,588
合 計	12,402,000	12,490,000	88,000	100.0	4,125,175		5,454,330	2,910,495

第2章 野田市の保健福祉

第2章 野田市の保健福祉

1. 保健福祉施策のあゆみ【関係各課】

- | | | | |
|---|---|--|-------------------------------|
| 25. 5 | ・町立大師山保育園が市制施行により市立となる | 4 | ・太子堂保育所を廃し、花輪保育所新築開設 |
| 26. 10 | ・野田市福祉事務所設置
・野田市社会福祉協議会設立 | ・市立知的障害者授産施設「あすなる職業指導所」設置 | |
| 27. 4 | ・市立清水保育所、金乗院東側に開設 | 5 | ・市立知的障害者授産施設「あすなる職業指導所」開所 |
| 29. 5 | ・市立太子堂保育所開設 | 49. 4 | ・市立老人福祉センター開館 |
| 9 | ・市立大師山保育所を報恩寺経営に | ・看護婦等修学資金貸付始まる | |
| 30. 4 | ・市立あたご保育所開設 | 50. 4 | ・無認可保育所児童助成制度施行 |
| 31. 4 | ・母子福祉推進員設置、21人を委嘱 | ・母子家庭等医療費助成金支給制度施行 | |
| 40. 1 | ・市内初の青年館、西三ヶ尾香取神社境内に西三ヶ尾青年館として開館 | ・市立南部保育所開設 | |
| 4 | ・市立中根保育所開設 | 6 | ・市立特別養護老人ホーム「鶴寿園」開園 |
| 10 | ・長時間保育始まる | 51. 4 | ・災害見舞金交付制度施行 |
| 12 | ・市立初の留守家庭学童保育所、中央小学校内に開設 | ・市立尾崎保育所開設 | |
| 41. 4 | ・肢体不自由児童訓練施設「マザーズホーム」開所 | 52. 1 | ・市児童館開設(現中央子ども館)鶴奉学童保育所併設にて開設 |
| ・市立養護老人ホーム「楽寿園」開園 | 4 | ・児童福祉審議会発足 | |
| 42. 4 | ・胃がん検診始まる | ・身障者手帳交付申請診断料助成制度施行 | |
| 44. 1 | ・学童保育所とマザーズホームを中央小学校々庭に新築移転 | ・市立清水保育所、移転新築開設 | |
| 5 | ・野田市家庭児童相談室開設 | 5 | ・健康相談始まる |
| 45. 4 | ・助産費補助支給始まる | 8 | ・独居老人ヤクルト配布事業始まる |
| 46. 3 | ・野田市留守家庭学童保育所設置条例を制定 | 53. 1 | ・心身障害者扶養年金加入者補助金交付制度施行 |
| 4 | ・遺児手当支給始まる | ・生活困窮者向法外援護実施要綱制定 | |
| ・中根保育所増築工事完成 | 4 | ・市立北部保育所開設 | |
| ・子どもの遊び場設置、管理に関する条例を制定(遊び場第1号は愛宕神社境内) | ・高額医療費貸付制度創設 | ・旧清水保育所を市青少年会館に | |
| 10 | ・母子保健推進員設置 | ・宮崎学童保育所を宮崎小学校内に、清水学童保育所を青少年会館に、南部学童保育所を大和田青年館にて開設 | |
| ・栄養改善推進員設置 | ・1歳6か月児健康診査始まる | 7 | ・身体障害者自動車運転免許取得助成制度施行 |
| 47. 4 | ・重度心身障害者医療費助成金支給制度発足 | 54. 4 | ・市立福田保育所開設 |
| ・東部保育所開設 | ・身体障害者結婚祝金支給制度発足 | ・うめさと児童館開設(市立うめさと子ども館、南部学童保育所併設により移転) | |
| ・母子等医療費助成金支給制度施行 | ・敬老祝金支給制度を制定 | ・市立谷吉会館開館(福祉会館) | |
| ・市立知的障害児通園施設「こだま学園」設置 | ・市立肢体不自由児通園施設「あさひ育成園」設置(48.4.1マザーズホームを改称) | ・難病療養者見舞金支給制度施行 | |
| ・市立勤労青少年ホーム開館 | ・市立肢体不自由児通園施設「あさひ育成園」開園(48.4.1マザーズホームを改称) | ・ねたきり老人日常生活用具給付開始 | |
| ・子宮がん検診始まる | 5 | ・身体障害者教習用自動車を野田自動車教習所に配車 | |
| 5 | ・市立知的障害児通園施設「こだま学園」開園 | ・休日歯科診療始まる | |
| ・市立肢体不自由児通園施設「あさひ育成園」開園(48.4.1マザーズホームを改称) | 10 | ・身体障害者等福祉電話設置事業始まる | |
| 10 | ・敬老電話給付始まる | ・第1回「食生活展」開催 | |
| 48. 4 | ・心身障害者等福祉手当支給制度施行 | ・第1回「健康づくりフェスティバル」開催 | |
| ・市立乳児保育所開設 | ・福祉部を新設(福祉事務所を部相当にし読み替える) | ・福祉部を新設(福祉事務所を部相当にし読み替える) | |
| ・乳児医療対策事業始まる | 55. 3 | ・中根、花輪、東部保育所の増築工事完成(定員110名増) | |
| ・乳幼児医療対策事業始まる | ・健康づくり推進協議会設置 | 4 | ・中根地域福祉センター開館 |
| 5 | ・老人福祉推進員を設置 | ・東部、川間、福田の各学童保育所開設 | |
| 6 | ・保健医療問題協議会設置 | ・福祉タクシー利用制度始まる | |
| 10 | ・特定疾患医療費助成金支給制度施行 | ・盲人ガイドヘルパー派遣事業開始 | |
| 12 | ・市社会福祉協議会、法人化 | | |
| 49. 1 | ・母子家庭等児童入学、就職祝金支給制度施行 | | |

- ・災害見舞金品交付事業始まる
- 5 ・第1回身体障害者つり大会開く
- 8 ・同和対策課設置
- 10 ・市社協、30周年記念式典行う
- 11 ・清水学童保育所を清水台小学校敷地内に新設移転
- 56. 1 ・身体障害者用自動車改造費助成制度始まる
- 4 ・ねたきり老人短期入所事業始まる
 - ・野田市保健センター開設
 - ・野田市急病センター開設
 - ・3か月児健康診査始まる
- 6 ・第1回「おひさまといっしょに」開く
(心身障害者児と市民の集い改め)
- 8 ・心身障害者福祉対策協議会発足
- 9 ・岩木学童保育所開設
- 57. 3 ・私立大師山保育園廃園
- 4 ・手話通訳者派遣事業始まる
 - ・シルバーホーン設置補助始まる
 - ・シルバー人材センター設立
 - ・はみがき教室始まる
- 58. 1 ・2歳3か月児歯科相談始まる
- 2 ・老人保健法施行
- 58. 4 ・市立谷吉児童館開設
 - ・基本健康診査始まる
 - ・ねたきり老人等ふとん乾燥サービス事業始まる
 - ・同和対策審議会発足
- 11 ・宮崎学童保育所新設移転
- 12 ・聴覚・音声・言語機能障害者用ファックス等設置
費使用料助成制度始まる
- 59. 4 ・市立七光台会館開館(福祉会館)
 - ・野田市出産祝品交付事業始まる
 - ・社会福祉施設入所負担金助成始まる
 - ・予防接種健康被害調査委員会設置
 - ・育児相談始まる
- 60. 1 ・家庭奉仕員(有料)派遣事業始まる
- 4 ・ショートステイ事業始まる
 - ・機構改革を実施(厚生課、福祉課、児童課、保育課の4課を、厚生課、保育課、福祉事務所の3課に再編成)
 - ・山崎児童館開設(山崎学童保育所併設)
 - ・野田市被爆者健康管理見舞金支給事業始まる
 - ・給食サービス事業始まる
 - ・野田市老人ホーム入所判定委員会設置要綱制定
 - ・重度身体障害者日常生活用具給付・貸与・取付工事費助成規則制定
 - ・ねたきり老人等日常生活用具給付等始まる
- 6 ・初妊婦を対象とした母親学級始まる
- 10 ・市社協、35周年記念式典行う
- 61. 3 ・母子保健推進員が保健推進員に名称変更
- 4 ・知的障害者通所更生施設「市立こぶし園」開園
 - ・七光台児童館開設(七光台学童保育所併設)
 - ・尾崎学童保育所開設
 - ・ゲートボール広場設置及び整備事業費補助金交付制度施行
- 6 ・心身機能低下者に対する機能訓練事業始まる
- 8 ・鶴奉学童保育所を廃止し柳沢学童保育所新設
- 62. 4 ・市立島会館開館(福祉会館)

- 63. 4 ・野田市ことば相談室設置
 - ・在宅重度身体障害者短期保護事業開始
 - ・家庭児童相談員設置
- 6 ・ことばの相談始まる
- 7 ・ねたきり老人等入浴サービス始まる
- 元. 3 ・老人医療資格関係オンライン化
- 4 ・母子家庭修学費助成事業始まる
 - ・肺がん検診始まる
 - ・高齢者サービス調整委員会設置
 - ・機構改革を実施(厚生課が福祉課、福祉事務所が厚生課、保育課が児童課に名称変更)
 - ・関宿心身障害者福祉作業所設置
- 5 ・フッ素塗布始まる
- 8 ・ひとり暮らし老人等緊急通報システム確立
- 12 ・在宅老人デイ・サービス事業始まる
- 2. 1 ・福祉カー貸出し始まる
- 4 ・基本健康診査事後指導講習会始まる
 - ・乳がん検診始まる
 - ・あすなろ職業指導所新作業棟増設
- 3. 4 ・保育料・学童保育料改定
- 11 ・市社協、40周年記念式典行う
- 4. 4 ・おむつ手当新設
 - ・精神障害者共同作業所運営費補助金交付規則制定
 - ・点字図書給付始まる
- 10 ・在宅心身障害者児短期保護委託料助成始まる
- 5. 4 ・機構改革を実施(福祉部に保健センターを加え保健福祉部とし、厚生課、福祉課、児童課を社会福祉課、高齢者福祉課、児童家庭課に再編成)
 - ・二ツ塚学童保育所開設
 - ・知的障害者生活ホーム運営事業補助金交付事業始まる
 - ・社会福祉法人に対する利子補給事業始まる
 - ・親子教室(発達指導)始まる
 - ・大腸がん検診始まる
- 6. 3 ・老人保健福祉計画書できる
- 4 ・老人保健福祉計画推進委員会設置
 - ・精神障害者医療費助成始まる
 - ・基本健康診査の必須検査項目に貧血検査、随時血糖を追加した
- 6 ・予防接種法の改正によりインフルエンザが任意接種となり中止した
- 7. 4 ・基本健康診査の必須検査項目に尿酸を追加した
- 10 ・医師会立訪問看護ステーション始まる
- 8. 4 ・野田市在宅介護支援センター開設
 - ・野田市心身障害者福祉作業所開設
 - ・野田市難病療養者見舞金支給項目に原発性免疫不全症候群、突発性間質性肺炎及び網膜色素変性症を追加
 - ・栄養改善推進員が食生活改善推進員に名称変更
- 5 ・老人デイサービスセンター開設
- 7 ・女性行動計画「フレッシュプランのだー男女共同参画社会の実現に向けてー」を策定
- 10 ・野田ライフケアセンター在宅介護支援センター開設
- 9. 4 ・妊婦・乳児一般健康診査、妊婦・新生児訪問指導始まる

- ・初妊婦を対象とした母親学級が両親学級に名称変更
- 6 ・福祉のまちづくり運動推進協議会発足
- ・ねたきり老人等入浴サービス事業利用回数及び対象者を拡充
- 7 ・同和問題連絡協議会発足
- ・三歳児健康診査始まる
- 10 ・福祉タクシー利用者に身体障害者手帳 3 級所持者、軽度の知的障がいと判定された人及び市民税非課税の 70 歳以上の高齢者単身世帯、又は夫婦世帯も加えサービス拡充
- 12 ・野田市社会福祉協議会事務所移転(市庁舎内)
- 10. 2 ・梅郷ナーシング在宅介護支援センター開設
- 3 ・母子保健計画策定
- ・関宿心身障がい者福祉作業所増築
- 4 ・野田市難病療養者見舞金支給項目にクロイツフェルト・ヤコブ病 原発性肺高血圧症を追加
- ・特別養護老人ホーム「亀野園」開設
- ・デイサービスセンター「亀野園」開設
- 7 ・野田市難病療養者見舞金支給項目に神経線維腫症を追加
- 10 ・「子育てに関する意向調査」を実施
- ・老人保健福祉計画推進委員会を野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に名称変更
- 11. 1 ・2歳3か月児ことばの相談始まる
- 3 ・野田市障害者基本計画策定
- 4 ・巡回型ホームヘルプサービス(昼間帯)事業開始
- ・介護保険課を設置
- ・手話通訳者・盲人ガイドヘルパー派遣事業社会福祉協議会に委託
- 6 ・急病センターの夜間の内科・小児科診療が毎日診療になる
- 7 ・野田市介護認定審査会発足
- ・野田市障害者基本計画推進協議会発足
- 10 ・要介護・要支援認定申請受付開始
- ・個別健康教育始まる
- 12 ・市立養護老人ホーム「楽寿園」を鶴奉 264 番地に新築移転
- 12. 3 ・野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第 1 期計画)策定
- ・野田市エンゼルプラン策定
- 4 ・訪問介護事業開始
- ・岩木小学校老人デイサービスセンター開設
- ・配食サービス事業開始
- ・福祉タクシー利用対象者拡充(ストレッチャー又はリフト付タクシーの利用可となる)
- ・同和对策課を人権施策推進課に改組
- ・介護保険制度始まる
- ・家族介護者等助成金制度始まる
- 8 ・乳児保育所で産休明け(2か月児)保育始まる
- 9 ・在宅訪問歯科保健事業始まる
- 10 ・第 1 号被保険者の保険料徴収始まる
- ・男女共同参画市民意識調査実施
- 13. 3 ・フレッシュプランのただ後期推進計画策定
- 4 ・市内 3 保育所(中根・南部・北部)で午前 7 時から午後 7 時までの延長保育を試行実施
- ・学童保育所の平日の開設時間を延長
- ・北部学童保育所開設
- ・訪問理容サービス事業開始
- ・野田市立「あおい空」開設
- ・野田市人権施策推進協議会設置
- ・文言変更:学童保育所の平日の開設時間を延長(小学校 1 年生の下校時より午後 6 時まで)
- 5 ・「女性のための相談」開設
- ・野田市児童虐待防止対策連絡協議会設置
- 6 ・エンゼルヘルプサービス事業開始
- 7 ・みずき学童保育所開設
- 10 ・ファミリー・サポート・センター設立
- 11 ・満 65 才以上の高齢者等のインフルエンザ個別予防接種始まる
- 12 ・ケアハウス野田在宅介護支援センター開設
- 14. 1 ・要約筆記者養成講座開始
- ・ファミリー・サポート・センター事業開始
- 2 ・「人権教育のための国連 10 年」に関する野田市の行動計画策定
- ・野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱策定
- ・野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱策定
- 3 ・母子健康計画策定(見直し)
- 4 ・市内全保育所で午前 7 時から午後 7 時までの延長保育を実施
- ・学童保育所の開設時間の変更(学校完全週 5 日制の導入に伴うもの)土曜日等の学校休業日は午前 8 時から午後 6 時まで
- ・三ヶ尾学童保育所開設(福二小敷地内)
- ・野田市総合福祉会館開設
- ・保健所より精神科通院医療費公費負担、精神障害者保健福祉手帳事務が移管
- ・精神保健福祉手帳交付診断料助成事業開始
- ・精神障害者地域生活援助事業開始
- 7 ・児童虐待相談電話「子ども SOS」設置
- ・子ども館休館日を年末年始を除き開放
- ・要約筆記者派遣事業開始
- ・視覚障害者パソコン講習会開始
- ・野田市緊急一時保護施設開設
- 9 ・聴覚障害者・中途失聴者パソコン講習会開始
- 10 ・野田市介護相談員派遣事業開始
- ・人権に関する市民意識調査実施
- 11 ・野田市地域子育て支援センター(東部保育所内)開設
- ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン策定
- ・野田市ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会設置
- 12 ・福祉タクシー利用者に精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者も加えサービス拡充
- ・精神障害者短期入所事業開始
- 15. 3 ・野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第 2 期計画)策定
- ・家族介護者等助成金制度終了
- ・野田市児童虐待防止対応マニュアル作成

- 4 ・高齢者住宅改造費助成事業開始
 - ・徘徊高齢者家族支援サービス事業開始
 - ・市内2保育所(あたご保育所・南部保育所)を民間委託し、あたご保育所で午後8時までの延長保育と休日保育、南部保育所で午後10時までの延長保育を実施
 - ・父子家庭等支援手当支給開始
 - ・市居宅介護事業所開設
 - ・障害者支援費制度始まる
 - ・難病患者等ホームヘルプサービス事業開始
 - ・乳幼児医療対策事業現物給付実施
 - ・家族介護者交流事業開始
 - ・介護用品支給事業開始
 - ・住宅改修費申請及び受領委任制度開始
- 6 ・野田市在宅介護支援センターを市庁舎内に移転
 - ・鶴寿園在宅介護支援センター開設
 - ・重度知的障害者福祉手当を関宿町編入により野田市域に拡大
 - ・男女共同参画課を設置
 - ・関宿町との合併により、関宿保健センター・関宿会館(福祉会館)・関宿複合センター・関宿福祉センターやすらぎの郷・古布内保育所・木間ヶ瀬保育所・木間ヶ瀬学童保育所・二川学童保育所・関宿中央学童保育所・関宿子ども館、統合
 - ・学童保育所の開設時間を午後6時までから午後6時30分までに変更
 - ・「女性のための相談」第2土曜日開設
- 8 ・市内2保育所(あたご保育所・南部保育所)において完全給食を実施
- 10 ・「障害者何でも相談窓口」社会福祉課に開設
 - ・野田市地域福祉計画審議会設置
- 11 ・病児・病後児保育施設「ひばりルーム」開設
 - ・地域福祉に関する市民アンケート調査の実施
 - ・野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第2期計画)改訂版策定
- 16. 1 ・養育費問題解決のための無料法律相談開始
 - ・ひとり親家庭を対象とした職業訓練講座(パソコン)を開設
- 3 ・野田市障害者基本計画を改訂
 - ・離乳食講習会(生後3か月児～5か月児)開始
 - ・野田市児童虐待防止対応マニュアル改訂版作成
- 4 ・市内全保育所で完全給食を実施
 - ・母子自立支援員(前身は県委嘱の婦人相談員)設置
 - ・母子家庭等日常生活支援事業開始
 - ・関宿ことば相談室開設
 - ・認可保育園聖華保育園開設
 - ・児童虐待実務者ネットワーク設置
 - ・野田市立福祉会館の火曜日開館開始
- 6 ・高齢者筋力向上トレーニング事業開始
- 7 ・母子家庭自立支援教育訓練給付金開始
 - ・ステップハウスの設置(市営住宅の目的外使用)
- 10 ・野田市保健医療問題審議会設置
- 11 ・野田市男女共同参画審議会設置
 - ・母子福祉推進員廃止
- 17. 1 ・養護老人ホーム楽寿園の一部15床特別養護老人ホームへ転換し、複合老人ホーム「野田市楽寿園」を開設し、指定管理者制度へ移行
- 3 ・野田市男女共同参画計画策定
 - ・野田市地域福祉計画策定
 - ・野田市新エンゼルプラン策定
 - ・野田市健康づくり推進計画21策定
 - ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画策定
- 4 ・育児支援家庭訪問事業開始
 - ・母子家庭等児童入学就職祝金支給制度廃止
 - ・ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業開始
 - ・保育所の保育士配置基準改定(児童2.5人に保育士1人配置から児童3人に保育士1人配置に改定)
- 5 ・育児学級「えだまめクラブ」開始
- 7 ・関宿学童保育所開設
 - ・子育て支援総合コーディネーター事業開始
 - ・歯周疾患検診事業開始
- 8 ・住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業開始
- 9 ・あさひ育成園・こだま学園外来療育相談事業開始(隔週実施)追加(H18.9月より移動)
- 10 ・「当事者関係者相談」社会福祉課に開設
- 18. 1 ・二川つどいの広場開設
 - 3 ・野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第3期計画)策定
 - ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン改訂版策定
 - ・野田市在宅介護支援センターを廃止
 - ・在宅介護支援センターの委託業務を廃止
- 4 ・野田地区地域包括支援センターを設置
 - ・関宿地区地域包括支援センターを設置
 - ・障害者自立支援法一部施行
 - ・母子家庭高等技能訓練促進費支給事業開始
 - ・認可保育園コビーブリス쿨のだ保育園開設
 - ・民間委託している2保育所(あたご保育所・南部保育所)を指定管理者制度へ移行
 - ・野田市特別養護老人ホーム鶴寿園を指定管理者制度へ移行
 - ・野田市鶴寿園老人デイサービスセンターを指定管理者制度へ移行
 - ・野田市岩木小学校老人デイサービスセンターを指定管理者制度へ移行
 - ・野田・関宿心身障害者福祉作業所を指定管理者制度へ移行
- 5 ・野田市要保護児童対策地域協議会設置
 - ・訪問型一時保育事業実施
- 7 ・南部学童保育所を民間委託し午後7時までの保育を実施
- 8 ・母子家庭のための就業相談事業開始
 - ・みずき学童保育所移設・増築(定員40人から80人に増員)
- 9 ・高齢者通所型介護予防事業開始
- 10 ・障害者自立支援法完全施行
- 11 ・子育て応援者養成講座(19年2月まで全8回)
- 19. 4 ・「障害者何でも相談窓口」を改組し「障害者総合相談・就労支援センター」を社会福祉課に設置

- ・母子家庭常用雇用転換奨励金支給事業開始
- ・尾崎保育所を指定管理者制度へ移行し、午後 8 時までの延長保育と休日保育を実施
- ・児童家庭課に児童相談係(家庭児童相談室)を新設
- 6 ・手話通訳者を社会福祉課に配置 (火曜日 9:00～13:00、木曜日 13:00～17:00)
- ・野田市地域自立支援協議会設置
- 10 ・母子自立支援プログラム策定事業開始
- ・二川つどいの広場をいちいのホール内へ移転
- ・乳幼児医療費助成事業の制度改正で 3 歳未満から 4 歳未満に通院対象年齢を拡充
- ・人権に関する市民意識調査実施
- 20. 1 ・第 2 次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱策定
- ・男女共同参画課を配偶者暴力相談支援センターに位置付ける
- ・北部・川間地区地域包括支援センターを設置
- 3 ・母子家庭常用雇用転換奨励金支給事業廃止
- 4 ・野田市特別養護老人ホーム鶴寿園及び野田市鶴寿園老人デイサービスセンターを無償譲渡
- ・古布内保育所を指定管理者制度へ移行し、午後 8 時までの延長保育を実施
- ・南部第二学童保育所開設、三ヶ尾・二川学童保育所増設
- ・ひとり親家庭情報交換事業開始
- ・基本健康診査に替わって、特定健康診査・特定保健指導及び後期高齢者健康診査を開始
- ・麻しん風しん(MR)混合ワクチン 3 期・4 期で 5 年間の時限措置で実施
- ・骨太教室開始
- 5 ・乳幼児医療費助成事業の制度改正で 4 歳未満から 5 歳未満に通院対象年齢を拡充
- 7 ・5 歳児健康診査始まる
- 12 ・乳幼児医療費助成事業の制度改正で 5 歳未満から小学校就学前に通院対象年齢拡充
- 21. 2 ・母子家庭高等技能訓練促進費の支給期間の拡充
- 3 ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第 4 期計画)策定
- ・野田市健康づくり推進計画 21 改訂
- 4 ・子育て応援特別手当支給事業開始
- ・あすなろ職業指導所を指定管理者制度へ移行
- ・妊婦健康診査の公費負担回数を 5 回から 14 回に拡充
- ・ひとり親家庭を対象とした職業訓練講座を拡充し、母子家庭の母等の就業及び自立支援事業(就業支援講習会)へ移行
- ・認可保育園こびりプリスクールせきやど保育園及び認可保育園アスク七光台保育園開設
- 5 ・野田市障害者基本計画(改定)の計画期間を 1 年延長
- 6 ・母子家庭高等技能訓練促進費の支給額及び支給期間の拡充
- 10 ・住宅手当緊急特別措置事業(住宅手当)の開始
- 22. 1 ・女性特有のがん検診推進事業を実施
- ・野田市難病療養者見舞金給付対象に 11 疾患を追加
- 3 ・野田市地域福祉計画(改訂版)策定
- ・野田市新エンゼルプラン(後期計画)策定
- ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン(第 2 次改訂版)策定
- ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画(改訂版)策定
- ・第 2 次野田市男女共同参画計画策定
- ・野田市遺児手当を廃止
- 4 ・機構改革を実施(児童家庭課、人権施策推進課、男女共同参画課及び新設の保育課を児童家庭部に再編成)
- ・野田市ひとり親家庭等医療費助成制度を見直し・子ども手当の支給を開始
- ・清水保育所を指定管理者制度へ移行し、午後 8 時までの延長保育を実施
- ・乳幼児医療費助成事業を児童家庭部児童家庭課へ移管
- ・特別児童扶養手当を保健福祉部社会福祉課へ移管
- ・あおい空を障害者自立支援法に基づく生活介護を行う施設及び指定管理者制度に移行
- ・野田市岩木小学校老人デイサービスセンターを介護保険法に規定する通所介護及び介護予防通所介護を実施する施設に転換
- 5 ・無料職業紹介所を活用したひとり親家庭向けの求人開拓と情報提供を開始
- 7 ・父子家庭等支援手当を廃止
- ・BCG 法定外予防接種開始
- 8 ・野田市地域自立支援協議会に障がい種別の専門部会配置(身体障がい者部会、知的障がい者部会、精神障がい者部会)
- ・父子家庭に対する児童扶養手当の支給を開始
- ・養育者支援手当の支給を開始
- 10 ・任意予防接種(子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン)の助成開始
- ・61 年 4 月施行の野田市ゲートボール広場設置及び整備事業費補助金交付規則を廃止し、グラウンド・ゴルフ場とゲートボール場の整備を対象にした野田市グラウンド・ゴルフ場等整備費補助金交付規則を施行
- ・清水第二・岩木第二・七光台第二・尾崎第二・関宿中央第二学童保育所開設
- 11 ・野田第二・柳沢第二・山崎第二学童保育所開設
- ・「障害」の「害」の字のひらがな表記施行
- 12 ・野田市乳幼児医療費助成事業の制度改正で小学校就学前から小学校 3 年生まで通院、入院、調剤の対象年齢を拡充し、名称を野田市子ども医療費助成に改称
- 23. 1 ・任意予防接種(小児用肺炎球菌ワクチン)の助成開始
- 3 ・野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱改訂
- 4 ・宮崎第二・みずき第二・南部第三学童保育所開設
- ・つなぎ法により子ども手当の支給を暫定的に 9 月まで継続
- ・認可保育園アスク川間保育園開設
- ・ファミリー・サポート・センター援助活動利用料助成対象を拡充(ひとり親世帯の追加)
- ・妊婦歯科健康診査開始

- ・妊婦一般健康診査にHTLV-1、クラミジア検査追加
- ・手話通訳者を閑宿支所に配置(金曜日 13:00～17:00)
- 5 ・日本脳炎予防接種に特例対象者を設置し定期接種開始
- 6 ・がん検診推進事業を実施(大腸がん検診を追加し、女性特有のがん検診推進事業を改称)
- 10 ・特別措置法により子ども手当の支給を3月まで継続
 - ・母子家庭等日常生活支援事業を保育所入所待機時にも利用できるように拡充
 - ・日本脳炎法定外予防接種開始
- 24. 3 ・第2次野田市障がい者基本計画、第3期野田市障がい福祉計画策定
 - ・児童虐待防止対応マニュアル改訂
- 4 ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第5期計画)策定
 - ・公益社団法人野田市シルバー人材センターに移行
 - ・改正児童手当法により児童手当の支給を開始
 - ・認可保育園コビープリスクールさくらのさと保育園及び認可保育園梅郷保育園開設
 - ・花輪保育所を指定管理者制度へ移行し、午後8時までの延長保育を実施
 - ・任意予防接種(子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン)1年延長
 - ・肺炎球菌予防接種(65歳以上)の一部助成開始
 - ・歯周疾患検診に65歳の者を追加
 - ・妊婦健康診査支援基金1年延長
 - ・国のパーソナルサポートモデルプロジェクト事業(第2次分)として平成23年4月6日市役所2階に開設した「求職者総合支援センター」(商工課所管)を就労に限定せず、福祉的支援も実施することとして「パーソナルサポートセンター」に改称し、社会福祉課と商工課の共管により引き続き24年度も同モデル事業(第3次分)を実施
 - ・こぶし園が指定生活介護事業所に移行
 - ・こだま学園は、福祉型児童発達支援センターとして県より指定を受け、児童の発達に関する支援を開始
 - ・あさひ育成園は、医療型児童発達支援センターとして県より指定を受け、児童の発達に関する支援を開始
 - ・子ども手当から児童手当へ移行
- 6 ・シルバーサロン「ゆう・みい」開所
- 8 ・南部・福田地区地域包括支援センターを設置
 - ・野田市地域自立支援協議会の専門部会に虐待対応部会を追加
- 9 ・経口生ポリオワクチンは廃止となり、不活化ポリオワクチンが定期予防接種として導入
- 10 ・社会福祉課内の「障がい者総合相談・就労支援センター」の就労支援を「障害者就業・生活支援センターはとふる」に集約し、「障がい者総合相談センター」に改組。また、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴い、同センターに「障害者虐待防止センター」の機能を追加
- 11 ・4種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ)が開始
- 12 ・野田市子ども医療費助成事業の制度改正で、小学4年生から中学3年生までの入院助成を拡大
- 25. 3 ・予防接種法一部改正により、対象者の変更がありBCG法定外・日本脳炎法定外予防接種廃止
 - ・麻しん風しん(MR)混合ワクチン3期・4期終了
- 4 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
 - ・第2次一括法により育成医療・未熟児養育医療の給付及び低体重児の届出、未熟児の訪問指導等が県から権限移譲
 - ・低出生体重児健康診査・相談始まる
 - ・厚生労働省の生活困窮者自立促進支援モデル事業をパーソナルサポートセンター開設(市役所2階)により実施
 - ・子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンが定期予防接種化
 - ・北部保育所を指定管理者制度へ移行し、午後8時までの延長保育を実施
 - ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行により、各年度ごとに調達方針を策定開始。
- 5 ・緊急通報システムWEB119の登録と運用を開始
 - ・風しん予防接種(18歳以上)の一部助成開始
- 8 ・野田市地域自立支援協議会の障がい種別の専門部会を課題別の専門部会(相談支援部会、就労支援部会、子ども部会)に移行。なお、虐待対応部会は、相談支援部会に含まれる。
- 9 ・人権に関する市民意識調査実施
- 10 ・障害者施設等との福祉避難所の協定を締結
 - ・風しん予防接種(18歳以上)の一部助成終了
- 26. 3 ・救急医療情報キット配布事業を開始
 - ・シルバーサロン「元気」開所
- 4 ・重症心身障害児(者)施設・東葛医療福祉センター光陽園が開設
 - ・野田市健康づくり推進計画21(第2次)策定
 - ・歯周疾患検診に45歳、55歳の者を追加
 - ・がん検診推進事業の変更(大腸がん検診のみとなり子宮がん及び乳がん検診が対象外)
 - ・認可保育所アスク古布内保育園開園
 - ・木間ヶ瀬保育所を指定管理制度へ移行し、午後8時までの延長保育を実施
- 6 ・求職者子育て支援サービス利用助成事業を開始(年度当初利用分より申請受付)
- 7 ・働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業を実施(子宮がん及び乳がん検診が対象)
- 9 ・市独自の肺炎球菌予防接種(65歳以上)の一部助成を終了
- 10 ・水痘、高齢者の肺炎球菌(65歳以上)予防接種が定期予防接種化
 - 高齢者の肺炎球菌予防接種の定期接種対象外の者への同一の自己負担金での接種を開始
- 11 ・認可保育所コビープリスクールあたご保育園開園
 - ・野田市新型インフルエンザ等対策行動計画策定

- 12 ・あおい空短期棟増設
- 27. 1 ・野田市介護支援ボランティア事業を開始
- 2 ・あおい空において、日中一時支援事業を開始
- 3 ・第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）及び第4期野田市障がい福祉計画策定
 - ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（シルバープラン第6期計画）策定
 - ・野田市エンゼルプラン第4期計画策定
 - ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第3次改訂版）策定
 - ・第3次野田市男女共同参画計画策定
 - ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第2次改訂版）策定
 - ・野田市地域福祉計画（第2次改訂版）策定
- 4 ・機構改革を実施（社会福祉課を生活支援課、障がい者支援課に分割、高齢者福祉課を高齢者支援課、介護保険課に分割、人権施策推進課、男女共同参画課を人権・男女共同参画推進課に統合、保育課保育係から管理係の2係に再編成）
 - ・介護員初任者研修受講料等助成事業開始
 - ・子ども支援室準備担当を設置
 - ・歯周疾患検診に20歳の者を追加
 - ・生活困窮者自立支援法施行
 - ・あおい空において短期入所事業を開始(レスパイトケア目的)
 - ・あさひ育成園、こだま学園を指定管理者制度へ移行するとともにあさひセンターの組織を廃止（あさひ育成園は、医療型児童発達支援センターから福祉型児童発達支援センターに移行）
 - ・こだま学園の外來療育相談の相談日を隔週火曜日から毎週火曜日に拡充
- 5 ・子どもの学習支援事業開始
 - ・子育て短期支援事業（ショートステイ）開始
- 7 ・働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業を実施（子宮がん及び乳がん検診が対象）
 - ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業を実施（子宮がん及び乳がん検診が対象）
- 8 ・重度心身障がい者医療費助成制度現物給付方式へ移行
 - ・野田市子ども医療費助成事業の制度改正で小学4年生から中学3年生までの通院調剤費の助成を拡大
- 10 ・子ども支援室を開設
 - ・事業所内保育所ひばり保育園開園
- 12 ・野田市食育推進計画策定
- 28. 3 ・野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱改訂
 - ・第3次野田市男女共同参画計画を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画と一体のものとして位置付ける
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業を開始
 - ・野田市難病療養者見舞金支給要綱改正（国の難病や小児慢性特定疾病に対する医療費助成の制度改正に合わせ給付対象疾病を70疾病から326疾病に拡大）
- 4 ・急病センターにてインフルエンザ診療受付始まる
- 4 ・歯周疾患検診に35歳の者を追加
 - ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金の対象資格、支給期間の拡充
 - ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給額を拡充
 - ・ひとり親家庭等日常生活支援事業を残業等の理由により定期的に利用できるよう拡充
 - ・認可保育園梅郷保育園がすくすく保育園に名称変更
 - ・認可保育園すくすく保育園分園開園
 - ・認可保育園聖華保育園の開園時間を午前7時から午後8時までに変更
 - ・市内7保育所（清水、北部、木間ヶ瀬、聖華、コピーブリススクールせきやど、アスク七光台、アスク川間）の認可定員増（各園10人）
 - ・東部保育所を指定管理者制度へ移行し、午後8時までの延長保育を実施
 - ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行
 - ・設置手話通訳者の利用時間を延長（月・火曜日 9:00～13:00、水・木曜日 13:00～17:00）
 - ・実務者研修受講を対象に追加し、介護員初任者研修受講料等助成事業を介護職員研修受講料等助成事業に改称
- 7 ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（H28年度分）を実施（子宮がん及び乳がん検診が対象）
- 8 ・児童扶養手当法の一部改正により、児童扶養手当、養育者支援手当に係る第2子目以降の子どもに対して手当加算額の拡充
 - ・野田市保育士合同就職説明会を開始
- 9 ・肝炎フォローアップ事業開始
- 10 ・第2日曜日の母子健康手帳の交付始まる
 - ・甲状腺超音波検査費用の一部助成開始
 - ・B型肝炎ワクチンが定期予防接種化
 - ・あさひ育成園で親子分離・園内分離療育を開始
 - ・野田市地域自立支援協議会を野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に改組及び、専門部会に権利擁護部会を追加
- 12 ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領策定
 - ・野田第二学童保育所増設
 - ・野田市歯科口腔保健計画策定
- 29. 3 ・ホームヘルプサービス事業制度終了
 - ・子どもの学習支援事業終了
- 4 ・家具転倒防止器具取付事業を実施
 - ・「介護予防10年の計」としてシルバーリハビリ体操を中心とした6つの戦略を開始
 - ・介護相談員、地域密着型サービス事業者に関する事務を介護保険課から高齢者支援課に移管
 - ・野田市認知症カフェ事業補助金交付規則を施行
 - ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金の対象者を雇用保険法の一般教育訓練給付の受給資格者にも拡充（当該制度との差額を支給）

- ・清水第三学童保育所開設
- ・聖華未来のこども園開園（聖華幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行）
- ・野田市私立保育所等障がい児等保育事業を新たに開始
- ・野田市私立保育所等保育事業に「通勤補助事業」を新たに追加
- ・「低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減措置」に準じて、ひとり親家庭等低所得世帯や多子世帯等の保育料の負担軽減を実施
- ・歯周疾患検診に25、30歳の者を追加
- ・閑宿心身障がい者福祉作業所を指定 障害福祉サービス事業所（生活介護・就労継続支援B型）へ移行
- ・野田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱を施行
- ・野田市社会福祉協議会への訪問入浴サービス事業委託終了
- ・野田市子ども未来教室を開始
- 5 ・緊急通報システム WEB119 が緊急通報システム NET119 に名称変更及び機能拡充
- 6 ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（H29年度分）を実施（子宮頸がん）
- ・50歳以上乳がん検診（マンモグラフィ検査）実施会場に北コミュニティ会館、南コミュニティ会館を追加
- 7 ・第2次野田市障がい者基本計画（改定）の計画期間を1年延長
- 8 ・各課窓口に筆談マーク掲示
- 9 ・こだま学園事務室棟新設
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（H29年度分）を実施（乳がん）
- ・シルバーリハビリ体操事業開始
- 10 ・野田市私立保育所等保育士処遇改善事業を新たに開始
- 11 ・30歳代乳がん検診（超音波検査：集団検診）導入
- ・全国手話言語市区長会に加入
- ・ヘルプマークの配布開始
- ・閑宿総合公園体育館で広報戦略
- 12 ・野田市社会福祉協議会への手話通訳者等派遣事業の委託終了
- 30. 1 ・宮崎第三学童保育所開設
- ・意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）を社会福祉協議会から障がい者支援課窓口の手話通訳者受付に変更（S57.4手話通訳者派遣事業開始 H11.4社会福祉協議会委託による同事業開始、H14.7社会福祉協議会委託による要約筆記者派遣開始）
- ・のだまめ学校開校
- 3 ・ひとり暮らし老人等給食サービス事業終了
- ・家族介護者交流事業終了
- ・高齢者に係る日常生活用具給付等事業を廃止。
なお福祉電話については、ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業で対応とする。
- ・BCG 集団予防接種の廃止
- ・保健推進員による妊婦・乳児訪問を終了
- ・第5期野田市障がい福祉計画、第1期野田市障がい児福祉計画策定
- ・盲人ガイドヘルパー派遣終了。障害福祉サービス同行援護の支給量の拡充により終了（S55.4開始）
- ・福祉カー貸付事業を野田市社会福祉協議会へ移行（H2.1開始）
- ・在宅重度身体障がい者短期保護事業終了。障害福祉サービス短期入所対応による（S63.4開始）
- ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（シルバープラン第7期計画）策定
- ・総合公園体育館で広報戦略
- ・野田市子ども未来教室を教育委員会に移管
- 30. 4 ・家具転倒防止器具取付事業の支給対象を拡充
- ・複合老人ホーム野田市楽寿園の養護老人ホームの一部14床を特別養護老人ホームへ転換
- ・中央地区地域包括支援センターを設置
- ・野田地区地域包括支援センターが東部地区地域包括支援センターに名称変更
- ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金について准看護師から引き続き看護師の養成機関で修業する場合作対象に拡充
- ・訪問型一時保育事業を終了
- ・骨髄移植におけるドナー支援事業を開始
- ・北部学童保育所を移転新設
- 6 ・あさひ育成園の外来療育相談の相談日を隔週木曜日から毎週木曜日に拡充
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の所得の算定において、未婚のひとり親について寡婦（夫）控除がみなし適用されるよう改正
- 7 ・未熟児養育医療の給付の所得の算定において、未婚のひとり親について寡婦（夫）控除がみなし適用されるよう改正
- 8 ・野田市子ども医療費助成事業について3歳までの自己負担金を無料に拡充
- ・ひとり親家庭等医療費助成金、養育者支援手当、母子家庭等自立支援教育訓練給付金、母子家庭等高等職業訓練促進給付金等、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の所得の算定において、未婚のひとり親について寡婦（夫）控除がみなし適用されるよう改正
- 9 ・介護職員合同就職相談会を開始
- ・「介護予防10年の計」えんがわ、介護予防サポート企業の募集を開始
- ・人権に関する市民意識調査実施
- 10 ・ひとり親家庭等医療費助成金、養育者支援手当の支給制限の適用期間が11月から翌年10月までに改正
- ・野田市移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを開始
- ・風しん及び麻しん風しん混合ワクチン費用助成を開始（妊娠している女性の同一世帯員及び妊娠予定または希望している女性等で28歳以上が主な対象）
- 31. 1 ・岩木第二学童保育所増設
- 2 ・野田市児童虐待事件再発防止合同委員会設置
- 3 ・訪問介護事業を終了
- ・ねたきり老人等布団乾燥サービス事業を終了

- ・第3次野田市障がい者基本計画策定
 - ・野田市心身障がい者結婚祝金支給制度終了
 - ・野田市聴覚又は音声・言語機能障がい者用電話ファックス等設置費及び使用料助成制度終了
 - ・身体障害者教習用自動車の野田自動車教習所への配車終了
 - ・野田市健康づくり推進計画21（第3次）策定
4. 体験就労による介護職就労奨励事業を開始
- ・風しん及び風しん混合ワクチン費用助成のほか抗体検査についても一部助成を開始
 - ・子ども発達相談支援事業開始
 - ・小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業を開始
 - ・野田市保育士試験による資格取得支援事業を新たに開始
 - ・野田市保育士就労奨励金支給事業を新たに開始
 - ・野田市私立保育所等保育事業に「病児保育事業（体調不良児型）」を新たに追加
 - ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金について特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金を対象に追加し、支給上限を引上げ
 - ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金について支給期間の上限を36月から48月に延長し、支給額を修学期間の最後の12月については4万円増額
 - ・学童保育所の定員見直し
 - ・清水第二学童保育所と清水第三学童保育所を統合、みずき学童保育所とみずき第二学童保育所を統合
 - ・中央子ども館を民間委託
 - ・生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業を開始
 - ・生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業を開始
 - ・歯周疾患検診の対象年齢に80歳を追加
- 元. 5. 風しん予防接種第5期の定期接種を開始
6. 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業を実施
7. 認定こども園ののこども園開設
- ・ひとり親家庭等医療費助成金、養育者支援手当について所得状況届を規定
8. 災害時用ストーマ保管業務開始
9. 介護職員研修受講料等助成事業に生活援助従事者研修を対象に追加
- ・敬老祝品配布対象者を101歳以上の方にも拡充
10. 特定健診（集団健診）を開始
- ・喀痰吸引等研修事業を実施
 - ・野田市私立保育所等保育事業に「野田産黒酢米利用促進事業」「主食費減額補助事業」を新たに追加
 - ・幼児教育・保育の無償化
 - ・子ども家庭総合支援課を新設
11. 聞こえのサポーター養成講座を実施
- ・パラスポーツ体験会を実施
 - ・児童扶養手当、養育者支援手当について令和元年11月分から支払回数等を年6回に見直し
 - ・新しい子ども館の整備の事業者選定
2. 3. 第2次野田市食育推進計画を策定
- ・野田市手話言語条例制定
 - ・野田市エンゼルプラン第5期計画策定
 - ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第4次改訂版）策定
 - ・未熟児養育医療の給付の徴収金基準額表を所得税額を基礎とするものから市町村民税所得割額を基礎とするものに改正
 - ・野田市地域福祉計画【第3次改訂版】（野田市自殺対策計画）策定
 - ・第4次野田市男女共同参画計画策定
 - ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）策定
 - ・育児学級「えだまめクラブ」事業終了
2. 4. 地域生活支援拠点事業（障がい者基幹相談支援センター、共同生活援助、短期入所（緊急受け入れ1床を含む））を開始
- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会に地域生活支援拠点運営会議を追加
 - ・手話検定試験受験料助成事業を開始
 - ・遠隔手話サービス事業を開始
 - ・野田市医療的ケアを必要とする在宅重度身体障がい者一時入院支援事業を開始
 - ・あおい空の日中一時支援事業において医療的ケアが必要な人（小学生以上）の受け入れ開始
 - ・自発的活動支援事業補助事業を開始
 - ・新生児特別定額給付金事業の実施
 - ・うめさと、山崎、七光台子ども館を民間委託
 - ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について受講終了時給付金の割合及び合格時給付金の割合を改正
 - ・ひとり親家庭等日常生活支援事業について定期利用の対象範囲が未就学児から小学生を養育する家庭まで拡大
 - ・野田市児童手当上乗せ給付金支給事業を実施
 - ・野田市児童扶養手当上乗せ給付金支給事業を実施
 - ・「男性のための電話相談」開設
 - ・認可保育所やまぎき杜の保育園開園（すくすく保育園分園が認可保育所に移行）
 - ・やなぎさわ幼稚園・保育園開園（柳沢幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行）
 - ・地域生活支援拠点事業（障がい者基幹相談支援
5. 就労系障害福祉サービス利用者生活支援給付事業を実施
- ・令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事業を実施
 - ・医療従事者支援金支給事業の実施
 - ・医療機関経営支援金支給事業の実施
 - ・野田市地域外来検査センターPCR検査費用助成事業の実施
 - ・妊婦への布マスク配布事業の実施
 - ・妊婦タクシー利用料金助成事業の開始
7. ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業を実施
8. 野田市子ども医療費助成事業について未就学児までの自己負担金を無料に拡充
- ・野田市児童手当上乗せ給付金（追加給付）支給事業を実施

- ・第3次野田市障がい者基本計画策定
- ・野田市心身障がい者結婚祝金支給制度終了
- ・野田市聴覚又は音声・言語機能障がい者用電話ファックス等設置費及び使用料助成制度終了
- ・身体障害者教習用自動車の野田自動車教習所への配車終了
- ・野田市健康づくり推進計画 21（第3次）策定
- 4 ・体験就労による介護職就労奨励事業を開始
- ・風しん及び風しん混合ワクチン費用助成のほか抗体検査についても一部助成を開始
- ・子ども発達相談支援事業開始
- ・小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業を開始
- ・野田市保育士試験による資格取得支援事業を新たに開始
- ・野田市保育士就労奨励金支給事業を新たに開始
- ・野田市私立保育所等保育事業に「病児保育事業（体調不良児型）」を新たに追加
- ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金について特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金を対象に追加し、支給上限を引上げ
- ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金について支給期間の上限を36月から48月に延長し、支給額を修学期間の最後の12月については4万円増額
- ・学童保育所の定員見直し
- ・清水第二学童保育所と清水第三学童保育所を統合、みずき学童保育所とみずき第二学童保育所を統合
- ・中央子ども館を民間委託
- ・生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業を開始
- ・生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業を開始
- ・歯周疾患検診の対象年齢に80歳を追加
- 元. 5 ・風しん予防接種第5期の定期接種を開始
- 6 ・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業を実施
- 7 ・認定こども園ののこども園開設
- ・ひとり親家庭等医療費助成金、養育者支援手当について所得状況届を規定
- 8 ・災害時用スローマ保管業務開始
- 9 ・介護職員研修受講料等助成事業に生活援助従事者研修を対象に追加
- ・敬老祝品配布対象者を101歳以上の方にも拡充
- 10 ・特定健診（集団健診）を開始
- ・喀痰吸引等研修事業を実施
- ・野田市私立保育所等保育事業に「野田産黒酢米利用促進事業」「主食費減額補助事業」を新たに追加
- ・幼児教育・保育の無償化
- ・子ども家庭総合支援課を新設
- 11 ・聞こえのサポーター養成講座を実施
- ・パラスポーツ体験会を実施
- ・児童扶養手当、養育者支援手当について令和元年11月分から支払回数を年6回に見直し
- ・新しい子ども館の整備の事業者選定
- 2. 3 ・第2次野田市食育推進計画を策定

- ・野田市手話言語条例制定
- ・野田市エンゼルプラン第5期計画策定
- ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第4次改訂版）策定
- ・未熟児養育医療の給付の徴収金基準額表を所得税額を基礎とするものから市町村民税所得割額を基礎とするものに改正
- ・野田市地域福祉計画【第3次改訂版】（野田市自殺対策計画）策定
- ・第4次野田市男女共同参画計画策定
- ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）策定
- ・育児学級「えだまめクラブ」事業終了
- 4 ・地域生活支援拠点事業（障がい者基幹相談支援センター、共同生活援助、短期入所（緊急受け入れ1床を含む））を開始
- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会に地域生活支援拠点運営会議を追加
- ・手話検定試験受験料助成事業を開始
- ・遠隔手話サービス事業を開始
- ・野田市医療的ケアを必要とする在宅重度身体障がい者一時入院支援事業を開始
- ・あおい空の日中一時支援事業において医療的ケアが必要な人（小学生以上）の受け入れ開始
- ・自発的活動支援事業補助事業を開始
- ・新生児特別定額給付金事業の実施
- ・うめさと、山崎、七光台子ども館を民間委託
- ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について受講終了時給付金の割合及び合格時給付金の割合を改正
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業について定期利用の対象範囲が未就学児から小学生を養育する家庭まで拡大
- ・野田市児童手当上乗せ給付金支給事業を実施
- ・野田市児童扶養手当上乗せ給付金支給事業を実施
- ・「男性のための電話相談」開設
- ・認可保育所やまぎき杜の保育園開園（すくすく保育園分園が認可保育所に移行）
- ・やなぎさわ幼稚園・保育園開園（柳沢幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行）
- ・地域生活支援拠点事業（障がい者基幹相談支援
- 5 ・就労系障害福祉サービス利用者生活支援給付事業を実施
- ・令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事業を実施
- ・医療従事者支援金支給事業の実施
- ・医療機関経営支援金支給事業の実施
- ・野田市地域外来検査センターPCR検査費用助成事業の実施
- ・妊婦への布マスク配布事業の実施
- ・妊婦タクシー利用料金助成事業の開始
- 7 ・ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業を実施
- 8 ・野田市子ども医療費助成事業について未就学児までの自己負担金を無料に拡充
- ・野田市児童手当上乗せ給付金（追加給付）支給事業を実施

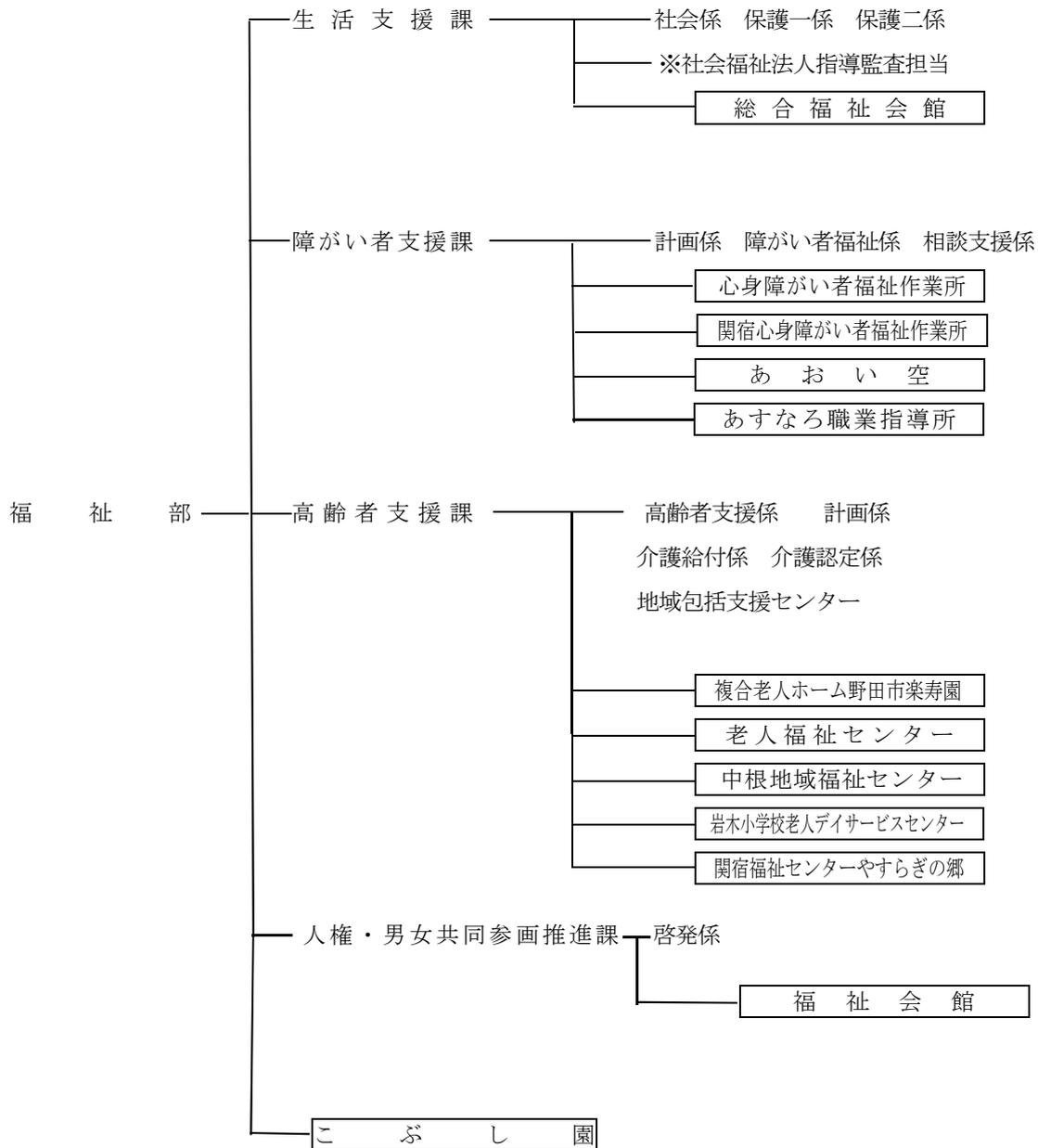
- ・野田市児童扶養手当上乗せ給付金（追加給付）支給事業を実施
- ・急病センターを一時休診
- 9・野田市児童虐待事件再発防止合同委員会終了
- 10・産後ケア事業の開始
 - ・ロタウイルスワクチンが定期予防接種化
 - ・認可保育所アートチャイルドケア野田東部みどり保育園開園（野田市立東部保育所より移管）
 - ・野田市子育てサービス等利用支援助成事業を開始。
 - ・休日預かり保育事業を開始
- 11・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場を設置
 - ・野田市子ども家庭総合支援拠点機能充実専門委員設置
 - ・ひとり親家庭等医療費助成金について現物給付を実施し、自負担金を改正
- 12・ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業の再支給分の支給を実施
 - ・予防接種法の一部改正により、新型コロナワクチン接種を臨時接種の特例と位置づける。
- 3. 1・高齢者施設等の新規入所者を対象としたPCR検査事業を実施
- 2・新型コロナウィルスワクチン接種担当の設置
- 3・身体障害者手帳等交付診断料助成制度を廃止
 - ・障害者支援施設等利用者傷害保険料助成金支給制度を廃止
 - ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会に医療的ケア児者支援部会を設置
 - ・第6期野田市障がい福祉計画、第2期野田市障がい児福祉計画を策定
 - ・野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例制定
 - ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（シルバープラン第8期計画）策定
 - ・母子等医療費助成金事業の廃止
 - ・風しん抗体検査費用助成の廃止
 - ・第2次野田市歯科口腔保健計画策定
 - ・児童扶養手当の額が障害基礎年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給することができるように改正
 - ・令和2年度税制改正において、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直しが行われ、ひとり親控除が適用されることとなったことから、市の各種制度より寡婦（夫）控除のみなし適用を削除（各種制度により適用を規定）
 - ・児童虐待相談電話「子どもSOS」終了
- 4・【新型コロナワクチン初回接種】65歳以上の高齢者の接種券発送
 - ・要約筆記者養成講座の廃止
 - ・要約筆記者養成講座及び手話通訳者養成講座交通費助成事業の開始
 - ・緊急一時保護費等助成事業の開始
 - ・小規模保育事業柳沢くくる保育園開園
 - ・野田市私立保育所等保育事業に「零歳児保育推進事業」を新たに追加
- ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金について准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために修業する場合や、4年以上の履修が必要な養成機関で修業する場合には、48月の支給を可能とする。令和3年度に限り、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始した者については修学期間6月以上、民間資格も対象となり拡充された。
- ・地域包括支援センターの名称を高齢者なんでも相談室に改める
- ・野田市南第2高齢者なんでも相談室を設置
- 5・【新型コロナワクチン初回接種】65歳以上の高齢者の予約開始
 - ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給を実施
- 6・新型コロナウィルスワクチン接種対策室の設置
 - ・【新型コロナワクチン初回接種】ひとり暮らし等高齢者への集団接種開始
- 7・【新型コロナワクチン初回接種】65歳以上の高齢者の集団接種開始
 - ・【新型コロナワクチン初回接種】全市民への接種券発送完了
 - ・【新型コロナワクチン初回接種】64歳未満の接種開始
 - ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）
 - ・野田市児童手当上乗せ給付金の支給を実施
- 11・【新型コロナワクチン追加接種】接種券発送
- 12・【新型コロナワクチン追加接種】予約開始、個別接種及び集団接種開始
 - ・子育て世帯への臨時特別給付金の支給を実施
- 4. 1・野田市不育症治療費の助成金支給制度の開始
- ・野田市不妊治療費の助成金支給制度の開始
- ・子育て世帯への臨時特別給付金（所得制限分）の支給を実施
- 3・野田市児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンス総合対策大綱策定
 - ・新型コロナワクチン小児接種の開始
 - ・児童手当法施行規則の改正により、公簿等で確認できる受給者については、現況届の提出が省略出来るようになったため、児童手当実施要綱を改正
 - ・支給要件に該当する児童や父母等の障がいの程度が改められたことにより、野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例施行規則を改正
 - ・病児・病後児保育施設「ひばりルーム」廃止
- 4・組織改編を実施（保健福祉部を福祉部、児童家庭部を健康子ども部、高齢者支援課、介護保険課を高齢者支援課に統合、人権・男女共同参画推進課を福祉部へ編成、保健センター、あさひ育成園、こたま学園を健康子ども部へ編成）
 - ・子ども支援室を子どもの発達相談室に名称変更
 - ・野田市私立保育所等保育事業に「零歳児保育推進事業」を新たに追加
 - ・病児・病後児保育施設「ひばりルーム」廃止
 - ・しみず空と杜の保育園開園

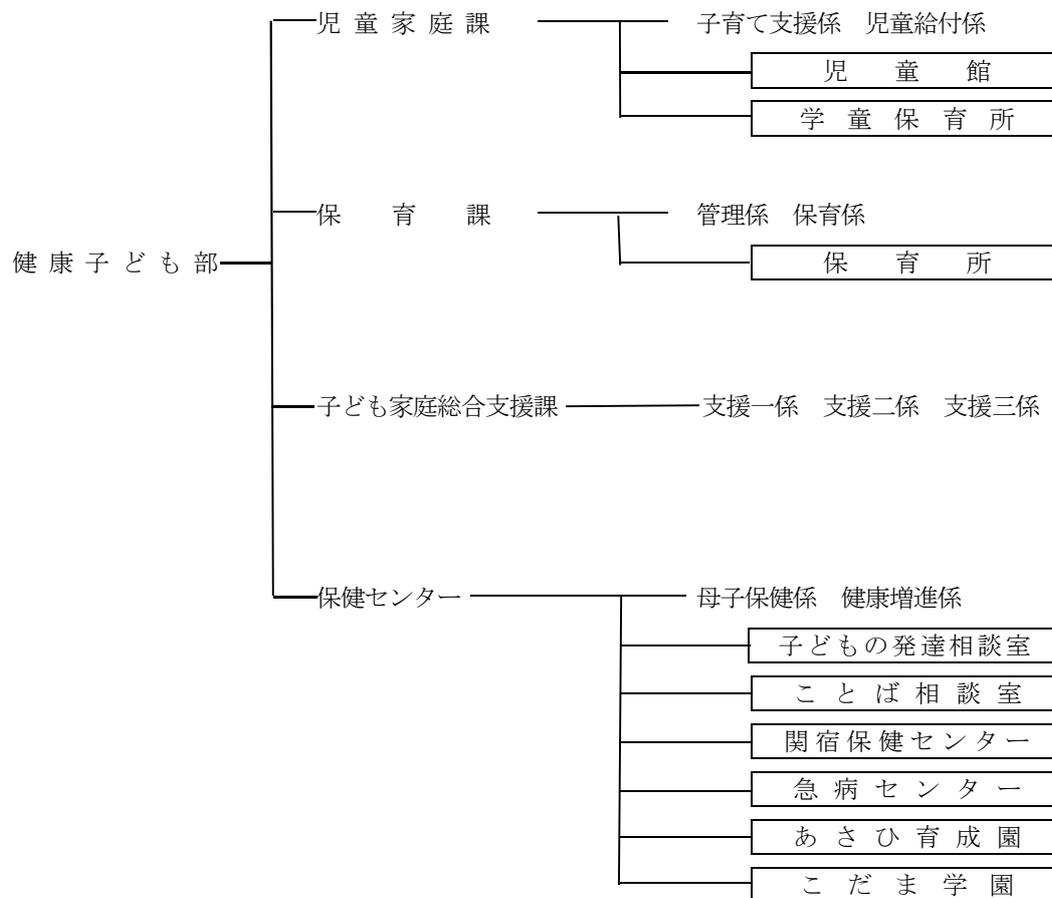
- ・病児・病後児保育施設「フォレストルーム」開設
- ・野田市東高齢者なんでも相談室を設置
- ・野田市高齢者支援課高齢者なんでも相談室を
基幹型地域包括支援センターに改める

※令和4年4月1日現在の部・課の名称で表記しています。

2. 福祉部・健康子ども部の課等【関係各課】

(1) 組織





注：□は施設等

※印は、特命担当職

(2) 事務分掌

部	課 等	係	事務分掌
福祉部	生活支援課	社会係	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉の計画に関する事。 2 民生(児童)委員に関する事。 3 災害救助及び災害弔慰金等の支給に関する事。 4 戦傷病者、戦没者遺族及び未帰還者等の援護に関する事。 5 日本赤十字事業に関する事。 6 被爆者健康管理援助金の支給に関する事。 7 難病患者援助金の支給に関する事。 8 福祉のまちづくり運動に関する事。 9 福祉事業に対する金品の寄附受入れに関する事。 10 自殺対策の総括に関する事。 11 社会福祉法人野田市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 12 総合福祉会館の管理及び施設の維持管理に関する事。 13 所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関する事。 14 民生委員推薦会に関する事。 15 地域福祉計画審議会に関する事。 16 部内の連絡調整に関する事。 17 部内の主要事務の進行管理に関する事。 18 部内他課の所管に属しない事。
		保護一係 保護二係	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)による生活困窮者の自立支援に関する事。 2 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事。 3 行旅病人及び死亡人に関する事。 4 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付及び配偶者支援金の支給に関する事。
	障がい者支援課	計画係	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者福祉の計画に関する事。 2 心身障がい者福祉作業所の指定管理者の監理に関する事。 3 あおい空の指定管理者の監理に関する事。 4 あすなろ職業指導所の指定管理者の監理に関する事。 5 所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関する事。 6 その他障がい者(児)福祉に関する事。 7 障がい者基本計画推進協議会に関する事。 8 自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の運営に関する事。 9 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業に関する事。
		障がい者福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付手続に関する事。 2 知的障がい者に係る療育手帳の交付手続に関する事。 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳の交付手続に関する事。 4 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に関する事。 5 心身障がい者福祉手当に関する事。 6 重度心身障がい者医療費助成に関する事。 7 心身障害者扶養年金に関する事。 8 障がい者に係る福祉タクシー事業に関する事。 9 精神障がい者医療費助成に関する事。 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業に関する事。 11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害支援区分の認定及び自立支援給付に関する事。
		相談支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者就労施設等の支援に関する事。 2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費等に関する事。 3 障がい者(児)に係る相談支援事業に関する事。 4 障がい者(児)に対する差別又は虐待の防止に関する事。 5 障害福祉サービスの提供又は提供の委託に関する事。 6 障害者支援施設等への入所又は入所の委託に関する事。 7 障害児通所支援の提供又は提供の委託に関する事。

福 社 部			<ul style="list-style-type: none"> 8 指定特定相談支援事業者等の指定等に関する事。 9 野田市障がい者相談員に関する事。 10 障害支援区分認定審査会に関する事。 11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業に関する事。
	高齢者支援課	高齢者支援係	<ul style="list-style-type: none"> 1 ひとり暮らし等緊急通報システム事業に関する事。 2 配食サービス事業に関する事。 3 ねたきり老人等布団乾燥サービス事業に関する事。 4 高齢者に係る福祉タクシー事業に関する事。 5 訪問理容サービス事業に関する事。 6 徘徊高齢者家族支援サービス事業に関する事。 7 ひとり暮らし等老人対策に関する事。 8 介護用品支給事業に関する事。 9 家族介護慰労金支給事業に関する事。 10 敬老祝い事業に関する事。 11 その他高齢者福祉に関する事。 12 福祉有償運送運営協議会に関する事。 13 楽寿園の指定管理者の監理に関する事。 14 老人デイサービスセンターの指定管理者の監理に関する事。 15 老人福祉センターの管理に関する事。 16 福祉センターの管理に関する事。 17 老人クラブの育成指導に関する事。 18 公益社団法人野田市シルバー人材センターの育成指導に関する事。 19 大型バスの管理に関する事。 20 グラウンド・ゴルフ及びゲートボールの推進に関する事。 21 一般介護予防事業に関する事。
		計画係	<ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者福祉の計画に関する事。 2 所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関する事。 3 地域密着型サービス事業者の指定及び指導監督に関する事。 4 居宅介護支援事業者の指定及び指導監督に関する事。 5 介護保険事業の計画に関する事。 6 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。 7 老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に関する事。 8 介護事業者協議会に関する事。
		介護給付係	<ul style="list-style-type: none"> 1 介護保険特別会計予算編成に関する事。 2 財政安定化基金に関する事。 3 介護保険事業の調査に関する事。 4 介護保険被保険者の資格取得及び喪失、被保険者証の発行、返納並びに受給資格証の交付に関する事。 5 介護保険被保険者の住所地特例者の管理及び適用除外者管理に関する事。 6 介護保険被保険者の負担割合証の発行に関する事。 7 介護サービス等の利用者負担の軽減に関する事。 8 国民健康保険団体連合会に対する受給者資格情報の提供に関する事。 9 介護報酬の支払いに関する事。 10 高額介護サービス等費及び高額医療合算介護サービス等費の支給に関する事。 11 保険給付(福祉用具、住宅改修の償還払い、受領委任、住宅改造)に関する事。 12 介護保険法による損害賠償請求権に関する事。 13 介護保険料の賦課収納に関する事。 14 介護保険料の督促に関する事。 15 介護保険料の減免に関する事。 16 介護保険料の公示送達に関する事。
		介護認定係	<ul style="list-style-type: none"> 1 介護保険法による要介護等の認定申請の受理及び介護保険資格者証の交付に関する事。 2 介護保険法による要介護認定等に係る訪問調査に関する事。 3 介護認定審査会に関する事。 4 介護保険法による要介護等の認定及び認定取消に関する事。 5 介護保険事業についての苦情及び相談に関する事。 6 その他介護保険に関する事。

福 社 部	人権・男女 共同参画推進課	啓発係	<ol style="list-style-type: none"> 1 人権及び男女共同参画に係る施策に関する総合調整に関すること。 2 人権及び男女共同参画に関する計画に関すること。 3 人権及び男女共同参画に係る施策に関する啓発指導に関すること。 4 人権擁護委員に関すること。 5 同和問題に係る施策に関する総合調整に関すること。 6 住宅新築資金等貸付金の償還に関すること。 7 福祉会館の管理運営に関すること。 8 女性のための相談に関すること。 9 男性のための電話相談に関すること。 10 その他人権及び男女共同参画の施策の推進に関すること。 11 人権施策推進協議会に関すること。 12 男女共同参画審議会に関すること。
-------------	------------------	-----	---

健 康 子 ど も 部	児 童 家 庭 課	子育て支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉の計画に関する事。 2 子育て支援に関する事。 3 児童館の指定管理者の監理に関する事。 4 児童館及び学童保育所の管理運営及び連絡調整に関する事。 5 ファミリー・サポート・センターに関する事。 6 所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関する事。 7 児童福祉審議会に関する事。 8 部内の連絡調整に関する事。 9 部内の主要事務の進行管理に関する事。 10 部内他課の所管に属しないこと
		児童給付係	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する事。 2 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事。 3 養育者支援手当の支給に関する事。 4 母子保健法(昭和40年法律第141号)による未熟児養育医療の給付に関する事。 5 子ども医療費の助成に関する事。 6 ひとり親家庭等医療費に関する事。 7 ひとり親家庭等支援に関する事。 8 母子及び父子の自立相談に関する事。 9 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による措置に関する事。
	保 育 課	管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所の管理運営及び連絡調整に関する事。※(ことば相談室は令和4年4月1日から保健センターへ移管) 2 保育所の指定管理者の監理に関する事。 3 認定こども園に関する事。 4 認可外保育施設に関する事。 5 子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等(ファミリー・サポート・センターに係るものを除く。)の確認に関する事。 6 家庭的保育事業等の認可及び指導監督に関する事。 7 所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関する事。
		保育係	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による小学校就学前子どもに係る教育・保育給付及び施設等利用給付の認定に関する事。 2 子ども・子育て支援法による小学校就学前子どもに係る保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の利用調整に関する事。 3 子ども・子育て支援法による保育料等、教育・保育給付及び施設等利用給付(ファミリー・サポート・センターに係るものを除く。)に関する事。 4 病児・病後児保育に関する事。
	子ども家庭総合支援課	支援一係 支援二係	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども家庭総合支援拠点の業務に関する事。 2 児童虐待防止に関する事。 3 要保護児童対策地域協議会に関する事。
		支援三係	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども家庭総合支援拠点の業務に関する事。 2 児童虐待防止に関する事。 3 児童福祉法による措置に関する事。 4 ドメスティック・バイオレンスに関する事。 5 配偶者暴力相談支援センター業務に関する事。 6 緊急一時保護施設の管理運営に関する事。 7 妊産婦及び乳幼児から18歳までの子どもに関する切れ目のない相談支援並びに関係機関との連絡調整に関する事。 8 家庭児童相談に関する事。 9 ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会に関する事。
	保健センター	母子保健係	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種健康診査に関する事。 2 母子健康手帳の交付に関する事。 3 妊産婦及び乳幼児の保健指導に関する事。 4 不妊及び不育症治療費等の助成に関する事。 5 栄養指導及び食生活の指導に関する事。 6 食生活改善推進員及び保健推進員に関する事。 7 歯科衛生に関する事。 8 各種予防接種に関する事。 9 食品衛生関係補助に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> 10 その他健康の保持増進に関する事。 11 保健医療問題審議会に関する事。 12 予防接種健康被害調査委員会に関する事。 13 子育て世代包括支援センターの業務に関する事。 13 産後ケアに関する事。 14 出産祝品に関する事。
	健康増進係	<ul style="list-style-type: none"> 1 健康増進の計画に関する事。 2 健康づくりのための保健指導に関する事。 3 各種健康診査に関する事。 4 栄養指導及び食生活の指導に関する事。 5 食生活改善推進員及び保健推進員に関する事。 6 各種予防接種に関する事。 7 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による特定健康診査及び特定保健指導に関する事。 8 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)による保健事業に関する事。 9 生活習慣病の予防に関する事。 10 看護師等修学資金貸付けに関する事。 11 感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する事。 12 急病センターに関する事。 13 骨髄移植ドナー支援に関する事。 14 その他健康の保持増進に関する事。 15 保健医療問題審議会に関する事。 16 予防接種健康被害調査委員会に関する事。
	子どもの発達相談室	<ul style="list-style-type: none"> 1 18 歳までの子どもに関する発達相談支援並びに関係機関との連絡調整に関する事。 2 こだま学園及びあさひ育成園の指定管理者の監理に関する事。 3 ことば相談室の管理運営及び連絡調整に関する事。 4 その他室の運営に関する事。

機 関	事 務 分 掌
老人福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の維持管理に関する事。 2 老人に対して、各種の相談に応じること。 3 老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与すること。 4 その他センターの運営に関する事。
中根地域福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の維持管理に関する事。 2 市民相互の交流の機会の増大並びに文化及び教養の向上に関する事。 3 地域の連帯の強化と地域福祉の増進に関する事。 4 老人の生きがい増進並びに生活、健康等各種の相談及び指導に関する事。 5 その他センターの運営に関する事。
地域包括支援センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括支援センターの委託・運営に関する事。 2 介護予防ケアマネジメントに関する事。 3 総合相談及び支援に関する事。 4 権利擁護事業に関する事。 5 包括的・継続的ケアマネジメントに関する事。 6 在宅医療及び介護連携の推進に関する事。 7 認知症施策の推進に関する事。 8 介護支援専門員協議会に関する事。 9 その他センターの運営に関する事。 10 老人福祉法(昭和38年法律第133号)による措置及び措置に要する経費と費用の徴収に関する事。 11 認知症高齢者に係る成年後見制度利用支援事業に関する事 12 老人ホーム入所判定委員会に関する事。
保 育 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の維持管理に関する事。 2 児童の健全育成に関する事。 3 その他館の運営に関する事。
学 童 保 育 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の維持管理に関する事。 2 放課後児童の保育に関する事。
福 祉 会 館	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の維持管理に関する事。 2 地域住民の生活上の相談に関する事。 3 人権問題に関する理解を深めるための啓発に関する事。 4 各種クラブ活動、レクリエーション及び教養文化に関する事業の推進に関する事。 5 その他会館の運営に関する事。
関 宿 保 健 セ ン タ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康づくりのための保健指導に関する事。 2 各種健康診査に関する事。 3 母子健康手帳の交付に関する事。 4 妊産婦及び乳幼児の保健指導に関する事。 5 栄養指導及び食生活の指導に関する事。 6 食生活改善推進員及び保健推進員に関する事。 7 歯科衛生に関する事。 8 各種予防接種に関する事。 9 高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査及び特定保健指導に関する事。 10 健康増進法による保健事業に関する事。 11 生活習慣病の予防に関する事。 12 感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する事。 13 骨髄移植ドナー支援に関する事。 14 その他健康の保持増進に関する事。 15 子育て世代包括支援センターの業務に関する事。
急 病 セ ン タ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の維持管理に関する事。 2 急病患者に対する応急的な診療に関する事。 3 その他施設の運営に関する事。
こ ぶ し 園	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の管理運営に関する事。 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による生活介護に関する事。 3 その他園の運営に関する事。

第3章 主要施策の概要

第1節 児童福祉

第3章 主要施策の概要

第1節 児童福祉

1. 児童の福祉【児童家庭課】

令和4年4月1日現在で 153,529 人となっており、このうち児童人口（0～17 歳）は 21,525 人で全人口の 14.0%を占めている。

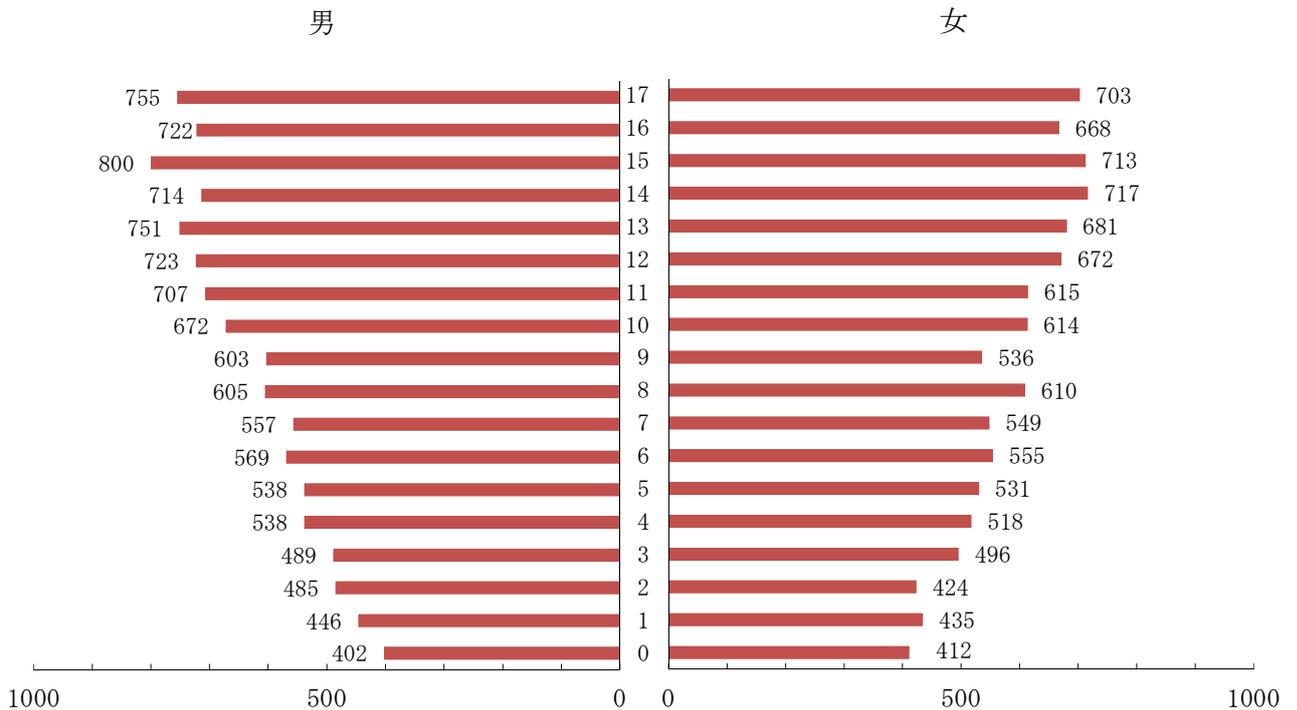
これらの児童を児童福祉法の区分によってみると、乳児（1歳未満）814人、幼児（1～5歳）4,900人、少年（6～17歳）15,811人となっている。

なお、28年度から5か年間の出生数は下表のとおりである。

(単位：人)

年 度	男	女	計
平成 29 年度	453	423	876
平成 30 年度	444	409	853
令和元年度	441	393	834
令和 2 年度	418	393	811
令和 3 年度	402	412	814

児童の年齢別人口(R4. 4. 1 現在)



※人数及び割合については、市民課からの提供によるもの。

2. 保育の概要【保育課】

(1) 要保育児童

令和4年4月1日現在、市内の就学前児童数(0～5歳)は5,714人で、このうち41.5%の2,370人が市内の保育所等に入所している。両親が共働きなどで保育ができず、かつ同居の親族等が保育できない児童。

就学前児童数と入所児童数の推移

(各年度4.1現在)

年 度	就学前児童数 (人)	入所児童数 (人)	入 所 率 (%)
平成30年度	6,191	2,040	33.0
令和元年度	6,133	2,130	34.7
令和2年度	5,999	2,272	37.8
令和3年度	5,822	2,330	40.0
令和4年度	5,714	2,370	41.5

(2) 保育所数及び定員数の推移

令和4年4月1日現在、市内の保育所は公立9か所、私立12か所、幼保連携型認定こども園2か所、保育所型認定こども園1か所、小規模保育事業者1か所、事業所内保育所1か所で児童の定員は2,520人となっている。また、保育所に入所した児童は2,370人で、これを年齢別にみると0歳児6.2%、1歳児15.5%、2歳児18.1%、3歳児19.8%、4歳児20.6%、5歳児19.8%となっている。

保育所及び定員数の推移

(各年度4.1現在)

年度 区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平成4年度
保 育 所 数	22	22	24	25	26
定 員 数	2,207人	2,217人	2,400人	2,447人	2,520人

年齢別入所児童数

(R3.4.1現在)

年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
児 童 数	148人	366人	428人	470人	488人	470人	2,370人
割 合	6.2%	15.5%	18.1%	19.8%	20.6%	19.8%	100.0%

保育所一覧

(R4.4.1現在)

名 称	所 在 地	定員	区 分	開設年月日	電話番号
清 水 保育所	野田市清水 881 番地	130	指定管理	S27. 4. 25	7122-5050
花 輪 "	" 上花輪新町 14 番地	130	指定管理	S49. 4. 1	7122-1770
中 根 "	" 中根 30 番地の 1	200	公 立	S40. 4. 1	7122-5741
南 部 "	" 山崎 1214 番地	150	指定管理	S50. 4. 1	7124-2221
北 部 "	" 谷津 682 番地の 2	130	指定管理	S53. 4. 1	7125-4697
尾 崎 "	" 尾崎 1714 番地	135	指定管理	S51. 4. 1	7129-2009
福 田 "	" 木野崎 1648 番地の 6	120	公 立	S54. 4. 1	7138-0577
木 間 ケ 瀬 "	" 木間ケ瀬 3152 番地 1	100	指定管理	S57. 4. 1	7198-3825
乳 児 "	" 中野台 17 番地	60	公 立	S48. 4. 1	7124-2224
聖 華 保育園	" 上三ヶ尾 454 番地の 1	70	私 立	H16. 4. 1	7138-2775

コピーブリス쿨のだ	〃	〃 中野台 564 番地の 2	60	私 立	H18. 4. 1	7121-0115
コピーブリス쿨せきやど	〃	〃 なみき二丁目 3 番地 3	70	私 立	H21. 4. 1	7136-2211
ア ス ク 七 光 台	〃	〃 谷津 367 番地	70	私 立	H21. 4. 1	7126-5221
ア ス ク 川 間	〃	〃 尾崎 853 番地の 1	70	私 立	H23. 4. 1	7127-1515
コピーブリス쿨さくらのさと	〃	〃 桜の里一丁目 1 番地の 5	60	私 立	H24. 4. 1	7192-7671
す く す く	〃	〃 山崎 1952 番地	90	私 立	H24. 4. 1	7126-5712
ア ス ク 古 布 内	〃	〃 古布内 1527 番地 13	90	私 立	H26. 4. 1	7196-5161
コピーブリス쿨あたご	〃	〃 宮崎 101 番地の 1	150	私 立	H26. 11. 1	7199-3297
や ま ざ き 杜 の	〃	〃 山崎 1134 番地の 1	54	私 立	H28. 4. 1	7126-5720
アートチャイルドケア野田東部みどり	〃	〃 鶴奉 228 番地	128	私 立	R2. 10. 1	7122-0725
しみず空と杜の	〃	〃 清水公園東二丁目 2 番地の 1	60	私 立	R4. 4. 1	7128-7486
聖華未来のこども園	※1	〃 山崎 1778 番地の 1	120	私 立	H29. 4. 1	7125-2325
の だ の こ ど も 園	※2	〃 蕃昌 338 番地の 2	129	私 立	R1. 7. 1	7128-1213
やなぎさわ幼稚園・保育園	※1	〃 柳沢 83 番地	105	私 立	R2. 4. 1	7125-5630
柳 沢 く くる 保 育 園		〃 柳沢 85 番地の 1	19	小 規 模	R3. 4. 1	7179-5686
ひ ば り 保 育 園	※3	〃 横内 164 番地の 7	20	事 業 所	H27. 10. 1	7123-7635

※1 幼保連携型認定こども園であり、保育認定の定員を記載。

※2 保育所型認定こども園であり、保育認定の定員を記載。

※3 事業所内保育所であり、地域枠の定員を記載。

(3) 保育所の運営

①運営費と負担割合の推移(各年度決算)

(単位：千円)

年度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
区分						
管 理 運 営 費		2,962,218	2,984,209	3,289,573	3,360,632	3,856,352
財 源 内 訳	分担金及び負担金 (保育料)	466,102 15.7%	454,962 15.3%	341,222 10.4%	193,176 5.7%	202,354 5.2%
	国庫負担金	382,757 12.9%	393,244 13.2%	494,956 15.1%	653,883 19.5%	634,632 16.5%
	県負担金	191,379 6.5%	180,793 6.1%	216,486 6.6%	279,331 8.3%	270,935 7.0%
	そ の 他	64,222 2.2%	72,686 2.4%	285,119 8.7%	154,319 4.6%	178,220 4.6%
	市負担金	1,857,758 62.7%	1,882,523 63.1%	1,951,788 59.4%	2,079,921 61.9%	2,570,208 66.6%

区分 \ 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
収 容 延 べ 人 員	26,520 人	25,511 人	27,372 人	28,041 人	29,451 人
児童 1 人 当 り 運 営 費 (年 額)	1,340,370 円	1,403,728 円	1,442,163 円	1,438,165 円	1,571,296 円
〃 市 負 担 分 (年 額)	840,614 円	885,511 円	855,672 円	890,091 円	1,047,248 円

②歳出額

(単位：千円)

区分	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
人 件 費		611,408	569,741	563,077	504,823	510,364
食 糧 費		28,136	25,425	24,951	23,769	23,050
そ の 他		2,322,674	2,389,043	2,701,546	2,832,039	3,322,937
計		2,962,218	2,984,2098	3,289,573	3,360,632	3,856,352

令和 4 年度の野田市の保育料

各月初日の在籍措置乳幼児の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）			
階層 区分	定 義	乳 児		1 歳児及び 2 歳児	
		標 準	短時間	標 準	短時間
A	生活保護被保護者世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び児童福祉法による小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
B	A 階層を 市町村民税非課税世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
C1	除き当該 年度分 均等割のみ（所得割の額のない世帯）	7,600 円	7,500 円	7,100 円	7,000 円
C2	（4 月か ら 8 月ま でにあつ ては、前 年度分） 所得割の額が 10,500 円未満	8,600 円	8,500 円	8,100 円	8,000 円
C3	所得割の額が 10,500 円以上 27,000 円未満	9,900 円	9,700 円	9,200 円	9,100 円
C4	所得割の額が 27,000 円以上 43,500 円未満	10,800 円	10,600 円	10,100 円	10,000 円
C5	所得割の額が 43,500 円以上 60,000 円未満	12,600 円	12,400 円	11,800 円	11,600 円
C6	所得割の額が 60,000 円以上 78,500 円未満	15,200 円	15,000 円	14,200 円	14,000 円
C7	所得割の額が 78,500 円以上 97,000 円未満	20,400 円	20,100 円	19,100 円	18,800 円
C8	所得割の額が 97,000 円以上 121,000 円未満	26,900 円	26,500 円	25,200 円	24,800 円
C9	所得割の額が 121,000 円以上 145,000 円未満	33,700 円	33,200 円	31,500 円	31,000 円
C10	所得割の額が 145,000 円以上 169,000 円未満	41,600 円	40,900 円	38,900 円	38,300 円
C11	所得割の額が 169,000 円以上 202,000 円未満	46,700 円	45,900 円	43,700 円	43,000 円
C12	所得割の額が 202,000 円以上 235,000 円未満	50,100 円	49,300 円	46,900 円	46,100 円
C13	所得割の額が 235,000 円以上	54,200 円	53,300 円	50,700 円	49,900 円

		268,000円未満				
C14		所得割の額が268,000円以上 301,000円未満	54,400円	53,500円	50,900円	50,100円
C15		所得割の額が301,000円以上 397,000円未満	54,400円	53,500円	50,900円	50,100円
C16		所得割の額が397,000円以上	54,400円	53,500円	50,900円	50,100円

○小学校就学前児童が同一世帯に複数いて、保育所、幼稚園、認定こども園、特定支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設の通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び企業主導型保育事業を利用又は入所している場合、年齢の高い順に、2人目が徴収金額の半額、3人目以降が0円（無料）となる。

※2人目の半額や3人目以降の0円（無料）の適用を受ける場合は、保育所や認定こども園に入所している場合を除き入所や利用している施設の在園証明書等の提出が必要。

○所得割の額が57,700円未満の世帯が、2人以上の特定被監護者等がいる世帯である場合には、最年長の者から数えて第2子の支給認定子どもに係る保育料の額は、表に規定する保育料の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、第3子以降の支給認定子どもに係る保育料の額は、0円とする。

○所得割の額が77,101円未満のひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等である場合には、当該支給認定子どもに係る保育料の額は、下表の額となり、特定被監護者等が2人以上いる場合には、第1子以外の支給認定子どもに係る保育料の額は、0円とする。

徴収金額（月額）			
乳 児		1歳児及び2歳児	
標 準	短時間	標 準	短時間
1,800円	1,700円	1,700円	1,600円

○午後6時を超えての時間外保育を申請され、上の表の階層区分のC1～C16階層に該当する場合は、月額1時間1,500円（2人目750円、3人目以降は0円（無料））が加算される。

(4) 保育対策

①障がい児保育

昭和48年度から実施しており、令和4年4月1日現在では26人の障がい児（野田市が認める障がい児であり、身体障害者手帳等の交付の有無を問わない。）を保育している。

障がい児保育の状況

区 分	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
入所児童数	0人	3人	3人	10人	10人	26人

②時間外保育

子ども・子育て支援法及び児童福祉法第24条第3項、児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定に基づき入所した児童のうち、通勤時間等の関係から午後6時以降の時間外保育を利用しており、6.9%が下記の時間帯での保育を利用している。

〈保育時間〉 中根保育所、福田保育所、乳児保育所、聖華未来のこども園、のだのこども園、やなぎさわ幼稚園・保育園、柳沢くるる保育園は午後7時まで。清水保育所、花輪保育所、尾崎保育所、北部保育所、木間ヶ瀬保育所、聖華保育園、コビープリスクールのだ保育園、コビープリスクールせきやど保育園、アスク七光台保育園、アスク川間保育園、コビープリスクールさくらのさと保育園、すくすく保育園、アスク古布内保育園、コビープリスクールあたご保育園、やまぎき杜の保育園、ひばり保育園、アートチャイルドケア野田東部みどり保育園は午後8時まで。しみず空と杜の保育園は午後9時まで。南部保育所は午後10時まで。

(R4. 4. 1 現在)

区 分	保育所数	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
公 立	9園	24人	29人	58人	111人
私 立	15園	25人	20人	43人	88人
事業所内	1園	1人	0人	0人	1人
小規模	1園	0人	0人	0人	0人

3. 学童保育所【児童家庭課】

両親の就労によって、学校から帰宅しても家庭が留守となる児童の安全な生活の場の確保を図るとともに集団生活の中で個々の児童の健全な育成を行う。

(1) 学童保育所一覧

(R4. 4. 1 現在)

名 称	所 在 地	定 員	区 分	電 話
野田学童保育所	野田535番地の2(中央小学校敷地内)	95	直営	7122-6377
野田第二学童保育所	野田611番地(中央小学校内)	111	委託	7123-2752
柳沢学童保育所	柳沢139番地(柳沢小学校内)	38	直営	7122-1361
柳沢第二学童保育所	柳沢139番地(柳沢小学校内)	38	委託	7125-8671
清水学童保育所	清水773番地(清水台小学校敷地内)	45	直営	7125-1672
清水第二学童保育所	清水773番地(清水台小学校内)	96	委託	7123-4780
南部学童保育所	山崎1736番地(うめさと子ども館に併設)	38	委託	7123-3144
南部第二学童保育所	山崎1249番地の25(西大和田公園南西側)	40	委託	7126-5714
南部第三学童保育所	山崎1249番地の40(西大和田公園南西側)	40	委託	7126-5716
東部学童保育所	鶴奉269番地の1(補修事務所北側)	45	直営	7122-2416
川間学童保育所	中里556番地の9(川間公民館西側)	45	直営	7129-5687
福田学童保育所	木野崎1654番地の39(福田保育所北側)	45	直営	7138-2372
岩木学童保育所	岩名二丁目10番地の17(岩木小学校西側)	54	直営	7129-7503
岩木第二学童保育所	岩名二丁目12番地の1(岩木小学校内)	116	委託	7127-2173
宮崎学童保育所	宮崎62番地の5(宮崎小学校北側)	45	直営	7124-9105
宮崎第二学童保育所	宮崎55番地(宮崎小学校敷地内)	47	委託	7121-1580
宮崎第三学童保育所	宮崎55番地(宮崎小学校内)	39	委託	7123-3161
山崎学童保育所	山崎2742番地の5(山崎子ども館に併設)	41	直営	7121-4030
山崎第二学童保育所	山崎2733番地(山崎小学校内)	38	委託	7125-2563
七光台学童保育所	七光台126番地の2(七光台子ども館に併設)	42	直営	7127-4808
七光台第二学童保育所	七光台20番地の1(七光台小学校内)	58	委託	7128-1330
尾崎学童保育所	尾崎1415番地(尾崎小学校内)	38	直営	7127-1761
尾崎第二学童保育所	尾崎1415番地(尾崎小学校内)	38	委託	7129-8676
二ツ塚学童保育所	二ツ塚488番地(二ツ塚小学校南側)	49	直営	7123-1717
北部学童保育所	谷津22番地の1(北部小学校北側)	106	委託	7125-5334

名 称	所 在 地	定 員	区 分	電 話
みずき学童保育所	みずき三丁目2番地の3(みずき小学校敷地内)	105	委託	7125-4451
三ヶ尾学童保育所	西三ヶ尾988番地(福田第二小学校敷地内)	46	委託	7138-1213
木間ヶ瀬学童保育所	木間ヶ瀬3640番地(木間ヶ瀬小学校内)	38	直営	7198-7271
二川学童保育所	桐ヶ作464番地(二川小学校内)	79	委託	7196-3779
関宿中央学童保育所	東宝珠花234番地1(関宿中央小学校内)	40	直営	7198-8270
関宿中央第二学童保育所	東宝珠花234番地1(関宿中央小学校内)	40	委託	7120-4180
関宿学童保育所	関宿台町171番地(関宿小学校内)	40	委託	7196-5535

(2) 児童数等

(R4.4.1現在)

施設名	野田	野田第二	柳沢	柳沢第二	清水	清水第二	南部	南部第二	南部第三	東部	川間	福田	岩木	岩木第二	宮崎	宮崎第二
定員	95人	111人	38人	38人	45人	96人	38人	40人	40人	45人	45人	45人	54人	116人	45人	47人
入所人数	60	78	57	38	45	102	50	54	47	52	24	8	16	94	38	43
指導員数	2	4	2	2	2	6	4	2	2	2	2	2	2	6	2	4
保育開始年月	40.12	22.11	52.1	22.11	53.4	22.10	53.4	20.4	23.4	55.4	55.4	55.4	56.9	22.10	53.4	23.4

施設名	宮崎第三	山崎	山崎第二	七光台	七光台第二	尾崎	尾崎第二	二ツ塚	北部	みずき	三ヶ尾	木間ヶ瀬	二川	関宿中央	関宿中央第二	関宿	計
定員	39人	41人	38人	42人	58人	38人	38人	49人	106人	105人	46人	38人	79人	40人	40人	40人	1,775人
入所人数	37	47	42	14	41	42	26	39	81	136	26	19	79	34	44	14	1,527
指導員数	2	2	2	2	4	2	2	2	6	6	2	2	4	2	2	2	90
保育開始年月	30.1	60.4	22.11	61.4	22.10	61.4	22.10	5.4	13.4	13.7	14.4	9.4	12.10	13.4	22.10	17.7	—

※指導員数に関しては、この他に、入所人数や障がい児童の状況に応じて、加配を行なっている。

(3) 保育料推移

昭和54年度月額3,600円
 }
 昭和58年度月額5,000円
 }
 昭和60年度月額5,600円
 }
 昭和62年度月額6,400円
 }
 平成元年度月額7,600円
 }
 平成3年度月額9,600円
 }

(R4.4.1 現在)

減免区分		区分		保育料	
第一子	A	生保世帯・市町村民税非課税世帯	円 0	人 108	円 0
	B	所得税非課税世帯	3,800	50	190,000
	C	所得税が9,400円未満の世帯	7,600	16	121,600
	D	その他の世帯	9,600	1,124	10,790,400
第二子以降	A [〃]	生保世帯・市町村民税非課税世帯	0	27	0
	B [〃]	所得税非課税世帯	3,000	7	21,000
	C [〃]	所得税が9,400円未満の世帯	6,000	1	6,000
	D [〃]	その他の世帯	7,600	194	1,474,400

(4) 運営費の状況

①入所児童数

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設数		34	34	32	32	32
入所児童定員		1,433人	1,545人	1,775人	1,775人	1,775人
年間入所児童数(延べ)		17,546人	18,826人	18,745人	18,042人	17,453人

②運営費と負担割合の推移(各年度決算)

(単位:円)

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
管理運営費		499,366,199	366,442,743	359,848,057	350,751,763	366,298,801
財源内訳	負担金(保育料)	134,747,600	145,104,200	148,285,200	119,073,700	132,464,700
		27.0%	39.6%	41.2%	33.9%	36.2%
市負担金	放課後児童健全育成事業補助金	167,635,000	173,790,000	177,949,000	179,823,000	171,907,400
		33.6%	47.4%	49.5%	51.3%	46.9%
市負担金	市負担金	197,031,599	47,548,543	33,613,857	51,855,063	61,926,701
		39.4%	13.0%	9.3%	14.8%	16.9%

③学童1人あたりの運営費

(単位:円)

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
管理運営費	月額	28,460	19,465	19,197	19,441	20,988
	年額	341,520	233,580	230,364	233,292	251,856
市負担分	月額	11,229	2,526	1,793	2,874	3,548
	年額	134,748	30,312	21,519	34,488	42,576

④歳出額内訳

(単位：円)

区分	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
人 件 費		86,582,467	88,398,967	90,491,284	92,246,852	94,501,821
食 糧 費		6,444,388	7,257,499	7,217,183	6,899,013	7,624,932
そ の 他		406,339,344	270,786,277	262,139,590	251,605,898	264,172,048
計		499,366,199	366,442,743	359,848,057	350,751,763	366,298,801

4. 児童館【児童家庭課】

地域の子どもたちに健全で楽しい遊びを提供し、心身ともに健康に育つように、専門の指導員が、援助・指導を行う集会室、遊戯室、図書室、体育室等を設けた健全育成施設である。

市立児童館一覧

名称	延べ面積	所在地	電話
中央子ども館	199.26 m ²	野田市鶴奉 5 番地の 1	7125-1678
うめさと子ども館	315.98	野田市山崎 1736 番地	7124-9106
谷吉子ども館	302.75	野田市谷津 1148 番地の 3	7127-0117
山崎子ども館	402.27	野田市山崎 2742 番地の 5	7124-6739
七光台子ども館	399.80	野田市七光台 126 番地の 2	7127-2166
関宿子ども館	155.30	野田市木間ヶ瀬 620 番地	7198-3456

令和 3 年度児童館利用状況

(単位：人)

区分 児童館名	利用種別	幼児	小低	小高	中学生	高校生	その他	計	合計
中央子ども館	集団指導係	262	92	99	11	1	265	730	4,337
	一般	1,334	393	526	116	30	1,208	3,607	
うめさと子ども館	集団指導係	298	194	180	16	2	306	996	3,343
	一般	361	425	1,055	115	14	377	2,347	
谷吉子ども館	集団指導係	272	171	544	157	13	273	1,430	5,474
	一般	313	456	1,636	946	155	538	4,044	
山崎子ども館	集団指導係	227	330	221	63	2	177	1,020	3,892
	一般	280	711	765	685	42	389	2,872	
七光台子ども館	集団指導係	404	296	513	258	4	410	1,885	5,922
	一般	486	491	1,515	922	43	580	4,037	
関宿子ども館	集団指導係	318	291	250	155	8	260	1,282	4,091
	一般	264	610	1,139	496	14	286	2,809	

合 計		4,819	4,460	8,443	3,940	328	5,069	27,059
-----	--	-------	-------	-------	-------	-----	-------	--------

5. 家庭児童相談室【子ども家庭総合支援課】

家庭における児童の健全な育成のため児童の養育に関する問題について、相談に応ずるとともに、適切な指導と助言を与えるため、家庭児童相談室を子ども家庭総合支援課内に設置している。

令和3年度の相談受付件数は663件で、このうち虐待に関するものが487件と、全体の73.5%を占めている。

なお、児童福祉法により、市が児童虐待の通告先と明記され第一義的機関として位置付けられている。

◆家庭児童相談室制度は児童福祉法に基づき、厚生省事務次官通知（家庭児童相談室の設置運営について）

により発足（昭和39.4.22）。野田市家庭児童相談室は、昭和44年5月に開設。

(1) 事項別相談受付件数

相談種類 年度	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
令和元年度	430	292	3	0	0	2	0	1	5	2	0	7	9	3	16	4	774
令和2年度	466	266	3	0	1	3	0	0	6	0	0	24	11	1	25	0	806
令和3年度	487	160	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	5	0	8	0	663

(2) 虐待相談受付件数

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1. 身体的虐待	167	140	175
2. 性的虐待	2	1	7
3. ネグレクト	89	100	92
4. 心理的虐待	172	225	213
合 計	430	466	487

6. 児童福祉施設【子ども家庭総合支援課】

①助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、助産を受けさせることを目的とする施設。

②母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

入所状況

(令和3年4月～令和4年3月)

種 別	名 称	所在地	入通所の別	人数
助産施設	松戸市立総合医療センター	松戸市	入所	1
	春日部市立医療センター	春日部市	入所	1
	めぐみ助産院	新座市	入所	1
母子生活支援施設	—	—	—	0

7. 野田市ことば相談室【保健センター】

野田市に住む就学前幼児のことばの相談に応じ、適切な指導、訓練を行っている。

年度別利用状況

年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
区分						
利用人数(延べ)		1,617人	1,245人	1,116人	1,196人	1,344人
利用件数(延べ)		1,651件	1,422件	1,234件	981件	1,371件
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
区分						
野田ことば相談室	利用人数(延べ)	792人	735人	835人	912人	
	利用件数(延べ)	888件	800件	707件	877件	
関宿ことば相談室	利用人数(延べ)	453人	381人	361人	432人	
	利用件数(延べ)	534件	434件	274件	494件	

8. 子ども医療費の助成【児童家庭課】

中学校3年生までの子どもの通院、調剤、入院にかかる保険診療の一部又は全部を助成し、子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図った。

年度	内 容	件 数	支 払 額
令和3年度	現物給付	205,865件	420,709,462円
	償還分	2,195	30,884,688
	合 計	208,060	451,594,150

9. 児童手当【児童家庭課】

児童手当法に基づき、中学校修了までの児童を養育している父母等に対し、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を資することを目的に、児童手当を支給した。

区 分		支給月額	延べ受給児童数	支給総額
0～3歳未満	被用者	15,000円	22,345人	335,175,000円
	非被用者		5,659	84,885,000
3歳以上小学校修了前	第1子、第2子	10,000	100,741	1,007,410,000
	第3子以降	15,000	18,002	270,030,000
中学生		10,000	45,848	458,480,000
所得制限該当世帯(特例給付)		5,000	11,049	55,245,000
合 計			203,644	2,211,225,000

10. 育児支援家庭訪問事業【子ども家庭総合支援課】

子育てしやすい環境を目指し、社会福祉法人野田市社会福祉協議会への委託により出産前から支援が必要な妊婦や育児不安や育児ストレスを感じている親などに、育児、家事及び相談等の訪問員を派遣し、子育て支援の促進を図った。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利 用 者	11人	3人	4人
利 用 日 数	176日	25日	60日
利 用 時 間	446.4時間	65.5時間	117.0時間

11. ファミリー・サポート・センター【児童家庭課】

仕事と育児の両立支援を行うことを目的に、育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（提供会員）からなる会員組織として運営している。

(1) 会員数 (各年度 3.31 現在)

区 分	令和2年度	令和3年度
利 用 会 員	890人	1,037人
提 供 会 員	128	131
両 方 会 員	39	38
計	1,057	1,206

(2) 延べ利用件数 (R3.4.1～R4.3.31)

内 容	件数	内 容	件数
保育所・幼稚園の登園前の援助及び送り	1,277	保護者等の病気、その他急用の場合の援助	499
保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の援助	613	保護者等の買い物等外出の場合の援助	48
学校の放課後の援助	3	学校の迎え	11
学童保育所等への送りと援助	160	習い事の送迎	698
学校への送り	11	家族等の通院等の場合の援助	1
学童保育所の迎え及び帰宅後の援助	119	保護者等の冠婚葬祭、他の子供の学校行事	3
保育所・学校等休み時の援助	81	子どもの病気時の援助	0
保護者等の短時間・臨時的就労の援助	19	保育所等施設入所前の援助	0
保護者等の求職活動中の援助	0		
合 計			3,543

12. ファミリー・サポート・センター利用料の助成【児童家庭課】

野田市ファミリー・サポート・センターの利用者のうち、助成対象となる生活保護世帯と市民税非課税世帯及びひとり親家庭世帯に利用料の一部を助成し、利用者の経済的負担の軽減を図った。

(1) 助成者数

区 分	令和2年度	令和3年度
助 成 登 録 者 数	19人	24人
延 べ 利 用 者 数	31	48

13. 児童虐待防止推進月間事業【子ども家庭総合支援課】

(1) 「わたしの願う家族・家庭」ポスター展を開催

児童虐待防止啓発の一環として「わたしの願う家族・家庭」をテーマに、市内の小中学生よりポスターを募集し、市役所ふれあいギャラリー及びいちいのホールに展示した。

また、優秀賞には、賞状・賞状筒と賞品を、それ以外の作品には参加賞を贈呈した。

区 分	内 容		
応募作品	小学生 428点	中学生 1点	(合計) 429点
展示作品	小学生 44点	中学生 1点	(合計) 45点
優秀賞	小学生 4点	中学生 1点	(合計) 5点
展示期間	令和3年11月10日～16日 いちいのホール 令和3年11月17日～22日 ふれあいギャラリー		

(2) 児童虐待防止のための啓発活動

趣旨に賛同いただけた市内タクシー事業所の車両に、児童虐待防止に関するステッカー等を装着し、地域全体の児童虐待防止意識の向上を図った。

区 分	装着数	啓 発 方 法
バスマスク	13	まめバスに装着
懸垂幕	2	市役所及びいちいのホールの懸垂塔に掲出
啓発幕	9	市内公設保育所(9か所)敷地内に掲出

14. 子育て短期支援事業【子ども家庭総合支援課】

保護者が、入院などにより一時的に在宅による子どもの養育ができない場合や、育児疲れなどにより子育てに不安を抱いた保護者への支援など要保護児童対策等の一環として、児童養護施設で一時的に子どもを預かることでセーフティネットの役割を果たした。

利用人数	延べ利用日数	内訳
10人	88日	疾病35日、育児疲れ49日、育児不安4日

第2節 母子家庭等の福祉

第2節 母子家庭等の福祉

1. 母子福祉【児童家庭課】

令和4年4月1日現在、市内の母子家庭は1,392世帯で市内全世帯数（70,482世帯）の1.97%となっている。母子家庭になった原因をみると、死別によるもの84世帯(6.0%)、離婚等によるもの1,094世帯(78.6%)である。

母子家庭の原因別内訳

(各年4.1現在 単位：世帯)

年	区分	母子家庭数	死 別	離 婚	遺 棄	未 婚	そ の 他
平成30年		1,500	67	1,264	12	140	17
		100.0%	4.5%	84.3%	0.8%	9.3%	1.1%
平成31年		1,435	68	1,210	11	133	13
		100.0%	4.7%	84.3%	0.8%	9.3%	0.9%
令和2年		1,448	67	1,216	11	143	11
		100.0%	4.6%	84.0%	0.8%	9.9%	0.8%
令和3年		1,395	72	1,109	6	171	37
		100.0%	5.2%	79.5%	0.4%	12.3%	2.7%
令和4年		1,392	84	1,094	6	171	37
		100.0%	6.0%	78.6%	0.4%	12.3%	2.7%

2. 父子福祉【児童家庭課】

令和4年4月1日現在、市内の父子家庭は115世帯で父子家庭比率は0.16%となっている。父子家庭になった原因をみると、死別によるもの16世帯（14%）、離婚等によるもの95世帯（82.6%）である。

父子家庭の原因別内訳

(各年4.1現在 単位：世帯)

年	区分	父子家庭数	死 別	離 婚	遺 棄	未 婚	そ の 他
平成30年		157	23	128	1	2	3
		100.0%	15%	81.5%	0.6%	1%	2%
平成31年		137	19	112	1	2	3
		100.0%	14%	81.8%	0.7%	1%	2%
令和2年		132	18	108	1	2	3
		100.0%	14%	81.8%	0.8%	2%	2%
令和3年		118	15	98	0	0	5
		100.0%	13%	83.1%	0%	0%	4%
令和4年		115	16	95	0	0	4
		100.0%	13.9%	82.6%	0%	0%	3.5%

3. 児童扶養手当【児童家庭課】

離婚などにより、父親又は母親と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図った。

ア 事由別内訳

受給事由	離別	死別	未婚	障がい	遺棄その他	計
受給者数 (全部支給・一部支給停止者のみ)	952人	21人	141人	3人	46人	1,163人

イ 支給区分内訳

区 分	受給者数	全部支給停止者
全部支給者	624人	285人
一部支給停止者	539	
計	1,163	

ウ 児童数別内訳

受給対象児童数別内訳						
1人	2人	3人	4人	5人	6人	計
705人	326人	107人	20人	5人	0人	1,163人

エ 支給月額

区 分	第1子	第2子	第3子以降
全部支給者	(基本額) 令和3年3月まで43,160円 4月から43,160円	(加算額) 令和3年3月まで10,190円 4月から10,190円	(加算額) 令和3年3月まで6,110円 4月から6,110円
一部支給停止者	所得額に応じて令和3年3月まで10,180円から43,150円まで10円きざみの額 4月以降10,180円から43,150円まで10円きざみの額	所得額に応じて令和3年3月まで5,100円から10,180円まで10円きざみの額 4月以降は、所得額に応じて5,100円から10,180円まで10円きざみの額	所得額に応じて令和3年3月まで3,060円から6,100円まで10円きざみの額 4月以降は、所得額に応じて3,060円から6,100円まで10円きざみの額

オ 延べ受給者数、支給総額

区 分	延べ受給者数	支給総額
全部支給者	7,546人	325,069,350円
一部支給停止者	6,826	193,727,140
第2子加算	5,618	52,689,480
第3子以降加算	1,974	11,281,730
合 計		582,767,700

※ 児童扶養手当法第13条の3に基づく就業意欲がみられないことによる一部支給停止者 0人

4. ひとり親家庭等医療費の助成【児童家庭課】

ひとり親家庭等の経済的負担及び精神的不安感の軽減を図るため、ひとり親家庭の母、父又は養育者及びその子が医療等の給付を受けた場合に保険診療にかかる自己負担分の一部又は全部を助成した。

年度	内 容	件 数	支 払 額
令和3年度	現物給付	16,335件	51,881,807円
	償 還 分	2,185	6,777,764
	合 計	18,520	58,659,571

5. 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付【児童家庭課】

母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的自立を応援するため貸付を行っている。(修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金については父母のいない児童も対象になる。)

母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の内容 (R4.4.1 現在)

貸付の種類	貸付対象	貸付金額の限度		据置期間	償還期間	利率	償還方法	
事業開始資金	母・父	(個人)	3,140,000 円	1 年	7 年以内	年 1.0%又は無利子	元利均等払い(年賦払い・半年賦払い・月賦払いのいずれか)	
事業継続資金	母・父	(団体)	4,710,000 円					
修学資金	児童	別表のとおり		卒業後 6 か月	別表のとおり	無利子		
技能習得資金	母・父	(5 年間限度)	月額 68,000 円	卒業後 1 年	20 年以内	年 1.0%又は無利子		
		特別 12 月相当額	816,000 円					
			自動車免許			460,000 円		
修業資金	児童	(5 年間限度)	月額 68,000 円	卒業後 1 年	20 年以内	無利子		
			自動車免許					
就職支度資金	母・父・児童	100,000 円 (通勤用自動車購入費用を含む場合) (330,000 円)		1 年	6 年以内	(母・父)1.0% 又は無利子 (子)無利子		
医療介護資金	医療	母・父・児童	340,000 円	治療・介護後 6 か月	5 年以内	年 1.0%又は無利子		
	介護	母・父	(所得税非課税家庭等) (480,000 円)					
			500,000 円					
生活資金	技能習得中の母・父	月額 141,000 円		卒業後 6 か月	20 年以内	年 1.0%又は無利子		
	医療を受けている母・父	月額 105,000 円 (生活中心者でない場合等) (70,000 円)		治療・介護後 6 か月	5 年以内			
	介護保険法に規定する保険給付サービスを受けている母・父	※なお、母子家庭の母又は父子家庭の父となつて7年未満のものへの貸付期間は6か月(3か月更新で2年まで)とし、貸付金額は2,520,000円を限度とする。						
	母子家庭の母又は父子家庭の父となつて7年未満のもの ※3	また、生活安定期間中の養育費取得に係る裁判に要する費用については、12月相当1,260,000円を限度とする一括貸付可。		6 か月 ※1	8 年以内			
	失業している母・父	※なお、失業中の母又は父への貸付期間は1か月(1か月更新で離職した日の翌日から1年まで)		6 か月 ※2	5 年以内			
住宅資金	母・父	補修、保全等、通常の場合	1,500,000 円	6 か月	6 年以内	年 1.0%又は無利子		
		新規取得・災害特別等	2,000,000 円		7 年以内			
転宅資金	母・父	260,000 円		6 か月	3 年以内			
就学支度資金	児童	小学校		入学後 6 か月	1 年以内	無利子		
		※所得税非課税世帯のみ対象					64,300 円	
		中学校、中等教育学校(前期課程)		卒業後 6 か月	同時貸付の修学・修業資金と同じ期間			
		※所得税非課税世帯のみ対象					81,000 円	
		高等学校 高等専門学校	国公立	自宅	150,000 円		卒業後 6 か月	5 年以内
			私立	自宅外	160,000 円			
		専修学校(高等・一般) 中等教育学校(後期課程)	国公立	自宅	410,000 円			
			私立	自宅外	420,000 円			
		大学 短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	自宅	410,000 円			
			私立	自宅外	420,000 円			
大学院	国公立	自宅	580,000 円					
	私立	自宅外	590,000 円					
修業施設	国公立	自宅	380,000 円					
	私立	自宅外	590,000 円					
修業施設	中学校卒業後入学する場合	自宅	150,000 円	卒業後 6 か月	5 年以内			
	高等学校卒業後入学する場合	自宅外	160,000 円					
		自宅	272,000 円					
		自宅外	282,000 円					
結婚資金	児童	300,000 円		6 か月	5 年以内	年 1.0%又は無利子		

- *1 生活安定貸付期間が満了してから6か月を経過するまで
- *2 失業貸付期間が満了して6か月を経過するまで（ただし、失業貸付期間内に当該配偶者のない女子又は男子が失業者ではなくなったときは、その翌日から6か月を経過するまで）
- *3 月額4万円、合計96万円を超えない範囲を無利子とする。ただし、養育費の取得に係る裁判等に要する費用の貸付けにおいては、48万円を限度として無利子とする。

別表1
修学資金貸付限度額(月額)一覧表(年収目安900万円以下)

単位：円(R4.4.1現在)

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年	償還期間*
高等学校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			借りた期間の3倍
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500			
専修学校(高等課程)	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			借りた期間の4倍
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500			
中等教育学校(後期課程)	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	借りた期間の3倍
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500	借りた期間の4倍
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000	
高等専門学校	国公立	自宅通学	67,500	67,500				借りた期間の3倍
		自宅外通学	78,000	78,000				
	私立	自宅通学	89,000	89,000				借りた期間の4倍
		自宅外通学	126,500	126,500				
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500				借りた期間の3倍
		自宅外通学	96,500	96,500				
	私立	自宅通学	93,500	93,500				借りた期間の4倍
		自宅外通学	131,000	131,000				
短期大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000		借りた期間の3倍
		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500		
	私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500		借りた期間の4倍
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000		
大学	国公立	自宅通学	132,000	132,000				借りた期間の3倍
		自宅外通学	183,000	183,000				
	私立	自宅通学	132,000	132,000				借りた期間の4倍
		自宅外通学	183,000	183,000				
大学院	修士課程		132,000	132,000				大学に準拠
	博士課程		183,000	183,000	183,000			
専修学校(一般課程)			51,000	51,000				5年

*ただし、据置期間経過後20年以内を限度

別表 2

修学資金貸付限度額(月額)一覧表 (年収目安 900 万円を超える場合)

単位：円 (R4. 4. 1 現在)

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年	償還期間 *
高等学校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			借りた 期間の 3倍
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500			
専修学校 (高等課程)	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			借りた 期間の 4倍
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500			
中等教育学校 (後期課程)	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	借りた 期間の 3倍
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	89,000	89,000	借りた 期間の 4倍
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	102,500	102,500	
高等専門学校	国公立	自宅通学	67,500	67,500				借りた 期間の 3倍
		自宅外通学	77,500	77,500				
	私立	自宅通学	84,500	84,500				借りた 期間の 4倍
		自宅外通学	108,500	108,500				
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500				借りた 期間の 3倍
		自宅外通学	77,500	77,500				
	私立	自宅通学	84,500	84,500				借りた 期間の 4倍
		自宅外通学	108,500	108,500				
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500				借りた 期間の 3倍
		自宅外通学	86,500	86,500				
	私立	自宅通学	86,500	86,500				借りた 期間の 4倍
		自宅外通学	110,500	110,500				
大学	国公立	自宅通学	69,500	69,500	69,500	69,500		借りた 期間の 3倍
		自宅外通学	92,500	92,500	92,500	92,500		
	私立	自宅通学	95,000	95,000	95,000	95,000		借りた 期間の 4倍
		自宅外通学	121,000	121,000	121,000	121,000		
大学院	修士課程		132,000	132,000				大学に 準拠
	博士課程		183,000	183,000	183,000			
専修学校 (一般課程)			51,000	51,000				5年

*ただし、据置期間経過後 20 年以内を限度

6. 母子・父子自立支援員・婦人相談員【児童家庭課】

母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供や指導相談等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、自立の促進を図った。

(1) 相談件数

(単位：件)

相談事項		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生活一般	住 宅		11	10	5	9	6
	医 療		16	12	8	12	18
	家 庭 紛 争		3	10	4	3	3
	就 職		370	386	432	336	441
	結 婚		2	0	1	1	0
	そ の 他		92	98	101	82	87
児 童	養 育		35	28	35	29	22
	教 育		13	6	6	5	11
	就 職		2	2	1	1	1
	そ の 他		11	17	22	18	9
生 活 援 護	母子・父子福祉資金		80	81	66	75	68
	寡婦福祉資金		0	0	0	0	0
	公 的 年 金		2	3	2	1	2
	児童扶養手当		188	133	189	195	205
	生 活 保 護		5	0	1	13	5
	税		0	0	3	1	1
	そ の 他		19	14	20	28	25
そ の 他		4	4	0	0	0	
合 計		853	804	896	809	904	

(2) 訪問件数

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
訪問件数	277件	240件	249件	257件	271件

(3) 母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の母子家庭及び父子家庭の実情やニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と緊密に連携しつつ、就業に結び付くまで継続的に就労相談を実施した。

年度	プログラム策定人数 (人)	就業実績 (人)
平成29年度	16	正規雇用 3、非正規雇用 10
平成30年度	26	正規雇用 7、非正規雇用 10
令和元年度	21	正規雇用 7、非正規雇用 12
令和2年度	14	正規雇用 4、非正規雇用 10
令和3年度	21	正規雇用 11、非正規雇用 8

(4) ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動

平成28年7月からひとり親家庭から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問し、ひとり親家庭の雇用への理解及び事業主に対する野田市雇用促進奨励金制度の啓発活動を開始し、就労相談の際に訪問した働き

やすい環境の事業所などの情報提供を行った。(原則毎月1回訪問)

区 分	内 容
啓発活動の訪問事業所数	28社

7. 養育者支援手当【児童家庭課】

父母等の離婚等により、父親及び母親と生計を同じくしていない児童を養育し、公的年金を受給している養育者(祖父母等)に対して支給し、養育者の経済的、精神的負担の軽減と児童の福祉の増進を図った。

ア 事由別内訳

受給事由	離 別	死 別	未 婚	障がい	遺棄その他	計
受 給 者 数 (全部支給・一部支給停止者のみ)	4人	0人	1人	0人	0人	5人

イ 支給区分内訳

区 分	受給者数	全部支給停止者
全 部 支 給 者	5人	0人
一部支給停止者	0	
計	5	

ウ 児童数別内訳

受給対象児童数別内訳					
1人	2人	3人	4人	5人	計
5人	0人	0人	0人	0人	5人

エ 支給月額

区 分	第1子	第2子	第3子以降
全部支給者	(基本額) 令和3年3月まで43,160円 4月から43,160円	(加算額) 令和3年3月まで10,190円 4月から10,190円	(加算額) 令和3年3月まで6,110円 4月から6,110円
一部支給停止者	所得額に応じて令和3年3月まで10,180円から43,150円まで10円きざみの額 4月以降10,180円から43,150円まで10円きざみの額	所得額に応じて令和3年3月まで5,100円から10,180円まで10円きざみの額 4月以降は、所得額に応じて5,100円から10,180円まで10円きざみの額	所得額に応じて令和3年3月まで3,060円から6,100円まで10円きざみの額 4月以降は、所得額に応じて3,060円から6,100円まで10円きざみの額

オ 延べ受給者数、支給総額

区 分	延べ受給者数	支給総額
全 部 支 給 者	60人	2,589,600円
一 部 支 給 停 止 者	0	0
第 2 子 加 算	1	10,190
第 3 子 以 降 加 算	0	0
合 計		2,599,790

8. ひとり親家庭等日常生活支援事業【児童家庭課】

母子家庭及び父子家庭、寡婦の方が技能習得のための通学や病気などで一時的に支援を必要とする場合などに、野田市母子寡婦福祉会への委託により家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育をはじめとした日常生活の支援を行い生活の安定を図った。

年度	子育て支援	生活援助
平成 29 年度	5 人 (延べ 38 日、 225 時間) (※うち事業拡充にかかる子育て支援) 0 人	0 人 (※うち事業拡充にかかる生活援助) 0 人
平成 30 年度	3 人 (延べ 6 日、 25 時間) (※うち事業拡充にかかる子育て支援) 1 人 (延べ 1 日、 10 時間)	1 人 (延べ 15 日、 21 時間) (※うち事業拡充にかかる生活援助) 0 人
令和元年度	2 人 (延べ 33 日、 191 時間) (※うち事業拡充にかかる子育て支援) 0 人	2 人 (延べ 14 日、 22 時間) (※うち事業拡充にかかる生活援助) 1 人 (延べ 2 日、 10 時間)
令和 2 年度	2 人 (延べ 19 日、 116 時間) (※うち事業拡充にかかる子育て支援) 0 人	0 人 (※うち事業拡充にかかる生活援助) 0 人
令和 3 年度	1 人 (延べ 4 日、 44 時間) (※うち事業拡充にかかる子育て支援) 0 人	0 人 (※うち事業拡充にかかる生活援助) 0 人

9. 母子家庭等自立支援教育訓練給付金【児童家庭課】

母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職や転職、雇用の安定に向けて職業技能を身につけるために受講した教育訓練講座を修了した場合に、母子家庭等自立支援教育訓練給付金(受講料の 60%)を支給し、資格の取得を促進した。

年度	講座指定者数 (人)	支給人数 (講座修了)
平成 29 年度	2	1
平成 30 年度	5	4
令和元年度	6	3
令和 2 年度	2	1
令和 3 年度	7	2

10. 母子家庭等高等職業訓練促進給付金【児童家庭課】

母子家庭の母及び父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の国家資格取得のため、1年以上(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合には6月以上)養成機関で修学する場合に一定期間「母子家庭等高等職業訓練促進給付金」(市町村民税非課税世帯月額 100,000 円、市町村民税課税世帯月額 70,500 円、修学期間の最後の 12 月については 40,000 円増額)を支給するとともに、「母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金」(市町村民税非課税世帯 50,000 円、市町村民税課税世帯 25,000 円)を修了後に支給することで、生活の負担の軽減を図り資格取得を支援した。

年度	支給人数（人）	内 容
平成 29 年度	9	看護師 5、准看護師 1、作業療法士 1、教諭 1、保育士 1
平成 30 年度	11	看護師 4、准看護師 2、作業療法士 1、教諭 1、保育士 1、歯科衛生士 1、理容師 1
令和元年度	15	看護師 4、准看護師 4、保育士 2、教諭 1、歯科衛生士 1、理容師 1、美容師 1、社会福祉士 1
令和 2 年度	14	看護師 4、准看護師 2、社会福祉士 2、美容師 2、保育士 1、歯科衛生士 1、理容師 1、精神保健福祉士 1
令和 3 年度	16	看護師 6、社会福祉士 2、美容師 2、歯科衛生士 1、理容師 2、精神保健福祉士 1、介護福祉士 2

11. ひとり親家庭情報交換事業【児童家庭課】

野田市母子寡婦福祉会に事業を委託し、ひとり親家庭の方が交流やイベントを通じてお互いに悩みを打ち明けたり、相談し合う場を設け、精神的負担の軽減に努めた。

年度	内 容	参加人数（人）
平成 29 年度	親子料理教室 7 回、お茶体験 2 回	126
平成 30 年度	親子料理教室 6 回、芋掘り体験 1 回、押し花作り 1 回	128
令和元年度	親子料理教室 6 回、押し花作り 2 回、サンドブラスト 1 回	138
令和 2 年度	フラワープレッサー 1 回	11
令和 3 年度	サンドブラスト 2 回	18

12. 母子家庭等就業自立支援事業【児童家庭課】

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、就業に結び付く技能の習得、資格を身に付けることを目的とした就業支援講習会を、野田地域職業訓練センターに委託して年 3 回実施し、自立の促進を図った。

コース区分	受講者	資格取得者
5 月開講コース（パソコン講習会）	10 人	ワード 10 人、エクセル 9 人
8 月開講コース（日商簿記 3 級講習会）	5 人	0 人
12 月開講コース（医療事務講習会）	6 人	4 人

13. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【児童家庭課】

高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親及び児童に対し、高卒認定試験の講座の受講に係る費用の一部（受講修了時給付金は対象経費の 40%、合格時給付金は対象経費の 20%）を補助することにより、親の学び直し及び児童の進学を支援し、ひとり親家庭の自立及び福祉の増進に寄与した。

年度	区分	支給人数
平成 30 年度	受講修了時給付金	0 人
	合格時給付金	0 人
令和元年度	受講修了時給付金	1 人
	合格時給付金	1 人
令和 2 年度	受講修了時給付金	0 人

	合格時給付金	0人
令和3年度	受講修了時給付金	1人
	合格時給付金	0人

第3節 障がい者(児)の福祉

第3節 障がい者(児)の福祉

1. 障がい者手帳【障がい者支援課】

(1) 身体障害者手帳

身体障がい者が各種の援護を受けるために必要な手帳。

手帳所持者数

(単位：人 R4.3.31現在)

障がい別	区分	身体障害者 手帳所持者	内 訳					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
視 覚 障 が い	18歳未満	3	1	1	0	1	0	0
	18歳以上	302	92	104	20	20	54	12
	計	305	93	105	20	21	54	12
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い	18歳未満	15	0	6	2	1	0	6
	18歳以上	391	19	101	37	94	3	137
	計	406	19	107	39	95	3	143
音 声 ・ 言 語 そ し や く 機 能 障 が い	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	83	3	9	42	29	0	0
	計	83	3	9	42	29	0	0
肢 体 不 自 由	18歳未満	57	27	11	7	4	6	2
	18歳以上	2,474	433	508	473	720	202	138
	計	2,531	460	519	480	724	208	140
内 部 障 が い	18歳未満	19	12	2	4	1	0	0
	18歳以上	1,752	1,117	35	220	380	0	0
	計	1,771	1,129	37	224	381	0	0
心 臓	18歳未満	7	4	1	2	0	0	0
	18歳以上	866	632	6	127	101	0	0
	計	873	636	7	129	101	0	0
呼 吸 器	18歳未満	4	3	1	0	0	0	0
	18歳以上	88	22	3	48	15	0	0
	計	92	25	4	48	15	0	0
じ ん 臓	18歳未満	2	2	0	0	0	0	0
	18歳以上	471	448	1	19	3	0	0
	計	473	450	1	19	3	0	0
ぼ う こ う 又 は 直 腸	18歳未満	3	1	0	2	0	0	0
	18歳以上	271	0	1	16	254	0	0
	計	274	1	1	18	254	0	0
小 腸	18歳未満	1	0	0	0	1	0	0
	18歳以上	4	0	1	1	2	0	0
	計	5	0	1	1	3	0	0
免 疫	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	45	14	17	9	5	0	0
	計	45	14	17	9	5	0	0
肝 臓	18歳未満	2	2	0	0	0	0	0
	18歳以上	7	1	6	0	0	0	0
	計	9	3	6	0	0	0	0
合 計	18歳未満	94	40	20	13	7	6	8
	18歳以上	5,002	1,664	757	792	1,243	259	287
	計	5,096	1,704	777	805	1,250	265	295

(2) 療育手帳

知的障がい者が、一貫した指導・相談等各種の援護を受けやすくするための手帳。

手帳所持者数

(単位：人 R 4.3.31 現在)

合 計	知的障がい者				知的障がい児			
	重 度	中 度	軽 度	計	重 度	中 度	軽 度	計
1,536	447	331	356	1,134	103	80	219	402

(3) 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを証する手段として、交付を受けた人に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられ、社会参加と自立の促進を図ることを目的として交付される。

手帳所持者数

(単位：人 R 4.3.31 現在)

合 計	1 級	2 級	3 級
1,511	245	863	403

(4) 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳交付診断料助成

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請をするための診断書作成に要した費用を助成している。なお、令和2年度で事業廃止。

助成件数

(単位：件)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
身 体 障 害 者 手 帳	289	325	297	265	—
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	107	112	136	92	—

2. 障害福祉サービス等【障がい者支援課】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障がい者(児)がその能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等を提供する。

(1) 居宅介護

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

延べ利用時間及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ利用時間	17,871.5 時間	16,453 時間	16,701 時間	17,756 時間	18,997 時間
実利用人数	140人	138人	137人	146人	156人

(2) 重度訪問介護

肢体不自由者又は知的障がい者若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動支援など総合的に支援を行う。

延べ利用時間及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ利用時間	2,941 時間	3,491 時間	1,507 時間	2,716 時間	8,477 時間
実利用人数	4 人	5 人	3 人	5 人	4 人

(3) 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合等に、施設に短期間入所して、入浴、排せつ及び食事の介護等を行う。

延べ利用日数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ利用日数	4,079 日	4,242 日	3,928 日	2,570 日	2,558 日
実利用人数	111 人	113 人	123 人	65 人	71 人

(4) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の支援を行う。

延べ利用日数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ利用日数	4,704 日	4,479 日	4,640 日	4,755 日	4,973 日
実利用人数	13 人	13 人	13 人	14 人	15 人

(5) 障害者支援施設等措置

やむを得ない事由による措置により入所した場合に、措置に係る費用を負担するもの。

延べ利用日数及び実利用件数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ利用日数	365 日	365 日	366 日	402 日	365 日
実利用人数	1 人	1 人	1 人	2 人	1 人

(6) 高額障害福祉サービス

同一世帯において、複数の障害福祉サービスや介護保険サービスを利用したことで、負担額の合算額が基準額を超える場合に支給し負担の軽減を図るもの。

支給人数

(単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
支給人数	13	7	6	18	20

(7) 同行援護

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つで、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。

延べ利用時間数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ利用時間数	3,365 時間	4,246 時間	3,671 時間	1,691 時間	1,879 時間
実利用人数	27 人	28 人	27 人	24 人	23 人

(8) 計画相談支援

障害福祉サービスの利用にあたり、申請者が適正なサービスを受けるための計画作成及び、サービス利用開始後のモニタリング等を指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が行う。

利用事業所数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用事業所数	52 か所	61 か所	63 か所	76 か所	77 か所
実利用人数	633 人	661 人	703 人	792 人	872 人

(9) 行動援護

自己判断能力が制限される人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。

延べ利用時間数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ利用時間数	2,785 時間	2,990 時間	2,926 時間	2,405 時間	2,384 時間
実利用人数	30 人	29 人	37 人	37 人	35 人

(10) 生活介護

常に介護を必要とする人に日中に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

利用施設数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用施設数	65 か所	66 か所	69 か所	75 か所	71 か所
実利用人数	307 人	315 人	312 人	321 人	322 人

(11) 施設入所支援

生活介護等を受けつつ施設に入所する人を対象に、主に夜間や休日に入浴や排せつ、食事の介護等を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用施設数	34 か所	34 か所	35 か所	34 か所	32 か所
実利用人数	94 人	93 人	95 人	94 人	92 人

(12) 共同生活援助

主に夜間や休日に共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や日常生活上の援助を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用施設数	59 か所	54 か所	54 か所	71 か所	83 か所
実利用人数	124 人	136 人	153 人	202 人	235 人

(13) 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
自立訓練 (機能訓練)	利用施設数	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所
	実利用人数	0 人	0 人	1 人	1 人
自立訓練	利用施設数	5 か所	6 か所	9 か所	7 か所

(生活訓練)	実利用人数	10人	9人	15人	16人	21人
宿泊型自立訓練	利用施設数	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実利用人数	0人	1人	1人	1人	1人

(14) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用施設数	22 か所	23 か所	25 か所	29 か所	31 か所
実利用人数	63 人	69 人	73 人	84 人	90 人

(15) 就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な人と雇用契約を締結し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用施設数	23 か所	17 か所	16 か所	15 か所	19 か所
実利用人数	83 人	100 人	98 人	107 人	107 人

(16) 就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のため必要な訓練を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用施設数	32 か所	34 か所	37 か所	45 か所	42 か所
実利用人数	111 人	111 人	139 人	164 人	194 人

(17) 就労定着支援

就労移行支援等を利用し一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対するための支援を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用施設数	- か所	3 か所	5 か所	7 か所	9 か所
実利用人数	- 人	3 人	6 人	15 人	26 人

(18) 障害児通所支援

児童福祉法に基づき、未就学児が児童発達支援事業所等において必要な療育を受けるための通所や、就学児が生活能力向上のため必要な訓練等を受ける放課後等デイサービス等の支援を提供する。

利用日数及び実利用人数

年 度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
児童発達支援	利用日数	10,265 日	14,914 日	17,878 日	21,807 日	28,453 日
	実利用人数	147 人	194 人	239 人	277 人	333 人

放課後等デイサービス	利用日数	29,790 日	34,866 日	44,393 日	45,026 日	46,110 日
	実利用人数	249 人	290 人	303 人	315 人	351 人
保育所等訪問支援	利用日数	29 日	58 日	87 日	172 日	195 日
	実利用人数	11 人	25 人	34 人	46 人	47 人

(19) 障害児相談支援

障害児通所支援の利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用するサービス内容等を記載した障害児支援利用計画の作成等や保護者等からの相談支援を指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が行う。

利用事業所数及び実利用人数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用事業所数	10 か所	12 か所	12 か所	13 か所	14 か所
実利用人数	360 人	442 人	481 人	542 人	642 人

(20) 高額障害児通所給付

同一世帯において、複数の障害福祉サービスや障害児通所支援等を利用したことで負担額の合算額が基準額を超える場合に支給し負担の軽減を図るもの。

支給人数

(単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
支給人数	17	6	6	17	13

(21) 移動支援

屋外での移動が困難な障がい者(児)について外出のための支援を行う。

利用時間及び実利用人数

年 度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
身体障がい者	利用時間	887 時間	636時間	652 時間	504 時間	808 時間
	実利用人数	9 人	9人	11 人	5 人	8 人
知的障がい者	利用時間	7,476 時間	9,898時間	11,252 時間	10,413 時間	11,395 時間
	実利用人数	75 人	80人	76 人	62 人	60 人
精神障がい者	利用時間	368 時間	846時間	689 時間	926 時間	1,936 時間
	実利用人数	5 人	5人	6 人	13 人	15 人
障がい児	利用時間	3,341 時間	3,648時間	3,537 時間	4,109 時間	4,295 時間
	実利用人数	47 人	39人	35 人	26 人	25 人
合計	利用時間	12,072 時間	15,028時間	16,130 時間	15,952 時間	18,434 時間
	実利用人数	136 人	133人	128 人	106 人	108 人

(22) 障がい者等日中一時支援

障がい者等の日中における活動の場を確保するとともに、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を図るもの。

利用回数及び実利用人数

年 度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
身体障がい者	利用回数	342 回	320 回	314 回	306 回	435 回
	実利用人数	14 人	15 人	14 人	8 人	8 人

知的障がい者	利用回数	4,482回	5,007回	4,357回	3,239回	3,009回
	実利用人数	92人	96人	91人	58人	49人
精神障がい者	利用回数	345回	445回	366回	356回	344回
	実利用人数	2人	2人	2人	2人	1人
障がい児	利用回数	5,086回	5,556回	4,427回	4,020回	3,855回
	実利用人数	69人	59人	65人	57人	60人
合計	利用回数	10,255回	11,328回	9,464回	7,921回	7,643回
	実利用人数	177人	172人	172人	125人	118人

3. 医療・補装具関係【障がい者支援課】

(1) 重度心身障がい者(児)医療費の助成

身体障害者手帳の交付を受けた人で、障がいの程度が1～3級の人、または療育手帳の程度が最重度・重度・中度の人、及び精神障害者保健福祉手帳1級の人が病院にかかった場合、その医療保険診療の自己負担分を助成している。

助成状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ支給件数	76,054件	75,189件	72,334件	65,478件	65,196件
対象者数	3,344人	3,046人	2,779人	2,751人	2,639人

(2) 精神障がい者入院医療費の助成

精神障がい者が精神疾患のため1か月を超えて入院療養した場合、医療費の自己負担分の2分の1相当額を助成している。

助成状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ支給件数	885件	834件	801件	781件	810件
対象者数	131人	133人	120人	123人	120人

(3) 精神障がい者通院医療費の公費負担制度

在宅の精神障がい者の通院医療を積極的に進めることを目的として、通院医療費の公費負担を行っている。

助成状況

(単位：人)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数	2,137	2,030	2,024	2,495	2,471

(4) 更生医療

18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた人で、障がい除去、軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人に対し、必要な医療についての自己負担額の全部または一部を支給する公費負担医療制度である。

障がい種別対象者数

(単位：人)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
視 覚 障 が い	0	0	0	0	0
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障がい	5	4	1	2	1

肢 体 不 自 由	1	0	0	0	0
心 臓 機 能 障 が い	0	0	0	0	0
じ ん 臓 機 能 障 が い	66	86	101	129	174
小 腸 機 能 障 が い	0	0	0	0	0
肝 臓 機 能 障 が い	1	1	1	1	1
免 疫 機 能 障 が い	32	31	32	33	41
合 計	105	122	135	165	217

(5) 育成医療

18歳未満で身体に障がいがあり、障がい除去、軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療についての自己負担額の全部または一部を支給する公費負担医療制度である。

障がい種別対象者数

(単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
視 覚 障 が い	0	6	2	0	1
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い	1	2	2	0	1
音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 が い	5	9	7	5	8
肢 体 不 自 由	9	7	10	4	5
心 臓 機 能 障 が い	3	5	3	1	1
じ ん 臓 機 能 障 が い	0	0	0	0	0
小 腸 機 能 障 が い	1	1	1	0	1
肝 臓 機 能 障 が い	0	0	0	0	0
免 疫 機 能 障 が い	0	0	0	0	0
そ の 他 の 機 能 障 が い	3	5	7	2	2
合 計	22	35	32	12	19

(6) 補装具

身体障害者手帳の交付を受けた人又は難病患者の人に対し、日常生活や職場での作業を容易にするため、必要な補装具の購入、修理又は貸与に係る費用の一部を支給する。

補装具交付(修理)状況

(単位：件)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
義 肢	15	10	13	17	14
装 具	84	92	63	102	75
座 位 保 持 装 置	25	26	21	37	37
補 聴 器	49	56	48	48	50
車 い す	46	41	38	38	31
そ の 他	22	26	27	21	18
新 規、修 理 計	241	251	210	263	225
貸 与 計	-	0	0	0	0

(7) 日常生活用具

重度身体障がい者(児)に対し、日常生活をより円滑に行えるよう、日常生活用具の給付及び貸与を行う。
(単位：件)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
特 殊 寝 台	2	2	2	3	2
特 殊 マ ッ ト	0	3	1	2	1
特 殊 尿 器	0	0	0	0	0
入 浴 担 架	0	0	0	0	0
体 位 変 換 器	0	0	0	1	0
移 動 用 リ フ ト	1	1	0	0	0
訓 練 椅 子	0	0	0	0	0
訓 練 用 ベ ッ ド	0	0	0	0	0
入 浴 補 助 用 具	4	5	5	5	2
便 器	1	0	1	0	0
歩 行 補 助 杖	3	0	0	0	0
移動又は移乗支援用具	4	3	4	3	2
特 殊 便 器	0	0	0	0	0
頭 部 保 護 帽	6	13	6	5	8
火 災 警 報 機	0	0	0	0	1
自 動 消 火 器	0	0	0	0	1
電 磁 調 理 器	1	1	1	1	1
歩行時間延長信号機用 小 型 送 信 機	0	0	0	0	0
聴覚障がい者用 屋 内 信 号 装 置	3	3	2	3	2
透 析 液 加 温 器	2	3	2	2	3
ネ ブ ラ イ ザ ー	3	4	2	3	5
電 気 式 た ん 吸 引 器	10	12	12	6	9
酸 素 ボ ン ベ 運 搬 車	0	0	0	0	0
盲人用体温計(音声式)	0	0	1	6	1
盲 人 用 体 重 計	2	0	1	4	1
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	1	0	1	0	0
携帯用会話補助装置	0	1	1	0	4
情 報 ・ 通 信 支 援 用 具	2	1	4	3	0
点 字 デ ィ ス プ レ イ	0	0	0	0	0
点 字 器	1	1	0	0	0
点 字 タ イ プ ラ イ タ ー	0	0	0	0	0
視覚障がい者用ポータブル レ コ ー ダ ー	4	3	1	1	5
視覚障がい者用活字文書 読 上 げ 装 置	1	1	0	0	0
視覚障がい者用拡大読書器	6	2	7	1	1
盲 人 用 時 計	5	1	3	5	2
聴覚障がい者用通信装置	1	4	3	1	2
聴覚障がい者用 情 報 受 信 装 置	0	4	1	1	0
人 工 咽 頭	2	0	5	9	14
福 祉 電 話 (貸 与)	0	0	0	0	0

ファックス（貸与）	0	0	0	0	0
点 字 図 書	0	0	0	1	1
視覚障がい者用地上 デジタル放送対応ラジオ	1	0	0	3	0
ス ト ー マ 装 具	2,602	2,538	2,663	2,662	2,777
紙 お む つ	336	349	365	378	370
収 尿 器	4	2	3	2	1
居宅生活動作補助用具	5	0	1	2	2
合 計	3,013	2,957	3,098	3,113	3,218

4. 手当等【障がい者支援課】

(1) 特別障害者手当

心身に重度の障がい有し、日常生活において常時介護を必要とする満 20 歳以上の人に対して支給する。

〈対 象〉 身体障害者手帳 1 級及び 2 級の一部、療育手帳④の 1 から A の 2 の一部、またはこれらと同程度の疾患、精神障がい者の人

〈条 件〉 ①市内在住者 ②所得制限あり ③施設入所されていない人

④市の福祉手当との併給不可 ⑤継続して 3 か月以上入院されていない人

〈支給月〉 2 月、5 月、8 月、11 月

〈支給額〉 月額 27,350 円

手当受給状況

(単位：人 各年度 2 月受給者数)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受給者数	160	167	178	192	200

(2) 障害児福祉手当

心身に重度の障がい有し、日常生活において常時介護を必要とする満 20 歳未満の人に対して支給する。

〈対 象〉 身体障害者手帳 1 級及び 2 級の一部、療育手帳④及び A の 1 の一部、重度の精神障がい者、肝臓疾患、血液疾患などを有する人

〈条 件〉 ①市内在住者 ②所得制限あり ③施設入所されていない人

④市の福祉手当との併給不可 ⑤特別児童扶養手当との併給可

〈支給月〉 2 月、5 月、8 月、11 月

〈支給額〉 月額 14,880 円

手当受給状況

(単位：人 各年度 2 月受給者数)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受給者数	92	93	98	96	105

(3) 経過的福祉手当

心身に重度の障がい有し、日常生活において常時介護を必要とする人に対して支給する。

〈対 象〉 昭和 61 年 3 月までに国の福祉手当を受給していて障害基礎年金、特別障害者手当を受給されていない人

〈支給月〉 2 月、5 月、8 月、11 月

〈支給額〉 月額 14,880 円

手当受給状況

(単位：人 各年度 2 月受給者数)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受給者数	6	5	4	4	3

(4) ねたきり身体障がい者福祉手当

6か月以上ねたきりの在宅障がい者（20歳以上65歳未満）を介護している人に支給する。

- 〈条件〉 ①市内在住者
②生活保護、または(1)～(3)の福祉手当を受けていない人
③介護保険法による保険給付を受けていない人
④所得制限あり

〈支給月〉 7月、11月、3月 〈支給額〉 月額8,650円

手当受給状況 (単位：人 各年度3月受給者数)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数	0	0	0	0	0

(5) 身体障がい者福祉手当

身体障害者手帳の交付を受けていて、障がい等級が1級から4級までの障がい者、または介護者に支給する。

- 〈条件〉 ①市内在住者
②20歳前障がいによる障害基礎年金、生活保護、または(1)～(3)の福祉手当を受けていない人
③施設入所されていない人
④住民税が非課税の人
⑤障害福祉サービスや介護保険サービスを利用していない人
⑥3か月以上精神入院をしていない方
⑦65歳以前に該当となる手帳を取得された方

令和3年9月分から支給条件及び支給額が変更になりました。

なお、令和3年8月以前から手当の支給を受けている者で新たに支給制限の対象となる者については、1級又は2級は月額3,900円、3級は月額2,700円、4級は月額2,100円を支給しています。

〈支給月〉 7月、11月、3月

- 〈支給額〉 ①障がいの程度が1級または2級の人 月額 6,000円
②障がいの程度が3級で20歳未満または60歳以上の人 月額 4,500円
③障がいの程度が4級で20歳未満または60歳以上の人 月額 3,500円

手当受給状況 (単位：人 各年度3月受給者数)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数	2,720	2,787	2,810	2,755	2,754

(6) 知的障がい者福祉手当

知的障害者福祉法による判定を受けた知的障がい者のうち、療育手帳Bの1以上の人に支給する。

- 〈条件〉 ①市内在住者
②20歳前障がいによる障害基礎年金、生活保護、または(1)～(3)の福祉手当を受けていない人
③施設入所されていない人
④住民税が非課税の人
⑤障害福祉サービスや介護保険サービスを利用していない人
⑥3か月以上精神入院をしていない方

⑦65歳以前に該当となる手帳を取得された方

令和3年9月分から支給条件及び支給額が変更になりました。

なお、令和3年8月以前から手当の支給を受けている者で新たに支給制限の対象となる者については月額3,900円を支給しています。

〈支給月〉 7月、11月、3月

〈支給額〉 月額6,000円

手当受給状況

(単位：人 各年度3月受給者数)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数	144	163	172	185	183

(7) 重度知的障がい者福祉手当

在宅の知的障がい者で療育手帳の程度が、重度(㊦の1からAの2)と判定された20歳以上の人に支給する。

〈条 件〉 ①市内在住者 ②生活保護、または(1)～(3)の福祉手当を受けていない人

③介護保険法による保険給付を受けていない人 ④所得制限あり

〈支給月〉 7月、11月、3月

〈支給額〉 月額8,650円

手当受給状況

(単位：人 各年度3月受給者数)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数	140	144	149	145	148

(8) 特別児童扶養手当

精神または身体に一定程度の障がいをもつ児童の生活向上に寄与するため、この児童を監護する父母または養育者に対し支給する。

〈条 件〉 ①市内在住者 ②20歳未満の児童 ③収容施設に措置入所されていない児童

④公的年金を受けていない児童 ⑤所得制限あり

〈支給月〉 8月、11月、4月

〈支給額〉 ・1級 身体障害者手帳のおおむね1、2級、療育手帳の㊦、Aに相当する障がいをもつ児童を養育している人 月額 52,500円(児童1人あたり)

・2級 身体障害者手帳のおおむね3級、療育手帳のおおむねBの1に相当する障がいをもつ児童を養育している人 月額 34,970円(児童1人あたり)

手当受給状況

(単位：人 各年度3月対象者)

年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数	1級	112	112	118	125	134
	2級	190	185	170	174	171
対象者数合計		302	297	288	299	305

(9) 千葉県心身障害者扶養年金

心身障がい者(児)を扶養している65歳未満の者を加入者とする制度で、加入者が死亡または重度障がいとなった場合、扶養されていた障がい者に終身年金が支給される。

〈年金給付額〉 一口月額20,000円(二口まで加入可)

受給状況

(単位：人 各年度 3.31 現在)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
加 入 者	56	55	48	51	47
受 給 者	37	39	38	39	37

5. 日常生活の充実【障がい者支援課】

(1) 身体障がい者の自動車運転免許取得費助成

身体障害者手帳の交付を受けている人で、自動車運転免許を取得した人に障がいの程度により取得費を助成している。

- 〈助成額〉 1～3 級の障がい者 80,000 円
- 4～5 級の障がい者 70,000 円
- 6 級の障がい者 50,000 円

助成状況

(単位：件)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
助成件数	4	1	1	2	1

(2) 身体障がい者自動車改造費助成

身体障害者手帳の交付を受けている人で、通院、通勤等に使用する自動車を改造する人に 1 件あたり 10 万円を限度に改造費を助成している。

- 〈対 象〉 肢体不自由 1～3 級
- 〈条 件〉 自動車を所有し、自ら運転すること。
前年の所得税課税額が 15 万円以下の世帯
- 〈助成額〉 前年の所得税非課税世帯 100,000 円以内
前年の所得税課税額が 15 万円以下の世帯 50,000 円以内

助成状況

(単位：件)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
助成件数	2	1	1	1	1

(3) 心身障がい者結婚祝金の支給

身体障害者手帳の交付を受けた人及び知能指数 75 以下の知的障がい者と判定された人で婚姻届を受理された人に祝金を支給している。なお、平成 30 年度で事業廃止。

- 〈祝金の金額〉 1～4 級の身体障がい者及び知能指数 50 以下の知的障がい者 20,000 円
- 5～6 級の身体障がい者及び知能指数 51～75 以下の知的障がい者 10,000 円

助成状況

(単位：件)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
助成件数	5	5	-	-	-

(4) 福祉タクシー助成券の交付

身体障害者手帳 1 級から 3 級の人、療育手帳の交付を受けた人、精神障害者保健福祉手帳 1 級の人がタクシーを利用した場合、利用料金の 2 分の 1 に相当する額 (1,000 円限度) を助成している。

助成状況

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ利用件数	8,618 件	7,853 件	7,349 件	5,748 件	5,659 件
実利用人数	482 人	466 人	481 人	357 人	363 人

(5) 電話ファックス等設置費及び使用料の助成

一般加入電話を使用することが困難な聴覚障がい者の意思伝達の手段を確保するため、電話ファックス、フラッシュベルの設置費及び使用料を助成している。なお、平成 30 年度で事業廃止。

フラッシュベルの助成台数 平成 29 年度から平成 30 年度まで実績なし。

(6) 手話通訳者設置事業

障がい者支援課(月曜日、火曜日、木曜日の週 3 日)及び関宿支所(第 1・第 3 金曜日)の窓口にて、各 4 時間手話通訳者を設置している。

利用状況

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
設置日数	244 日	243 日	240 日	204 日	171 日
延べ利用人数	463 人	421 人	359 人	295 人	210 人
延べ利用件数	582 件	498 件	407 件	224 件	336 件

(7) 救急医療情報キットの配布

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳の所持者を対象に、自宅で救命活動が必要となった時に備えるため、医療情報や投薬情報などの必要事項を記入し、冷蔵庫に保管するための救急医療情報キットを無料で配布している。(平成 26 年 3 月から)

配布状況

(単位：個)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
配 布 数	27	5	3	3	1

(8) ヘルプマークの配布

障がいなどにより、支援や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が日常や災害時に援助が得やすくなるよう、カバンなどに付けることができるストラップ型のヘルプマークを配布している。

(平成 29 年 11 月から)

配布状況

(単位：個)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
配 布 数	475	562	435	193	329

6. 相談・派遣等【障がい者支援課】

(1) 障がい者相談支援

① 相談支援

令和 2 年度より、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを開設するとともに、市内の指定特定相談支援事業所に対し相談支援業務を委託し、相談機能の強化を図ったことから利用件数が大幅に増加している。

(単位：件)

内 容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
(1) 福祉サービスの利用等に関する支援	248	203	191	2,744	1,500
(2) 障がいや病状の理解に関する支援	49	33	70	505	1,744
(3) 健康・医療に関する支援	48	15	10	267	297
(4) 不安の解消・情緒安定に関する支援	207	228	317	561	800
(5) 保育・教育に関する支援	2	3	0	37	67
(6) 家族関係・人間関係に関する支援	114	72	88	364	392
(7) 家計・経済に関する支援	46	30	36	236	470
(8) 生活技術に関する支援	28	19	10	403	462
(9) 就労に関する支援	21	22	13	178	120
(10) 社会参加・余暇活動に関する支援	24	58	118	60	56
(11) 権利擁護に関する支援	59	53	22	64	18
(12) その他	0	0	3	809	1,358
合 計	846	736	878	6,228	7,284

② 障がい者相談支援

身体障害者福祉法第 12 条の 3 及び知的障害者福祉法第 15 条の 2 に基づき委託している野田市障がい者相談員 11 名に次のとおり相談支援の利用があった。

(単位：件)

年 度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
個 別	手帳交付	4	3	2	4	5
	医療	2	3	6	3	11
	補装具等	3	10	6	2	0
	障害福祉サービス等	19	31	34	34	21
	年金	3	0	6	1	0
	扶養年金	0	0	0	0	0
	福祉手当	1	0	2	0	3
	生活	44	49	47	45	44
	住宅	3	4	12	1	7
	仕事	18	9	7	7	9
	結婚	0	0	0	2	0
	税金	0	4	0	1	0
	その他	74	73	73	38	46
団 体	会議、行事等の参加	495	489	454	232	268
	その他	42	47	61	33	21
合 計		708	722	710	403	435

③ 障がい者に対する差別対応

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく、障がいを理由とする差別の相談の受付等に対応した。

対応状況 (単位：件)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相談件数	3	2	1	4	2

④ 障がい者に対する虐待対応

「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障がい者の虐待通報、届出等に
対応した。

対応状況 (単位：件)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
通報・届出件数	13	18	17	27	15
虐待認定件数	2	3	6	1	1

⑤ 障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 25 年 4 月 1 日施行）第 9
条に基づき市の調達方針を制定し、各部署における障がい者施設からの物品等の購入を促進した。

実施状況 (単位：円)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
調達目標	990,000	953,000	990,000	3,700,000	3,700,000
購入実績	936,400	964,212	1,407,032	4,119,060	2,522,855

(2) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がい者が適当な付添いが得られないため、健聴者との円滑な意思の疎通を図るうえで支障がある場
合、手話通訳者・要約筆記者を派遣している。

派遣状況 (単位：件)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
手話通訳者の派遣	534	455	420	354	381
要約筆記者の派遣	192	101	68	70	44

(3) 訪問入浴サービス事業

ねたきり心身障がい者児に対し、移動入浴車を使用して定期的に入浴の援護を行うことにより、ねたき
り心身障がい者児の福祉の向上を図っている。

活動実績

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ利用回数	310 回	292 回	308 回	283 回	309 回
実利用人数	10 人	10 人	10 人	9 人	9 人

(4) 手話奉仕員養成講座

聴覚障がい者とのコミュニケーションを確保し自立と社会参加を促すため手話講習会を開催している。
隔年で前期と後期を分けて実施していたが、令和 3 年度から前期と後期を両方開催することとした。

受講状況 (単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受講者数	15	9	20	中止	前期 18 後期 5

(5) 要約筆記者養成講座

聴覚障がい者とのコミュニケーションを確保し自立と社会参加を促すため要約筆記講習会を開催している。

隔年で実施していたが、利用者が少ないことから市内での養成講座の実施を見送る代わりに県で実施する養成講座に参加する市民に対し、交通費等を助成する制度に切り替えた。

受講状況 (隔年実施) (単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受講者数	—	3	—	中止	—

(6) 障がい者パソコン講習会

I T活用による就労や社会参加を促進するため、障がい者パソコン講習会を開催している。なお、平成 30 年度で事業廃止。

受講状況 (単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受講者数	5	4	—	—	—

(7) 地域活動支援センター運営費の補助

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を行うための支援を行う地域活動支援センターを運営する法人等に対し、その運営に要する経費の一部を補助している。

助成状況 (単位：か所)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助対象施設数	7	7	8	8	8

(8) 生活ホーム運営費補助

15 歳以上の知的障がい者に居室等を提供し日常生活上の援助を行うことで社会参加を図る生活ホームを運営するものに対し、生活ホーム運営事業補助金を交付するもの。

助成状況 (単位：か所)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助対象施設数	2	2	2	2	2

(9) 在宅心身障がい者児短期保護委託料助成

心身障がい者児を介護している家族が疾病等の理由により居宅における介護が困難となった場合に、一時的に有料で介護人に委託した場合に介護委託料等の一部を助成している。

助成状況 (単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実利用者数	1	2	2	2	3

(10) 障害者支援施設等利用者傷害保険料助成

障害者支援施設等を利用する障がい者等に対し、傷害保険料の一部を助成している。なお、令和2年度で事業廃止。

助成状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設数	39 か所	38 か所	39 か所	39 か所	—
助成対象者数	341 人	346 人	314 人	318 人	—

(11) 障害者支援施設等通所者交通費助成

障害者支援施設等に通所する障がい者等に対し、通所に要する交通費を助成している。

助成状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設数	43 か所	55 か所	56 か所	59 か所	64 か所
助成対象者数	266 人	269 人	270 人	287 人	278 人

(12) 障がい者等グループホーム運営補助

障がい者等グループホームの運営に要する経費の一部を補助している。

補助状況

(単位：か所)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施 設 数	17	26	23	26	28

(13) 障がい者グループホーム等入居者家賃助成

障がい者グループホーム等に入所する障がい者等に対し、家賃の一部を助成している。

助成状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設数	51 か所	49 か所	57 か所	66 か所	85 か所
助成対象者数	90 人	96 人	113 人	146 人	175 人

(14) 重症心身障がい児等短期入所特別支援事業補助金

在宅で重症心身障がい児(者)を育てる家庭を支援するため、地域において重症心身障がい児(者)の短期入所受入先を確保することを目的として、入所施設が重度心身障がい児(者)を受入れた場合に、その運営に要する経費の一部として補助を行う。

補助状況 平成28年度から令和3年度まで実績なし

(15) 軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業補助金

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児(18歳未満)に対して、健全な言語、社会性の発達を支援することを目的に補聴器の購入に要する費用の一部助成を行う。

補助状況

(単位：件)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
助成件数	2	4	4	5	5

(16) 聞こえのサポーター養成講座

聴覚障がい者とのコミュニケーションの方法を確保し自立と社会参加を促すため聞こえのサポーター養成講座を開催している。

令和3年度については新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じたうえで実施した。

受講状況 (単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受講者数	—	—	16	中止	12

(17) 要約筆記者養成講座受講助成

令和3年度より、県で実施する要約筆記者養成講座に参加する市民に対し、交通費等の助成を行っている。

受講状況 (単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
助成件数	—	—	—	—	2

(18) 手話通訳者養成講座受講助成

令和3年度より、県で実施する手話通訳者養成講座に参加する市民に対し、交通費等の助成を行っている。

受講状況 (単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
助成件数	—	—	—	—	2

(19) 喀痰吸引等研修事業

医療機関に喀痰吸引等研修（1号、2号）の実施を委託し、市内指定障害福祉サービス事業所等の職員に対して、研修を実施している。

修了状況 (単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
修了者数	—	—	4	中止	中止

(20) 緊急一時保護費等助成

養護者からの虐待、養護者の不在等により、一時的に保護が必要と認められる障がいのある人を、短期入所施設等で一時的に保護をする。

助成状況

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ利用日数	—	—	—	—	0 日
実利用者数	—	—	—	—	0 人

7. 野田市の障がい者(児)施設サービス

(1) 心身障がい者福祉作業所【障がい者支援課】

障害者総合支援法の規定により介護給付費等の支給決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)又は知的障がい者若しくは身体障がい者であって、雇用されることが困難な在宅のものに対し、設備及び仕事を提供し、必要な訓練を行うこと等により、その自立を助長することを目的として、心身障がい者福祉作業所は平成8年、関宿心身障がい者福祉作業所は平成元年に開設された施設であり、生活介護、就労継続支援等を

行っている。

平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入し、心身障がい者福祉作業所は社会福祉法人野田みどり会、関宿心身障がい者福祉作業所は社会福祉法人は一とふるが施設を管理運営している。

なお、関宿心身障がい者福祉作業所は、平成 29 年 4 月 1 日から法に基づく指定障害福祉サービス事業所（生活介護・就労継続支援 B 型）へ移行した。平成 30 年度には、心身障がい者福祉作業所の定員を 38 人から 40 人とした。

利用者数（定員 野田市心身障がい者福祉作業所 40 人）

（定員 野田市関宿心身障がい者福祉作業所 20 人）

（単位：人 各年度 4.1 現在）

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
心身障がい者福祉作業所	生活介護	34	34	33	31	31
	就労継続支援 B 型	14	14	14	17	16
関宿心身障がい者福祉作業所	生活介護	10	10	9	9	10
	就労継続支援 B 型	9	9	8	7	7

(2) あおい空【障がい者支援課】

障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業を行うことにより、障がい者の健康の保持と社会生活の向上を図るため、平成 13 年 4 月 27 日に開所した。

平成 22 年 4 月 1 日より、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所（生活介護）として、心身機能の改善、入浴介護、食事介護等を行っている。また、平成 27 年 2 月 1 日より、一時的な見守り等の支援が必要な障がい者に対して、日中の活動の場を提供するため日中一時支

援事業を、平成 27 年 4 月 1 日より、介護者の疾病等の理由により短期入所等を必要とする障がい者に入浴、排せつなどの便宜を供与するため、短期入所事業を開始した。

日中一時支援事業について、令和 2 年度から定員を従来の 4 人から 6 人に増やし、医療的ケアが必要な人（小学生以上）の受け入れを開始した。

平成 22 年 4 月から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人野田みどり会が施設を管理運営している。

利用者数（定員 生活介護 20 人）

（単位：人 各年度 4.1 現在）

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	12	14	16	19	20

日中一時支援（定員 6 人／令和元年度まで定員 4 人）

（単位：回）

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用回数	512	710	811	817	1,023

短期入所（定員 3 人）

（単位：回）

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用回数	199	243	276	276	309

(3) こだま学園【保健センター】（旧 障がい者支援課）

児童福祉法に基づく知的障害児通園施設として、昭和47年5月1日に開園した。児童福祉法の改正により、平成24年4月1日から県より指定を受け、福祉型児童発達支援センターとして児童の発達に関する支援を開始した。園児は日々バス等により保護者のもとから通園し、独立自活に必要な療育指導を行い、児童の育成、成長の向上に努めている。

また、毎月嘱託医による診察と臨床心理士による心理指導を実施している。

その他、毎週火曜日に療育相談、発達検査及び個別療育を実施している。

平成27年4月1日から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人はとふるが施設を管理運営している。また、指定管理者制度導入に伴い、障害児相談支援事業及び保育所等訪問支援事業を開始した。

利用児童数（定員30人）

（単位：人 各年度4.1現在）

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用児童数	20	29	25	31	29
市内	19	29	25	31	29
市外	1	0	0	0	0

(4) あさひ育成園【保健センター】（旧 障がい者支援課）

児童福祉法に基づく肢体不自由児通園施設として、昭和47年5月1日に開園した。児童福祉法の改正により、平成24年4月1日から県より指定を受け、医療型児童発達支援センターとして児童の発達に関する支援を開始した。園児は保護者と共に通園し、運動機能の訓練や生活指導等について、保護者と連携をとりながら児童の育成に努めている。平成28年10月より保護者の希望に応じて、就学前の園児を中心に母子分離や園内分離を実施した。

また、毎月管理医、嘱託医による診察や臨床心理士による発達段階に応じた心理指導、作業療法士及び理学療法士による機能回復訓練を実施している。

従来は外来療育相談を毎月第1・第3木曜日に行っていたが、平成30年6月から毎週木曜日実施に拡充した。

平成27年4月1日から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人はとふるが施設を管理運営している。

また、指定管理者制度導入に伴い医療型児童発達支援センターから福祉型児童発達支援センターに移行した。

利用児童数（定員20人）

（単位：人 各年度4.1現在）

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用児童数	11	8	9	10	8
市内	11	8	9	10	8
市外	0	0	0	0	0

(5) あすなる職業指導所【障がい者支援課】

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所(多機能型事業所(生活介護・就労継続支援B型))であり、昭和49年5月1日開所した。平成元年度に996.85㎡の増設を行い平成2年度から定員を20人から40人とした。18歳以上の利用者が自立した日常生活を営むことができるよう食事の介護、創作的活

動、生産活動の機会の提供や就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上に必要な訓練等の提供に努めている。

作業内容は、業者からの下請、あるいはパン・菓子類の製造、縫製、織物等で、販売等による収益を利用者の工賃としている。

平成 21 年 4 月から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人は一とふるが施設を管理運営している。

利用者数（定員 40 人）

（単位：人 各年度 4.1 現在）

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数	48	47	46	45	47
市内	47	47	45	44	46
市外	1	0	1	1	1

(6) こぶし園

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所（生活介護）であり、昭和 61 年 4 月 1 日に開園した。地域で暮らす 18 歳以上の障がい者の自立及び社会活動への参加の促進を図ることを目的としている。その中で、個々の可能性を見出すとともに、能力の開発を行い、豊かな人格の形成を図ることに努めている。

農耕、木工、手芸、陶芸の作業のほか、近隣の老人ホームでの職場実習等を行っているが、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染防止対策のため中止した。

利用者数（定員 40 人）

（単位：人 各年度 4.1 現在）

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数	38	37	36	35	35
市内	38	37	36	35	35
市外	0	0	0	0	0

第 4 節 生活保護

第4節 生活保護

【生活支援課】

生活保護制度は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(1) 保護の種類

生活保護の種類は、次の8種類である。

- ① 生活扶助 衣食その他日常生活、移送に必要な費用
- ② 住宅扶助 家賃、地代、補修など住宅維持に必要な費用
- ③ 教育扶助 副読本的教科書、学用品、通学用品、給食費などの義務教育に伴って必要な費用
- ④ 介護扶助 介護サービスを受けるために必要な費用
- ⑤ 医療扶助 病気や怪我の治療に必要な費用
- ⑥ 出産扶助 出産のために必要な費用
- ⑦ 生業扶助 生業に必要な資金、器具、資料、技能修得、就労、高等学校就学などに必要な費用
- ⑧ 葬祭扶助 葬祭のために必要な費用

(2) 被保護世帯、人員及び保護率

令和3年度における被保護世帯は、1,380世帯、被保護人員は1,820人で、人口100人当たりの保護率は1.19%である。これを前年度と比較すると被保護世帯は18世帯、被保護人員は6人の増であり、保護率も増加傾向にある。

被保護世帯、人員及び保護率の推移

(各年度末現在)

年 度	人 口 (人)	被保護世帯 (世帯)	被保護人員 (人)	保護率 (%)		
				野田市	千葉県	全国
平成29年度	154,348	1,296	1,781	1.15	1.37	1.67
平成30年度	154,404	1,273	1,733	1.12	1.38	1.66
令和元年度	154,330	1,326	1,780	1.15	1.39	1.64
令和2年度	153,993	1,362	1,814	1.18	1.41	1.64
令和3年度	153,529	1,380	1,820	1.19	1.43	1.63

(3) 保護費の動向

医療扶助は減少したものの、被保護者数の増加により、対前年度比で13,860千円多い3,131,888千円となった。

扶助別被保護者数及び保護費支給の状況

(支給額の単位：千円)

年度	区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	施設事務費	委託事務費	就労自立給付金	進学準備給付金	合計	
平成29年度	人数	3月分	1,507	1,455	154	240	1,479	0	48	3	4	—	3	—	4,893
		延べ	17,801	17,204	1,648	2,734	17,210	2	382	31	53	—	21	—	57,086
	保護費	支給額	893,536	476,165	18,723	73,441	1,423,027	422	7,044	6,005	10,144	—	819	—	2,909,326
		割合	30.71%	16.37%	0.64%	2.52%	48.91%	0.02%	0.24%	0.21%	0.35%	—	0.03%	—	100%
平成30年度	人数	3月分	1,466	1,412	125	266	1,451	1	48	2	4	—	5	1	4,781
		延べ	17,822	17,306	1,537	3,053	17,519	2	468	30	48	—	32	1	57,818
	保護費	支給額	858,234	477,127	17,076	75,828	1,414,248	419	7,743	4,851	8,508	—	1,053	100	2,865,187
		割合	29.95%	16.65%	0.60%	2.65%	49.36%	0.01%	0.27%	0.17%	0.30%	—	0.04%	0.00%	100%
令和元年	人数	3月分	1,497	1,435	117	309	1,505	0	57	0	6	—	5	2	4,933
		延べ	17,766	17,113	1,303	3,504	17,935	2	523	17	48	—	21	2	58,234
	保護費	支給額	855,111	476,761	11,473	75,166	1,741,563	13	7,009	4,280	8,756	—	596	200	3,180,928
		割合	26.88%	14.99%	0.36%	2.36%	54.75%	0.00%	0.22%	0.13%	0.28%	—	0.02%	0.01%	100%
令和2年度	人数	3月分	1,555	1,460	96	330	1,621	0	55	6	4	5	0	0	5,132
		延べ	17,949	17,224	1,053	3,900	18,796	1	557	33	48	28	19	1	59,608
	保護費	支給額	887,697	489,572	9,265	80,401	1,629,150	2	6,745	5,270	8,648	519	659	100	3,118,028
		割合	28.47%	15.70%	0.30%	2.58%	52.25%	0.00%	0.22%	0.17%	0.28%	0.01%	0.02%	0.00%	100%
令和3年度	人数	3月分	1,581	1,479	103	346	1,556	0	56	1	4	6	1	7	5,140
		延べ	18,606	17,547	1,107	4,120	18,713	0	557	22	48	81	12	8	60,821
	保護費	支給額	921,032	514,796	9,538	95,374	1,567,289	0	5,281	6,708	8,795	1,475	400	1,200	3,131,889
		割合	29.41%	16.44%	0.30%	3.05%	50.04%	0.00%	0.17%	0.21%	0.28%	0.05%	0.01%	0.04%	100%

※就労自立給付金は、平成26年7月1日に施行され、安定就労の機会を得たことで保護廃止に至った時に支給する制度。
 ※進学準備給付金は、平成30年6月8日に施行され、高等学校等を卒業後、特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対して支給する制度。

※委託事務費は、令和2年4月1日に施行され、無料低額宿泊所のうち、施設の人員、設備及び運営について一定の基準を満たした施設が、利用者に行う支援に対して支給する制度。

(4) 世帯類型別被保護世帯

2人以上の世帯が減少する一方で、単身者世帯は増加している。被保護世帯の中で多くを占める高齢者世帯は、令和3年度719世帯で全体の52.1%となっている。

世帯類型別被保護世帯数の推移(1)

(各年度末現在)

年度	単身者世帯					2人以上の世帯						合計
	高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	計	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	計	
29	581 (45.3%)	128 (10.0%)	167 (13.1%)	92 (7.3%)	968 (75.7%)	74 (5.8%)	97 (7.6%)	28 (2.2%)	63 (4.9%)	66 (5.2%)	328 (25.6%)	1,296 (100%)
30	575 (45.2%)	128 (10.1%)	180 (14.1%)	79 (6.2%)	962 (75.6%)	77 (6.0%)	89 (7.0%)	29 (2.3%)	61 (4.8%)	55 (4.3%)	311 (24.4%)	1,273 (100%)
元	618 (46.7%)	143 (10.8%)	158 (11.9%)	85 (6.71%)	1,008 (76.0%)	90 (6.8%)	72 (5.4%)	32 (2.4%)	63 (4.8%)	61 (4.6%)	318 (24.0%)	1,326 (100%)
2	631 (46.3%)	157 (11.5%)	150 (11.0%)	111 (8.1%)	1,049 (77.0%)	87 (6.4%)	70 (5.1%)	36 (2.6%)	53 (3.9%)	67 (4.9%)	313 (23.0%)	1,362 (100%)
3	636 (46.1%)	172 (12.5%)	145 (10.5%)	116 (8.4%)	1,069 (77.5%)	83 (6.0%)	76 (5.5%)	35 (2.5%)	50 (3.6%)	67 (4.9%)	311 (22.5%)	1,380 (100%)

世帯類型別被保護世帯数の推移(2)

(各年度末現在)

年度	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	合計
平成29年度	655 (50.5%)	97 (7.5%)	156 (12.0%)	230 (17.8%)	158 (12.2%)	1,296 (100%)
平成30年度	652 (51.2%)	89 (7.0%)	157 (12.4%)	241 (18.9%)	134 (10.5%)	1,273 (100%)
令和元年度	708 (53.4%)	72 (5.4%)	175 (13.2%)	221 (16.7%)	150 (11.3%)	1,326 (100%)
令和2年度	718 (52.7%)	70 (5.1%)	193 (14.2%)	203 (14.9%)	178 (13.1%)	1,362 (100%)
令和3年度	719 (52.1%)	76 (5.5%)	207 (15.0%)	195 (14.1%)	183 (13.3%)	1,380 (100%)

(5) 労働力類型別構成被保護世帯

働いている人がいない世帯は、令和3年度1,150世帯、全体の83.3%を占めており、増加傾向にある。

労働力類型別被保護世帯数の推移

(各年度末現在)

年度	世帯主が働いている世帯				世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	働いている人がいない世帯	合計
	常用勤労者	日勤労者	内職者	その他の職業			
平成29年度	193 (14.9%)	5 (0.4%)	6 (0.5%)	11 (0.8%)	36 (2.8%)	1,045 (80.6%)	1,296 (100%)
平成30年度	178 (14.0%)	7 (0.5%)	9 (0.7%)	16 (1.3%)	39 (3.1%)	1,024 (80.4%)	1,273 (100%)
令和元年度	181 (13.7%)	4 (0.3%)	9 (0.7%)	17 (1.3%)	38 (2.9%)	1,077 (81.2%)	1,326 (100%)
令和2年度	158 (11.6%)	6 (0.4%)	7 (0.5%)	20 (1.5%)	38 (2.8%)	1,133 (83.2%)	1,362 (100%)
令和3年度	160 (11.6%)	9 (0.7%)	7 (0.5%)	21 (1.5%)	33 (2.4%)	1,150 (83.3%)	1,380 (100%)

(6) 保護の開始及び廃止等の状況

令和3年度は、申請件数247件、開始197世帯270人、廃止167世帯206人となっている。

保護の相談、申請、開始及び廃止の推移

年度	相談件数	申請件数	取下・却下等の件数	開始		廃止		増減	
				世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
平成29年度	737	266	75	183	272	153	195	30	77
平成30年度	737	217	76	153	193	174	229	-21	-36
令和元年度	872	208	49	159	201	107	146	52	55
令和2年度	995	226	63	165	229	138	175	27	54
令和3年度	1,104	247	51	197	270	167	206	30	64

(7) 生活保護基準

被保護世帯が保障される生活基準は、被保護者の年齢、世帯構成、所在地域などに応じて国が定めるもので、本市は次表のとおりである。

(単位：円)

世帯構成		標準3人世帯		母子3人世帯		高齢単身者世帯	
		男(33歳) 女(29歳) 子(4歳)		女(30歳) 子(11歳)小学生 子(4歳)		男(70歳)	
年度		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
最低生活費		204,510	204,510	244,173	244,173	112,790	112,790
最低生活費の内訳	生活扶助						
	○ 基準額 (第1類、第2類)	137,080	137,080	134,980	134,980	69,160	69,160
	○ 冬季加算 (11月～3月)	4,240	4,240	4,240	4,240	2,630	2,630
	各種加算	児童養育加算	児童養育加算	児童養育加算	児童養育加算		
		10,190	10,190	20,380	20,380		
				母子加算	母子加算		
				22,400	22,400		
	教育扶助						
○ 基準額			2,600	2,600			
○ 学習支援費			1,333	1,333			
○ 給食費			4,240	4,240			
○ 学級費			1,080	1,080			
住宅扶助	53,000	53,000	53,000	53,000	41,000	41,000	

※学習支援費は、年間上限額を12で割った額を記載。

第5節 高齢者の福祉

第5節 高齢者の福祉

1. 高齢者の人口【高齢者支援課】

本市における65歳以上の人口は、介護保険制度が開始された平成12年（4月）が16,706人で総人口に対し、13.78%であったが、平成26年（4月）には40,002人で25.62%と年々増加している。さらに令和4年（4月）には47,851人となり、総人口に対する高齢者の割合が30%を超える状況になっている。

65歳以上の人口

（各年度4.1現在）

年度	区分	総人口(A) (人)	65歳以上人口(B) (人)	B/A×100 (%)	備考
平成30年度		154,348	45,639	29.57	住民基本台帳人口（外国人を含む。）による。
令和元年度		154,404	46,425	30.07	
令和2年度		154,330	47,083	30.51	
令和3年度		153,993	47,574	30.89	
令和4年度		153,529	47,851	31.17	

60歳以上の年齢別人口

（各年度4.1現在 単位：人）

年度	区分	60歳～64歳	65～69	70～74	75～79	80歳以上	計
平成30年度		9,726	13,635	12,049	8,925	11,030	55,365
令和元年度		9,419	12,681	12,473	9,756	11,515	55,844
令和2年度		9,066	11,645	13,122	10,198	12,118	56,149
令和3年度		8,717	10,855	14,009	9,880	12,830	56,291
令和4年度		8,441	10,184	13,787	10,228	13,652	56,292

2. ねたきり老人対策【高齢者支援課】

(1) ねたきり老人等布団乾燥サービス

老人健康保持のため、ねたきり老人及びひとり暮らし老人を対象に月2回布団乾燥サービスを実施していた。利用件数の減少により平成30年度末で事業廃止、令和元年度以降は経過措置により対応している。

（各年度4.1現在）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施人数	6人	5人	5人	3人	2人

(2) 福祉タクシーの利用

要介護者等が、会合への出席、通院及び訪問時に利用するタクシー運賃の一部を助成している。平成12年度からは、介護保険制度上の要支援以上の方も対象者とし、ストレッチャー又はリフト付タクシーも利用できるようにし、タクシー利用料金の2分の1、月10回分を助成している。

助成限度額1回につき1,000円

令和3年度実績 登録者 3,368人 利用者数 1,597人 利用件数 28,479件

(4) 介護用品支給事業

在宅で生活している要介護者及び要支援者の介護者または本人に対し、介護用品を支給し経済的負担の軽減と福祉の増進を図るため平成15年から支給している。（平成30年度から支給要件を変更）

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
支給人数	404 人	397 人	414 人	481 人	476 人

(5) 家具転倒防止器具取付事業

65 歳以上で構成された世帯を対象に、地震により生ずる被害から高齢者等の生命及び財産を守るため、食器棚やたんす等の木製家具に転倒防止器具の取付をしている。（平成 29 年度から開始し、平成 30 年度に支給要件を拡大）

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	13 人	25 人	26 人	1 人	2 人

3. ひとり暮らし老人対策【高齢者支援課】

(1) ひとり暮らし老人

ひとり暮らし老人の年別推移

(各年度 4.1 現在)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人員	1,751 人	1,742 人	1,735 人	1,721 人	1,729 人

(民生委員・児童委員の調査により)

(2) ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム

健康に不安を抱えているひとり暮らしの高齢者を対象に、24 時間体制で消防署と連結することができる緊急通報システムを設置運営することにより、救命、救助活動をしている。（平成元年度から）

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
設置台数	67 台	51 台	42 台	43 台	43 台
延べ利用台数	367 台	381 台	393 台	418 台	443 台

(3) 訪問理容サービス

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯、及び要介護者で要介護状態区分が要介護 3・4・5 の方で、心身の障がいや疾病等の理由により、一般の理容サービスの利用が困難な方に、快適な生活を支援するため、理容サービスに係わる訪問費用を助成している。（平成 13 年 4 月から）

令和 3 年度利用実人数 14 人 延べ助成件数 30 件

(4) 救急医療情報キットの配布

65 歳以上の高齢者のみの世帯に属する方、持病があつて日中ひとりきりになる高齢者の方が自宅で倒れ、救命活動が必要となった時に備え、あらかじめ必要な医療情報等を記入し、保管しておくための救急医療情報キットを配布している。（平成 26 年 3 月から）

令和 3 年度配布数 102 個 延べ配布数 3,068 個

4. 敬老事業【高齢者支援課】

毎年9月15日から始まる老人週間に、多年にわたり社会のために貢献された老人を敬愛するとともに、長寿を祝福し、敬老の意を表するため次の事業を行っている。（平成29年度及び令和元年度に支給要件を変更）

○敬老祝金

9月1日現在において市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で当該年度中に100歳となる方に祝金を支給。

○敬老祝品

9月1日現在において市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で当該年度中に88歳、95歳、101歳以上となる方に祝品を支給。

敬老祝金

年度 年齢	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
100歳	35人 30,000円	23人 30,000円	24人 30,000円	33人 30,000円	50人 30,000円

敬老祝品

年度 年齢	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
88歳	782人 市内共通商品券	602人 市内共通商品券	670人 市内共通商品券	709人 市内共通商品券	700人 市内共通商品券
95歳	206人 市内共通商品券	152人 市内共通商品券	159人 市内共通商品券	214人 市内共通商品券	191人 市内共通商品券
101歳以上	—	—	49人 市内共通商品券	49人 市内共通商品券	60人 市内共通商品券

5. 老人クラブ【高齢者支援課】

地域の高齢者が自主的に集い、相互の親睦、教養の向上、健康の増進、地域社会との交流を行うため、地域ごとに老人クラブが結成されているほか、市の連合会として野田市いきいきクラブ連合会（野田市老人クラブ連合会）を結成している。

老人クラブ数の年別推移

（各年度4.1現在）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
クラブ数	91クラブ	86クラブ	82クラブ	79クラブ	76クラブ
会員数	3,606人	3,423人	3,200人	3,010人	2,826人

6. ゲートボール場等整備用砂支給【高齢者支援課】

高齢者の健康づくり、体力づくりを増進するために、ゲートボール場等整備用砂を支給している。

平成 29 年度 2 件 5.9 m³

平成 30 年度 1 件 2.0 m³

令和元年度 1 件 3.0 m³

令和 2 年度 1 件 6.0 m³

令和 3 年度 2 件 6.0 m³

7. 老人デイサービス事業【高齢者支援課】

在宅の虚弱高齢者に対し、送迎用リフトバス等で送迎し、各種のサービスを提供することにより、心身機能の維持向上を図るとともに、介護している家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的とした事業。平成元年度より福寿園において本事業を開始し、平成 8 年 5 月から鶴寿園が加わり、平成 10 年 4 月からは亀野園が加わり 3 か所で実施していたが、3 施設とも、介護保険制度対象の施設となるため平成 11 年度末に同事業所となり運営を取りやめている。

平成 12 年度からは、介護保険制度で自立となった方や介護保険の申請をしていない方のために、岩木小学校の余裕教室を改築し、デイサービスセンターを開設してきたが、利用者の減とともに平成 18 年度の介護保険制度の改正により重要視された介護予防事業が市民に浸透し、当初の目的が達成されたと判断。

平成 22 年 4 月から岩木小学校老人デイサービスセンターを介護保険対応とした。ただし、以前より利用の承認を受けている者（生きがい型利用者）については従前どおりサービスを実施。平成 29 年度中に生きがい型の利用者（1 名）が介護認定を受けたことから、利用者全員が介護保険制度の適用となった。

岩木小学校老人デイサービスセンター実績

区 分		年 度				
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年間延べ利用数	生きがい	24 人	—	—	—	—
	介護保険	6,057 人	5,998 人	5,630 人	5,684 人	5,637 人
年間実施日数	生きがい	157 日	—	—	—	—
	介護保険	310 日	308 日	309 日	310 日	310 日

8. 介護職員の養成【高齢者支援課】

(1) 介護職員研修受講料等助成金

介護サービスにかかる雇用確保を図るため、「介護職員初任者研修」もしくは「生活援助従事者研修」または「介護福祉士資格取得にかかる実務者研修」を修了し、かつ野田市内の介護施設等に就業もしくは就業予定の方に、受講料の 2 分の 1（ただし、50,000 円を上限とし、生活援助従事者研修は 25,000 円を上限とする。）を助成した。（令和元年度から生活援助従事者研修追加）

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対 象 者	30 人	27 人	40 人	30 人	47 人
助 成 金 額	1,381,000 円	1,278,300 円	1,623,100 円	1,299,000 円	2,073,200 円

9. 老人福祉施設【高齢者支援課】

(1) 養護老人ホーム

65歳以上であり、心身の状況や環境及び経済的に困窮しているため、居宅での生活が困難な方が入所できる施設。

野田市からの入所状況（施設別）

(R4. 3. 31 現在)

施設名	人員
楽寿園（野田市）	28人

○複合老人ホーム野田市楽寿園(養護老人ホーム分)

複合老人ホーム野田市楽寿園は、野田市養護老人ホーム「楽寿園」として昭和41年4月に開設し、平成11年12月に現在地へ移転、平成17年1月に一部（15床）を特別養護老人ホームへ転換し、複合老人ホームとして運営。平成30年4月に更に一部（14床）を特別養護老人ホームへ転換した。

令和4年4月1日現在の入所受託人員は28人で、令和3年度中の入所者は2人、退所者は6人となっている。

依頼実施機関別入所者数

(R4. 3. 31 現在)

実施機関	人員	男	女
野田市	28	13	15
東京都	0	0	0
計	28	13	15

年齢別入所者数（野田市楽寿園）

(R4. 3. 31 現在)

年齢別	人員	男	女	年齢別	人員	男	女
65歳未満	0	0	0	80歳～84歳	8	3	5
65歳～69歳	1	1	0	85歳～89歳	8	4	4
70歳～74歳	3	1	2	90歳以上	3	0	3
75歳～79歳	5	4	1	計	28	13	15

(2) 老人福祉センター

老人福祉センターは、昭和49年4月1日に開設し、地域の老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動等の拠点としている。

令和3年度は大規模改修工事及び新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、9月末まで休館したことにより利用者が減少した。

老人福祉センター年度別利用状況

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
老人福祉センター	7,841人	7,558人	6,556人	509人	1,420人

10. シルバー人材センター【高齢者支援課】

定年退職後等において、補助的かつ短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ると共に、高齢者の能力を生かした活力ある

地域社会づくりに貢献することを目的に野田市シルバー人材センターが昭和57年7月に社団法人として設立され、その後平成24年4月1日に公益社団法人への移行を経て、引き続き積極的に事業運営に取り組んでいる。

所在地 野田市鶴奉5番地の1

電話番号 04(7125)2300

①事業の内容

健康な高齢者等が集いシルバー人材センターの会員となり、民間企業、家庭、公共団体などから、高齢者になふさわしい仕事を請負い、各会員の希望と経験、能力に応じてその仕事に従事していただき、その対価(配分金)をシルバー人材センターが会員に支払っている。

②年度別実績

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
会 員 数	766人	756人	763人	719人	702人
受 注 件 数	4,300件	4,382件	4,352件	4,147件	4,169件
延 べ 人 数	81,664人	81,373人	78,392人	71,012人	68,872人
配 分 金 額	351,574,652円	359,056,728円	341,995,411円	314,756,376円	311,112,630円

第6節 介護保険

第6節 介護保険

平成12年に介護保険制度が施行されて22年が経過し、その間、市では、介護サービス基盤の整備や高齢者の生きがいづくり、健康づくりの推進などに取り組み、「高齢者が健康を保ち、生きがいを持って安心して生活できるやさしいまち」を基本理念に、高齢者福祉全体の向上を図ってきた。

令和3年度からスタートした第8期野田市シルバープランの策定に当たっては、国の介護保険法改正の考え方に沿って、単に3年間の計画にとどまらず、「団塊の世代」の全てが75歳以上になる令和7年、さらに「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年までを見据えて、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムのさらなる充実を目指しつつ、制度の持続を目指した計画としている。

さらに、国際社会の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に向けて国が定めた「SDGs実施指針改定版（令和元年12月20日）」において、地方自治体には「様々な計画にSDGsの要素を反映させること」が期待されていることから、本計画においても、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点のもと、様々な施策を展開していく。

その実現のため、野田市では、市民の皆様がいつまでも元気で生活できるよう、「介護予防10年の計」として実施してきた「シルバーリハビリ体操」、「のだまめ学校」、「えんがわ」など6つの戦略を更に充実させることとする。

また、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターについて、令和3年度より名称を「高齢者なんでも相談室」に改め、気軽に高齢者ご本人、ご家族、地域の方からご相談や情報提供をしていただけるよう努める。

認知症施策についても、5年間で2万人の養成を目標とした認知症サポーター育成事業を中心に地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

なお、施設整備については、特別養護老人ホームは、新規入所者は年間200人程度と見込まれるが、直ちにありはなるべく早く入所を必要とする待機者は、長期間待機せずに入所できていると考えられるため、原則として、第8期期間中の新規整備は行わないこととするが、待機者数の推移、その他の状況を見据えた上で、必要がある場合は、速やかに対応することとする。また、在宅支援のための地域密着型サービス施設の整備については、既存施設の利用状況を勘案した上で、圏域バランスを考慮し進める。

1. 介護保険料【高齢者支援課】

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、所得段階に応じて市区町村ごとに決定される。各段階の保険料は以下のとおり。

野田市の保険料

所得段階	令和3年度介護保険料(年額)	令和3年度末被保険者数
第1段階	18,700円	6,800人
第2段階	21,800	3,251
第3段階	40,500	2,942
第4段階	54,800	6,768
第5段階(基準額)	62,300	6,938
第6段階	68,500	7,189
第7段階	74,700	3,954

第 8 段 階	81,000	2,719
第 9 段 階	93,400	3,704
第 10 段 階	105,900	1,645
第 11 段 階	112,100	679
第 12 段 階	118,300	307
第 13 段 階	124,600	197
第 14 段 階	130,800	122
第 15 段 階	137,000	86
第 16 段 階	143,200	60
第 17 段 階	149,500	204
第 18 段 階	155,700	218
合 計		47,783

2. 要介護（要支援）認定申請【高齢者支援課】

令和3年度における要介護（要支援）認定申請件数は、新規及び更新申請等を合わせて 5,830 件で月平均 412 件となった。

要介護（要支援）認定申請件数一覧（令和3年4月～令和4年3月）

（単位：件）

区分	新規	変更	更新	合計	左の内訳	
					第1号 被保険者	第2号 被保険者
4月	255	55	232	542	526	16
5月	167	49	229	445	438	7
6月	227	65	242	534	519	15
7月	198	42	199	439	429	10
8月	210	55	210	475	451	24
9月	241	57	222	520	506	14
10月	191	38	222	451	438	13
11月	231	47	196	474	457	17
12月	234	65	263	562	546	16
1月	258	46	212	516	504	12
2月	221	62	152	435	424	11
3月	251	50	136	437	428	9
合計	2,684	631	2,515	5,830	5,666	164

3. 介護認定審査会【高齢者支援課】

1合議体当たりの委員数は国においては3人～5人を基本としているが、野田市は平成29年度より、すべての合議体を4人制とし、8合議体体制としている。委員構成は、医療・保健・福祉分野の専門家をバランス良く配置し、令和3年度においては161回の認定審査会を開催し、延べ5,331人の審査を行った。

(1) 野田市介護認定審査会委員内訳

(単位：人)

内科 医師	小児科 医師	眼科 医師	皮膚科 医師	歯科 医師	薬剤 師	看護 師	保健 師	介護 福祉士	社会 福祉士	柔道 整復師	理学 療法士	介護 支援専門員	合 計
5	1	1	1	3	3	5	1	3	1	2	3	3	32

(2) 野田市介護認定審査会実施状況（令和4.3.31現在）

審査期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
 審査会開催回数 131回

① 認定結果通知件数の内訳

(単位：件)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	非該当	合計
通知 件数	684	884	1,088	914	769	637	418	44	5,438

② 介護認定の実施状況

(単位：件)

区分		申請受付 件数	認定調査 実施件数	審査会審査 実施件数	結果通知 実施件数
実施件数	新規	2,684	2,314	2,343	2,433
	区分変更	631	552	573	583
	更新	2,515	2,406	2,415	2,422
合計		5,830	5,272	5,331	5,438

③ 審査における1次判定と2次判定の比較

(単位：件)

区分		件数
上昇	3段階以上上昇	46
	2段階上昇	83
	1段階上昇	644
変更なし		4,312
下降	1段階下降	243
	2段階下降	2
	3段階以上下降	1
合計		5,331

4. 介護サービス受給者数【高齢者支援課】

令和3年度末における要介護（要支援）認定者数は、8,373人となり、このうち居宅介護（介護予防）サービス受給者数は、4,551人、地域密着型介護（介護予防）サービス受給者数は658人、施設介護サービス受給者数は1,413人で、残りの1,751人は入院中又は当面サービス利用のない人である。

(1) 要介護（要支援）認定者数（実数）（R4.3.31現在）（単位：人）

	要支援1	要支援2	小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計	合計
第1号被保険者	1,048人	1,451人	2,499人	1,503人	1,484人	1,234人	928人	530人	5,679人	8,178人
(内)65歳以上75歳未満	(150)	(172)	(322)	(182)	(217)	(160)	(124)	(84)	(767)	(1,089)
(内)75歳以上85歳未満	(529)	(642)	(1,171)	(587)	(535)	(398)	(285)	(202)	(2,007)	(3,178)
(内)85歳以上	(369)	(637)	(1,006)	(734)	(732)	(676)	(519)	(244)	(2,905)	(3,911)
第2号被保険者	10	28	38	37	52	31	19	18	157	195
合計	1,058	1,479	2,537	1,540	1,536	1,265	947	548	5,836	8,373

(2) 居宅介護（介護予防）サービス受給者数（実数）（R4.3.31現在）（単位：人）

区分	予防給付			介護給付						合計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
第1号被保険者	219	576	795	1,096	1,179	716	418	223	3,632	4,427
第2号被保険者	2	13	15	27	43	19	10	10	109	124
合計	221	589	810	1,123	1,222	735	428	233	3,741	4,551

(3) 地域密着型介護（介護予防）サービス受給者数（実数）（R4.3.31現在）（単位：人）

区分	予防給付			介護給付						合計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
第1号被保険者	0	1	1	172	208	142	90	38	650	651
第2号被保険者	0	0	0	1	4	0	1	1	7	7
合計	0	1	1	173	212	142	91	39	657	658

(4) 施設介護サービス受給者数（実数）（R4.3.31現在）（単位：人）

区分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合計
第1号被保険者	838	525	3	30	1,396
第2号被保険者	10	6	1	0	17
合計	848	531	4	30	1,413

5. 介護支援専門員協議会及び介護事業者協議会【高齢者支援課】

介護支援専門員（ケアマネジャー）及び介護サービス事業者の資質の向上、相互の連携及び情報提供等を目的とするもの。また、困難事例等の検討を行うことにより、介護保険制度の円滑な運営を図るもの。

介護支援専門員協議会及び介護事業者協議会とも毎回活発な意見交換等を行っている。

《介護支援専門員協議会》

日時	内容	参加人数
令和3年4月14日（水）	<研修名> 「介護予防プラン等について・その他質問事項等について」 「介護保険改正について」 <講師> 野田市介護保険課高齢者なんでも相談室 伊敷 明日香氏 医療法人社団福聚会 福聚苑老人保健施設 伊藤 智也氏	54

令和3年4月20日(火)	<研修名> 「介護予防プラン等について・その他質問事項等について」 「介護保険改正について」 <講師> 野田市介護保険課高齢者なんでも相談室 伊敷 明日香氏 医療法人社団福聚会 福聚苑老人保健施設 伊藤 智也氏	41
令和3年7月15日(木)	<研修> 防災について <講師> 野田市高齢者支援課長 善方 浩子氏 野田市防災安全課 係長 沖田 真弥氏	63
令和3年8月25日(水)	<研修> 防災について <講師> 千葉県介護支援専門員協議会 千葉県	51
令和3年11月18日(木)	<研修> 高齢者虐待研修 <講師> ななつぼし法律事務所 弁護士 神保 正宏氏	56
令和4年3月17日(木)	<研修> 難病患者を地域で支える <講師> 野田市健康福祉センター 大竹 志津子氏 野田市障がい者支援課 渡邊 宗紀氏	51

《介護事業者協議会》

事業名	内容
定期総会 「令和2年度事業報告及び決算報告」 「令和3年度事業計画及び予算計画」	令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため書面決裁
介護事業者 交流会	令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止
第48回国際福祉機器展視察	令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止
全体講演会	令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止

6. 市直営介護保険サービス事業【高齢者支援課】

介護保険制度の円滑な運営を図るため、市自ら介護保険事業者となり各種サービスを展開している。

(1) 複合老人ホーム野田市楽寿園（小規模特別養護老人ホーム分）

日常生活に常時介護が必要で自宅では介護が困難な要介護者に、食事、入浴、排泄等の日常生活の介護や健康管理を行う。地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）を運営している。

平成30年4月に養護老人ホーム14床を特別養護老人ホームへ転換した。

所在地	野田市鶴奉264番地	電話番号	04-7122-1464
開設年月	平成17年1月	入所定員	29人
運営主体	野田市（指定管理者：社会福祉法人野田みどり会）		

年齢別入所者数（R4.3.31現在）

（単位：人）

年齢別	人員	男	女	年齢別	人員	男	女
65歳未満	0	0	0	80歳～84歳	8	3	5
65歳～69歳	0	0	0	85歳～89歳	8	3	5
70歳～74歳	4	3	1	90歳以上	6	1	5
75歳～79歳	3	1	2	合計	29	11	18

7. 地域支援事業【高齢者支援課】

平成18年度から要介護状態になる事をできる限り予防し、要介護状態となっても状態が悪化しないよう介護保険制度の改正によって創設された「地域支援事業」について、下記の事業を実施している。

〈事業名〉

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の訪問型サービス事業と通所型サービス事業について、介護予防・生活支援サービス事業費を支給した。

サービス受給者数

(R4.3.31現在)

区分	要支援1	要支援2	事業対象者	合計
第1号被保険者	257人	608人	0人	865人
第2号被保険者	1人	5人	0人	6人
合計	258人	613人	0人	871人

支給額決定状況

区分	件数	支給額
訪問型サービス事業	3,825件	71,278,943円
通所型サービス事業	7,058件	209,796,379円
高額介護予防サービス費	109件	336,009円
高額医療合算介護予防サービス費	17件	173,470円
合計	11,009件	281,584,801円

介護予防ケアマネジメント事業

区分	件数	支給額
介護予防ケアマネジメント事業費	6,063件	28,848,577円

(2) 一般介護予防事業

「介護予防10年の計」を始めとした一般介護予防事業に取り組んだ。

事業	内容
シルバーリハビリ体操	新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、シルバーリハビリ体操初級指導士養成講習会及び体操教室を休止 体験教室は12月7日から1月20日の期間のみ実施
のだまめ学校	新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため7月12日から7月31日及び11月1日から1月20日の期間、本講座に限り実施 本講座：延べ参加者 1,187人 実施数 118教室 令和2年度に作成したのだまめ学校の動画のDVD版を作成しえんがわ開設者に配布

えんがわ	開設場所 23 か所 開催箇所 13 か所
シルバーサロン事業	新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため7月12日から7月31日及び11月1日から1月20日の期間のみ実施 はつらつ・ゆうみい 延べ利用者 706人 開所日数 70日 元気 延べ利用者 485人 開所日数 70日
介護支援ボランティアポイント事業	登録者 260人 登録施設 49施設

(3) 任意事業

○配食サービス事業

おおむね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯で、心身の障がいや疾病等の理由により食事の調理が困難な方に、栄養のバランスのとれた食事を配達提供することで、食生活の改善や増進を図るとともに、安否の確認を行うことを目的とし、実施している。(平成12年4月から)

令和3年度利用者数 261人 延べ配食数 30,950食

○成年後見制度利用支援事業費

成年後見制度の申立により後見開始等の審判を受けた高齢者が、選任された後見人等に報酬を支払うのが困難と認められた場合について、家庭裁判所により決定された報酬全部又は一部を助成した。

令和3年度利用者 9人 報酬額 1,873,000円

○徘徊高齢者家族支援サービス事業

高齢者が徘徊した場合の早期発見システムとして、高齢者自身に無線発信機を持たせ、GPS(全地球測位システム)等を利用し、その居場所を家族等に伝え、徘徊高齢者及びその家族の精神的不安を解消し、高齢者の安全を確保することを目的とし、実施している。(平成15年4月から)

令和3年度利用実人数 3人

○家族介護慰労金支給事業

在宅で重度の要介護者を、介護保険サービスを利用せずに介護している家族に慰労金を支給する。

令和3年度支給者 0人

(4) 包括的支援事業

○地域包括支援センター運営事業

高齢者が住みなれた地域で生活し続けられるよう、市内を4つの日常生活圏域に区分し、それぞれの圏域を対象とする地域包括支援センターを設置。令和3年度からは名称を「高齢者なんでも相談室」に改め、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業の業務を実施している。

また、南部・福田地区は、高齢者人口が多いことから、福田地区の高齢者の悩みや相談を受け付ける拠点として、令和3年4月1日より、木野崎病院内に「野田市南第2高齢者なんでも相談室」を設置した。

(R4.3.31現在)

生活圏域	施設名	所在地	電話番号	開設年月日
中央・東部地区	野田市介護保険課高齢者なんでも相談室	野田市鶴奉7-1 (市役所介護保険課内)	7125-1111 (内線:2128)	H18.4.1
	野田市中央高齢者なんでも相談室	野田市野田1307-1 (ふれあいの里内)	7136-2301	H30.4.1

南部・福田地区	野田市南第1 高齢者なんでも相談室	野田市山崎 2723-3 (椿寿の里内)	7123-7066	H24. 8. 1
	野田市南第2 高齢者なんでも相談室	野田市木野崎 1561-1 (木野崎病院内)	7128-7627	R3. 4. 1
北部・川間地区	野田市北高齢者なんでも相談室	野田市中里 43-3 (松葉園内)	7128-0113	H20. 1. 1
関宿地域	野田市関宿高齢者なんでも相談室	野田市桐ヶ作 666 (関宿ナーシングビレッジ内)	7196-5588	H18. 4. 1

令和3年度の総合相談・支援事業件数

総合相談件数 (A)		(A)のうち、虐待等 権利擁護に関する件数		(A)のうち、成年 後見制度に関する件数	
実人数	延べ件数	実人数	延べ件数	実人数	延べ件数
4,503	23,911	112	548	51	311

令和3年度の予防給付・総合事業に係るケアマネジメント業務

介護予防支援(要支援1・2)実績件数

委託なし	委託	合計
3,621 (1,283)	11,386 (4,732)	15,007 (6,015)

※ () 内は、ケアマネジメント数のうち、総合事業のみの利用者数

○認知症総合支援事業

認知症を理解し、認知症の人とその家族を見守る認知症サポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座を開催した。本講座は研修を受けたキャラバン・メイトが講師役を務め、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等について講義しており、受講者にはオレンジリングを配布し、認知症サポーターの輪を広げている。

平成20年度より事業を開始し、平成28年度に「2万人のサポーターを養成する」ことを目標に掲げ、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの推進を図った。

認知症サポーター育成事業実施状況

区 分		令和3年度
認知症サポーター養成講座	開催回数	31回
	参加者数	1,671人
キャラバン・メイト養成研修	受講者数	4人

第7節 社会福祉

第7節 社会福祉

1. 難病患者援助金【生活支援課】

難病疾患のための治療を受けている者に対し援助金を支給することにより難病患者又は保護者の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図るものである。平成30年度までは、難病療養者見舞金として年3回、入院・通院を区別して支給していたが、令和元年度から難病患者援助金として入院・通院の区別なく4月1日を基準に年1回、36,000円を支給するよう見直した。

(各年度3.31現在)

区分 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入院	31人	25人	—	—	—
通院	1,610人	1,551人	—	—	—
合計	1,641人	1,576人	1,410人	1,439人	1,511人

2. 高額療養費貸付【生活支援課】

医療費の経済的負担の軽減と福祉の増進を図るため、高額療養費の支給を受ける人に対し、必要な資金を貸付ける制度で、貸付状況は下表のとおりである。

高額療養費貸付の利用は、令和元年8月以降新たな申請がなく、すでにその役目は終わったものとして、令和3年度限りで制度を廃止した。

(各年度3.31現在)

区分 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸付件数	77件	45件	9件	3件	0件

3. 被爆者健康管理援助金【生活支援課】

被爆者の労苦に報いるとともに健康の保持に寄与することを目的として、被爆者に対して援助金10,000円(年額)を支給する。

(各年度3.31現在)

区分 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年
受給者数	26人	26人	25人	25人	25人

4. 災害見舞金【生活支援課】

災害により住宅が全壊、半壊、全焼、半焼、流出又は埋没をした世帯に対し見舞金を支給する。

(令和3年度実績)

区 分	件 数	支 給 額
全 焼 又 は 全 壊	3件	120,000円
半 焼 又 は 半 壊	0件	円
床 上 浸 水	0件	0円
弔 慰 金	1件	50,000円
傷 害 見 舞 金	0件	0円
計	4件	170,000円

5. 総合福祉会館【生活支援課】

ボランティア団体をはじめとする福祉に係る諸団体の育成及び活動の充実を図るため、総合的な福祉サービスを提供する福祉活動の拠点として野田市総合福祉会館を平成14年4月に文化会館結婚式場跡施設に設置し、管理を社会福祉協議会に委託した。NPO及び市又は社会福祉協議会の福祉業務に関連しているボランティア団体等が施設を使用することができる。

令和3年度利用状況

登録団体数	利用団体	会館利用状況				
		第1会議室	第2会議室	第3会議室	録音室	合計
249	458	375	247	458	134	1,214

6. 福祉のまちづくり【生活支援課】

(1) 福祉のまちづくり

福祉のまちづくりパトロールについては、パトロールでの歩道等の改修はすでに一巡していることから、一旦凍結し、公共施設のトイレの洋式化やスロープ・手すり設置等のバリアフリー改修に特化した事業を実施した。

(2) 公共施設のバリアフリー化整備計画

ファシリティマネジメントの基本方針に基づく公共施設のバリアフリー化を図った。

件数	金額	概要	
2件	7,705,500円	工事	関宿中央公民館：1階男女トイレ洋式化、1階バリアフリー対応トイレ設置 関宿会館・関宿複合センター：階段手すり設置工事
		備品等	—

7. 生活困窮者自立支援事業【生活支援課】

(1) 自立相談支援事業

経済的困窮者の就労相談のほか、住宅喪失、多重債務、心の健康の問題、DV被害等、様々な生活上の困難に直面している方へ、自立生活実現のため解決すべき問題に対して、寄り添い型の支援を計画的かつ集中的、継続的に実施した。

<開設日>

毎週 月～金（午前9時～午後5時） ※祝祭日を除く

<3か年の状況>

区分	開所日数	来所者数		電話相談	就職決定者数
			うち新規		
令和元年度	240日	1,856人	342人	2,376件	88人
令和2年度	243日	2,641人	796人	2,361件	52人
令和3年度	242日	2,460人	564人	2,328件	32人

(2) 就労準備支援事業（令和元年度新規事業）

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対し、一般就労に向けた準備としての基礎能力を形成する支援を計画的かつ一貫して実施した。令和3年度からは、生活困窮者が生活保護を受給するに至った場合にも継続した支援が行えるよう、生活保護受給者まで対象を広げて実施した。

区 分	開所日数	相談者数		利用者数	利用回数
令和元年度	240 日	87 件		52 人	307 回
令和2年度	243 日	66 人		102 人	803 回
令和3年度	242 日	76 人		76 人	588 回
		うち生活困窮	50 人	50 人	470 回
		うち生活保護	26 人	26 人	118 回

(3) 家計改善支援事業（令和元年度新規事業）

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者と共に家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を実施している。

区 分	開所日数	相談者数	うち 新規	うち 継続	電話相談、 訪問同行等	改善者数
令和元年度	240 日	404 人	109 人	295 人	525 件	77 人
令和2年度	243 日	1,052 人	546 人	506 人	1,405 件	108 人
令和3年度	242 日	1,026 人	349 人	677 人	1,026 件	53 人

(4) 住居確保給付金事業

離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、家賃相当分を基本3か月支給することで、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により、支給人数は令和2年度に大幅に増加したが、令和3年度は減少し71人に支給した。

区分	支給人数	延べ支給月数	支給額
令和元年度	3 人	10 か月	463,000 円
令和2年度	99 人	481 か月	19,684,850 円
令和3年度	71 人	273 か月	11,004,250 円

8. 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業【生活支援課】

令和3年5月28日に発表された、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活困窮者支援策として、従来から実施されている総合支援資金の特例貸付（社会福祉協議会実施）を借り終えるなどにより、特例貸付を利用できない生活困窮世帯に対し、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合は生活保護の受給へつなげるために、1か月あたり単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上の世帯へ10万円を支給した。

区分	支給世帯数	支給月数	支給額
令和元年度	—	—	—
令和2年度	—	—	—
令和3年度	93 世帯	274 月	21,740,000 円

9. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業【生活支援課】

令和3年11月19日に発表された、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策として、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援が受けられるよう、世帯員全員が令和3年度の住民税非課税の世帯、または令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の収入水準に至った世帯に対し、1世帯当たり10万円の現金を支給した。

区分	支給世帯数	うち		支給額
		非課税	家計急変	
令和元年度	—	—	—	—
令和2年度	—	—	—	—
令和3年度	12,004 世帯	11,933 世帯	71 世帯	1,200,400,000 円

第8節 人権施策の推進

第8節 人権施策の推進

1. 人権教育・啓発事業【人権・男女共同参画推進課】

平成9年5月憲法及び地方自治法施行50周年の節目に当たり、野田市は、両法の基本理念に則り地域の個性を活かしながら、基本的人権を尊重し平和を尊ぶ野田らしいまちづくりを目指し、「個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言」を行ったところであり、市が様々な人権問題に関する諸行事を実施する際には、宣言の趣旨等のPRに努めてきた。

国の人権擁護推進審議会は、人権啓発のあり方について審議を行い、平成11年7月に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申をとりまとめた。

これらを受け市では、人権問題がますます複雑化、多様化の様相を強める中、平成12年4月からは、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「同和対策課」を「人権施策推進課」に改組するとともに、庁内に人権施策推進本部を設置し、平成13年4月には人権問題に関する施策の総合的かつ効果的な推進について必要な事項を調査、審議するため、野田市人権施策推進協議会を設置した。

平成14年2月に、野田市の人権施策の基本指針となる『「人権教育のための国連10年」に関する野田市行動計画』を策定し、以降、行動計画に基づき人権施策を積極的に推進してきたところであるが、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題に対応するため、平成17年3月に、「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」を策定。その後、平成22年3月には、前計画の取組について検証し、平成19年に実施した「野田市人権に関する市民意識調査」の結果による市民の関心度や野田市の実態に併せ、これまでの課題や施策を精査する形で見直しを行い、「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（改訂版）」を策定した。

平成27年3月の計画期間満了にあわせて、平成25年9月に「野田市人権に関する市民意識調査」を実施し、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とした「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第2次改訂版）」を策定した。

平成30年9月に、翌年度に実施する行動計画の見直しを踏まえ、市民の人権意識やニーズ、課題を整理することを目的に、18歳以上の市民2,000人を対象に、「野田市人権に関する市民意識調査」を実施した。

令和2年3月に計画期間が満了となることから、今後の効果的な人権教育・啓発の推進を図り、市が取り組むべき人権施策の在り方を検討していくうえでの基礎資料とするため、平成30年9月に「野田市人権に関する市民意識調査」を実施し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）」を策定。「市民一人一人が尊重され安心して暮らせる地域社会」を基本理念として、引き続き各施策の推進に取り組んでいくこととした。

- ・「人権擁護委員の日」記念講演会（主催：野田市・柏人権擁護委員協議会野田部会）

人権擁護委員の日（6月1日）を記念し、人権擁護委員制度への理解及び人権尊重の意識の向上を目的として、講演会を実施しているが、令和3年度は、啓発事業を計画したが新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止した。

年度	開催日及び場所	講師	テーマ	来場者
令和元年度	6月2日 南部梅郷公民館	内海崎 貴子 氏 (川村学園女子大学大学院教授)	「子どもの人権」～身近にひそむ暴力から子供を守るために～	51人

令和2年度	中止
令和3年度	中止

・野田市人権啓発推進企業連絡協議会研修会

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止した。

年度	開催日及び場所	講師	テーマ	来場者
令和元年度		中止		
令和2年度		中止		
令和3年度		中止		

・人権週間記念講演会

(主催：野田市・柏人権啓発活動地域ネットワーク協議会)

人権週間(12月4日～10日)に合わせ、全市民を対象に、人権意識の高揚とあらゆる差別解消を目的として人権講演会を開催していたが、平成25年度に講演会のあり方を見直し、実効性を保つため出前講座を基本とし、国・県の補助がある場合は講演会を実施することとした。

(補助金は野田市、柏市、我孫子市の輪番制。野田市は令和5年度に実施予定。)

年度	開催日及び場所	講師	テーマ	来場者
令和元年度	令和元年度は人権出前講座を開催したため、未実施			
令和2年度		中止		
令和3年度	令和3年度は人権出前講座を開催する予定であったため、未実施			

・人権出前講座

人権週間記念講演会の見直しにより、より効果的な人権啓発を実施するため、国・県の補助がない年は人権出前講座を開催することとした。

年度	開催日及び場所	講師	テーマ	来場者
令和元年度	1月26日 中央公民館1階講堂	木野 麗子 氏 グループSEC(地域で“性共育”をつくる会)代表	「地域で子どもをともに育てる共育」～命と性と人権～	94人

令和2年度	令和2年度は人権週間記念講演会を開催する予定であったため、未実施
令和3年度	令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止

・人権相談

市民の人権を擁護し、また、人権を侵害された場合はその救済を図ることを目的に、人権擁護委員による人権相談を実施した。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として対面ではなく電話相談を実施していたが、令和3年11月から対面相談を再開するとともに引き続き電話相談も実施している。

年度	相談件数
令和元年度	6件
令和2年度	0件
令和3年度	1件

・小学生人権教室

原則小学4年生を対象に、自分の人権を守ることと同じように、他人の人権を尊重しなければならないという人権尊重思想の基本的な考えを理解することを目的に「人権教室」を実施した。

年度	開催日	講師	場所	参加者
令和元年度	12月4日	人権擁護委員 (柏人権擁護委員協議会野田 部会)	東部小学校	67人
	12月6日		二川小学校	63人
	12月9日		中央小学校	123人
令和2年度	中 止			
令和3年度	12月7日	人権擁護委員 (柏人権擁護委員協議会野田 部会)	関宿小学校(3・4年生)	31人
	12月7日		二ツ塚小学校(3・4年生)	54人
	12月8日		七光台小学校(4年生)	60人

・中学生人権講演会

中学生を対象に人権思想の普及と啓発を目的に、「いじめ」をテーマにした人権講演会を開催しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためDVD視聴とし、南部中学校においては啓発冊子を配布した。

年度	開催日	講師	場所	聴講者
令和元年度	6月20日	NPO法人 ジェントル ハートプロジェクト理事	川間中学校	273人
	7月4日		福田中学校	192人
	7月10日		二川中学校	254人
	7月11日		北部中学校	466人
令和2年度	中 止			
令和3年度	7月20日	—	東部中学校	146人
	9月1日		木間ヶ瀬中学校	203人
	9月		南部中学校	852部

・子どもじんけん映画会の実施

人権意識豊かな個人の育成を目的に、野田市産業祭に訪れた子どもたち（幼児・児童）を対象に映画会を実施しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止した。

年度	開催日及び場所	上映映画	来場者
令和元年度	10月19日 総合福祉会館	アニメ映画 「むしむし村のなかまたち 他」	155人(保護者を含む)
令和2年度		中 止	
令和3年度		中 止	

・企業人権教育研修会

「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）」に基づき、企業における人権教育の一環として、市内の各企業及び市職員を対象に実施した。なお、平成24年度から人権教育講演会をグループ討議による研修会形式に変えて実施し、人権意識の醸成を図っているが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止した。

年度	開催日及び場所	講 師	テーマ	来場者
令和元年度		中 止		
令和2年度	2月25日 ZOOMでのウェブセミナー形式	吉開 章 氏 (やさしい日本語ツーリズム 研究会事務局長)	「やさしい日本語入門」 だれにでも伝わりやすいコミュニケーション	33人
令和3年度		中 止		

2. 同和対策【人権・男女共同参画推進課】

平成8年11月14日野田市同和対策審議会から、「法期限後における、野田市の同和行政のあり方について」の意見具申がなされた。

意見具申においては、「同和問題解決のための環境改善をはじめとする基盤整備は相当程度の成果を上げており、特別対策としての役割は終了の段階にきているものとする。しかしながら、同和問題に関する市民の差別意識は、解消されつつもあるが、依然として存在していることは意識調査の結果を見ても明らかであり、今後の啓発・教育の重要性がうかがえるものとする。」とした上で、「同和問題を21世紀に向けた人権問題として捉えるべきであるとの基本認識も一致をみている。」と指摘した。

野田市の同和対策は、この意見具申を尊重し、同和対策事業の整理・見直しを進め、住宅新築資金等貸付事業についても、平成13年8月の野田市同和問題連絡協議会において平成13年度末をもって事業廃止の了承を得た。その結果、教育・啓発事業、福祉会館管理運営事業を除くほぼすべての事業が終了した。

また、平成14年2月策定の『「人権教育のための国連10年」に関する野田市行動計画』、平成17年3月策定の「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」、平成22年3月策定の「人権教育・啓発に関する野田市

行動計画（改訂版）」及び令和2年3月策定の「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）」では、同和問題を個別重要課題の一つとして位置付け、これまでの同和問題の取組の成果を踏まえ、なお残る課題である差別意識の解消に向けた取組を積極的に推進することとした。

- ・啓発資料の活用

差別意識の解消に向け、各種研修会や人権講演会等で啓発資料を配布・活用し、啓発に努めた。

第9節 男女共同参画の推進

第9節 男女共同参画の推進

【人権・男女共同参画推進課、子ども家庭総合支援課】

「第3次野田市男女共同参画計画」(平成27年度～平成31年度)における基本理念「人権を大切にし、男女が互いに認め合い、それぞれの個性を生かした社会づくり」に向けた取組を推進するために、基本目標Ⅰ「人権尊重と男女平等が確保された社会づくり」、Ⅱ「女性(異性)に対するあらゆる暴力の根絶」、Ⅲ「男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の拡充」、Ⅳ「ワーク・ライフ・バランスの推進」、Ⅴ「生き生きと安心して暮らせる社会づくり」の5つの基本目標のもと、重要性や緊急性を考慮して重点的に取り組むべき項目を設定し、男女共同参画に関する施策を推進している。

平成27年9月に女性活躍推進法が施行されたことから、平成28年3月に「第3次野田市男女共同参画計画」(平成27年度～平成31年度)を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画と一体のものとして位置付け、更なる女性の職業生活における施策を推進している。

また、「第3次野田市男女共同参画計画」(平成27年度～平成31年度)が令和2年3月に計画期間が満了となったことから、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第4次野田市男女共同参画計画」を策定し、「人権を大切にし、男女が互いに認め合い、それぞれの個性を生かした社会づくり」を基本理念として、引き続き各施策の推進に取り組んでいくこととした。

I 人権尊重と男女平等が確保された社会づくり

男女がそれぞれに自立し、互いに人権を尊重する社会をつくるため、男女の固定的な役割分担意識を解消し、学校・家庭・地域など社会の各分野において、男女平等についての共通の認識が深まるよう啓発活動を実施している。

- ・啓発情報誌「フレッシュ」の発行

市民を対象に男女共同参画に関する情報の提供や、男女平等意識の啓発を進めている。

- ・女性情報コーナーの充実

興風図書館及びせきやど図書館内にある女性情報コーナーの蔵書の充実を図り、情報提供に努めている。

- ・男女平等教育資料「自分らしく」の配布

小学6年生と中学2年生に冊子を配布し、キャリア教育を通して、男女平等についての学習に活用してきたが、令和3年度からはギガスクール構想によりデジタル配信として、活用しやすくしている。

- ・女性のための相談

女性の抱える多様な問題・悩みに対し、カウンセリングを中心とした「女性のための相談」を開設している。

年度	相談件数
令和元年度	132件(実人数56人)
令和2年度	151件(実人数41人)
令和3年度	126件(実人数38人)

- ・男性のための電話相談(令和2年度より開始)

男性の抱える多様な問題・悩みに対し、カウンセリングを中心とした「男性のための電話相談」を開設している。

年度	相談件数
令和2年度	9件
令和3年度	6件

II 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV）など女性に対する暴力や女性の人権を侵害する行為への対応として、「DV相談」を通じて、関係各課との連携を図り、問題解決に向けた支援を進めている。

- ・配偶者暴力相談支援センターとしてDV相談に応じ、相談から保護・自立支援まで相談者の意思に基づき、総合的な支援を図っている。

年度	DV相談件数
令和元年度	延べ332人（実人数101人）
令和2年度	延べ510人（実人数128人）
令和3年度	延べ517人（実人数122人）

- ・DV防止法に基づくDV被害女性とその家族が、適当な宿泊先がなく、緊急に保護することが必要と認められ、自立に向けた援助が有効であると認められた場合等に緊急一時保護施設（シェルター）で保護するとともに、自立支援を図っている。

運営業務をのだフレンドシップ青い鳥に委託し、官民が協働した支援を図っている。

年度	一時保護件数	一時保護日数
令和元年度	2件（延べ人数3人）	延べ37日
令和2年度	3件（延べ人数3人）	延べ35日
令和3年度	1件（延べ人数2人）	延べ5日

・デートDV講演会

市内県立高等学校を対象に、DVについての理解や知識を深め、将来のDV被害防止を目的に継続的に講演会を実施した。

年度	開催日	講師	場所	聴講者
令和元年度	11月7日	NPO法人 レジリエンス	清水高等学校	151人
	11月21日		野田中央高等学校	320人
	11月28日		関宿高等学校	61人
令和2年度	11月12日	NPO法人 レジリエンス	清水高等学校	152人
	11月19日		野田中央高等学校	316人
	1月21日		関宿高等学校	中止
令和3年度	10月28日	NPO法人 レジリエンス	関宿高等学校	196人
	11月11日		清水高等学校 野田中央高等学校	120人 中止

III 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の拡充

あらゆる分野への女性の参画を通じて、男女双方の意見が対等に反映されるよう、女性の登用拡大に向けて、女性の活躍推進に向けた国の取組等に適切に対応しつつ、女性の登用を積極的に進め、審議会等への女性委員の目標登用率を50%にすることを目指すとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努めている。

Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現するため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発を進めるとともに、職場環境や子育て環境の整備、子育て支援策の充実を図っている。

Ⅴ 生き生きと安心して暮らせる社会づくり

男女が互いに心身の健康について、正しい知識を身に付け、自分の健康を管理できるようにするため、性差に関する知識の普及と生涯を通じて心身ともに健康であるよう、ライフステージに応じた情報提供や支援を推進している。

また、妊娠・出産・育児まで男女が協力していけるような支援体制の充実に努めている。

第 10 節 保健事業

第10節 保健事業

1. 母子保健事業【保健センター】

母子保健は母性並びに乳児及び幼児の健康保持・増進を図るため、妊娠・出産・育児に関して、千葉県野田保健所（健康福祉センター）、医師会、歯科医師会等の協力を得ながら、健診事業、保健指導事業、育児相談事業、歯科保健事業等を行っている。

また、妊娠や乳児等の健診に対する助成を行い子育ての経済的負担の軽減を図り育児支援に努めている。

(1) 妊娠届出状況

妊娠の届出により母子健康手帳を交付する。

①妊娠届出数

(単位：人)

年度	総数	日本人	外国人
令和元年度	823	770	53
令和2年度	809	763	46
令和3年度	769	723	46

②妊娠届出の時期

(単位：人)

年度	週 数						備考 再交付
	11週以下	12～19週	20週～27週	28週以上	不明	出生後	
令和元年度	756	60	11	5	1	1	32
令和2年度	749	43	9	2	3	2	42
令和3年度	725	46	4	5	0	0	26

(2) 両親学級

初妊婦とその配偶者を対象に妊娠・出産・育児に関する正しい知識を身につけ、健康な子どもを育てることができるよう指導及び助言を行うほか、仲間づくりや子育て情報交換等の場を提供し、子育ての不安解消や自信を持てるような対応に努めている。

〈コースⅠ（2回1コースを年間7回）〉

区分	内容	担当
1回	オリエンテーション・制度について・「出産のとき」DVD視聴・赤ちゃんの保育・歯の衛生	保健師 歯科衛生士
2回	産後うつ・子育て情報 妊娠中の栄養 妊娠中と産後の過ごし方	子育て支援総合コーディネーター 管理栄養士 助産師

〈コースⅡ（1回コース年間12回）〉

内容	担当
オリエンテーション・オムツ交換・沐浴体験・赤ちゃんのお世話体験 「赤ちゃんが泣きやまないとき」「赤ちゃんのお世話」DVD視聴	保健師 助産師

受講者数

(単位：人)

年度	両親学級(コースⅠ) 受講者数		両親学級(コースⅡ) 受講者延べ人数	同窓会参加者数	交流会参加者数
	実人数	延べ人数			
令和元年度	130	233	225	55	119

令和2年度	73	100	118	中止	中止
令和3年度	77	134	196	—	—

※令和元年度は、コースⅠ（同窓会・交流会含む）6回、コースⅡ 8回開催

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため令和2年3月の開催を中止した

※令和2年度は、コースⅠ（同窓会・交流会は中止）4回（うち2回は一部実施）、コースⅡ 6回開催
新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため緊急事態宣言中は中止をした

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、コースⅠ、コースⅡの内容を変更し
同窓会・交流会は実施していない。

(3) 3か月児健康相談

生後3か月児を対象に心身の発育・発達の確認と疾病の早期発見、適切な保健指導と、育児知識の普及を図るために行う。

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	健康管理上注意すべき者(人)
令和元年度	732	729	99.6	239
令和2年度	951	890	93.6	239
令和3年度	801	772	96.4	233

※令和3年度から医師の発育・発達の確認はなくなり、事業名は3か月児健康相談となった。

(4) 1歳6か月児健康診査

1歳6か月児を対象に運動面・精神面・視聴覚障がいなどを早期に発見し適切な指導を行うとともに生活習慣、むし歯予防、栄養その他育児指導を行い健康の保持増進を図るために行う。

①1歳6か月児健康診査（一般健康診査）

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	健康管理上注意すべき者(人)
令和元年度	899	871	96.9	648
令和2年度	923	831	90.0	610
令和3年度	970	930	95.9	751

②1歳6か月児健康診査（歯科健康診査）

(単位：人)

年度	受診者数	むし歯保有者数	咬合異常	軟組織の異常	その他の異常
令和元年度	871	8	29	48	0
令和2年度	829	7	23	9	0
令和3年度	930	8	26	69	0

(5) 3歳児健康診査

3歳6か月児を対象に運動機能及び視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞等の障がいを持った幼児を早期に発見し、適切な指導を行うとともに生活習慣の自立、むし歯予防、栄養その他育児指導を行い健康の保持増進を図るために行う。

①3歳児健康診査（一般健康診査）

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	健康管理上注意すべき者(人)
令和元年度	950	889	93.6	595
令和2年度	1,067	945	88.6	592
令和3年度	1,146	1062	92.7	641

②3 歳児健康診査（歯科健康診査）

（単位：人）

年度	受診者数	むし歯保有者数	咬合異常	軟組織の異常	その他の異常
令和元年度	889	126	53	18	0
令和2年度	942	156	95	30	0
令和3年度	1,062	135	122	20	0

(6) 5 歳児健康診査

幼稚園及び保育所等で健康診査を受ける機会のない5歳児を対象に発達に関する健康診査を行う。

（単位：人）

年度	対象者の把握数	受診者数	健康管理上注意すべき者
令和元年度	34	21	15
令和2年度	43	25	22
令和3年度	—	—	—

※受診希望者がほぼ所属のある幼児であり、発達に関しては個別での対応が可能であるため、令和3年度より廃止した。

(7) すくすく子育て相談

平成25年度未熟児訪問事業等が県から市に移譲され、未熟児健康診査を新規事業として開始した。

2,500g未満で出生した児で、6か月児・1歳児を対象に医師等による発育・発達の確認、疾病の有無等の早期発見、育児に関する悩みや不安を軽減するための相談・指導を行う。

年度	対象者の把握数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	健康管理上注意すべき者（人）
令和元年度	149	127	85.2	34
令和2年度	186	132	71.0	68
令和3年度	183	132	72.1	—

※令和3年度から、医師の発育・発達の確認はなくなり、事業名はすくすく子育て相談とした。

(8) 親子教室

幼児と親を対象に集団遊びをとおして親子の関わり、行動、ことばの発達等の支援を行う。臨床（発達）心理士、保育士、看護師、保健師が対応する。

（単位：人）

年度	実人数	延べ人数
令和元年度	209	503
令和2年度	42	86
令和3年度	118	260

(9) 育児相談

乳幼児期の発達状態や育児上の問題・悩み等に対し個別相談を行う。保健師、栄養士、歯科衛生士が個別に対応する。

(単位：人)

年度	面接相談延べ人数	電話相談延べ人数
令和元年度	4,792	1,409
令和2年度	4,046	1,863
令和3年度	4,591	2,707

(10) 心理相談

幼児期の精神発達や情緒問題、ことばの遅れ、その他育児上の問題に対し個別相談を行う。心理師、保健師が個別に対応する。

(単位：人)

年度	面接相談延べ人数
令和元年度	1,395
令和2年度	1,278
令和3年度	1,126

(11) えだまめクラブ

親の心身の悩みや病気等のため、集団になじみにくい親子を中心に保健師・助産師・栄養士・保育士等と気軽に相談できる場をつくり、ストレスや育児不安の解消を図り、育児能力の向上や児童虐待の未然防止のために行っていた。平成30年度からは関宿保健センターのみで実施していたが、参加者の減少により個別に対応するため、令和元年度末に終了した。

年度	開催数(回)	参加者延べ人数(人)
令和元年度	11	51

(12) 妊婦・乳児一般健康診査

妊娠中の異常を発見し、流・早産、妊娠高血圧症候群、低出生体重児出生等の防止を図るため、妊娠中の定期健診の費用に対し助成を行う。平成21年度から助成回数を5回から14回に拡充。平成23年度から新たに妊婦歯科健診の費用に対し助成を行う。令和3年度から新生児聴覚スクリーニング検査が開始され検査費用に対し助成を行う。妊婦健診等を野田市と契約していない医療機関で受けた場合は、健診費用の一部を償還払いとしている。

乳児の発育・発達、栄養状態、精神・運動機能の発達等の異常を早期に発見するため、乳児健康診査の費用に対し助成を行う。

(単位：件)

年度	受診者延べ人数			
	妊婦	乳児	新生児聴覚スクリーニング	妊婦歯科
令和元年度 (下段 償還払い)	9,413 178	1,254 0	—	144
令和2年度 (下段 償還払い)	8,848 172	1,233 5	—	146

令和3年度 (下段 償還払い)	8,851 174	1,308 5	627 60	157
--------------------	--------------	------------	-----------	-----

(13) 妊産婦・新生児訪問指導

助産師または保健師が妊産婦及び新生児を訪問し、育児や健康管理上必要な保健指導を行う助産師または保健師が里帰り出産をされた産婦・新生児については、里帰り先の市町村に訪問指導を依頼している。なお、他市町村から野田市内に里帰りをされている産婦・新生児についても、他市からの依頼を受け、野田市職員が訪問指導を行っている。

また、乳児家庭全戸訪問事業は、児童福祉法に基づき妊産婦・新生児訪問指導と同時に実施している。

(単位：件)

年 度	訪 問 指 導 実 施 延 べ 数		
	産婦訪問数	新生児期(生後28日以内)に 実施した数	乳児訪問 (生後4か月までの児)
令和元年度	834	221	618
令和2年度	784	226	558
令和3年度	806	224	582

(14) 歯科保健指導

歯科保健の重要性を理解を目的とし、歯科衛生士が幼児と学童の歯の汚れやむし歯の点検、正しいむし歯予防の知識を目的とした指導を行う。

フッ素塗布事業は令和2年度末に終了した。

年度	はみがき教室		保育所・学校等の巡回 指導		2歳3か月児歯科相談		フッ素塗布	
	開催数 (回)	指導数 (人)	開催数 (回)	指導数 (人)	開催数 (回)	指導数 (人)	開催数 (回)	指導数 (人)
令和元年度	17	181	162	3,494	44	664	15	323
令和2年度	0	0	58	2,364	26	441	4	97
令和3年度	3	16	23	1,279	48	717	—	—

(15) 医療費給付事業

母子等医療費助成金支給

妊産婦の妊娠に係る疾患（医師の認定したもの、出産後2か月まで）に対し助成する。

母子等医療費制度は、出産育児一時金や子ども医療費が整い、制度の役割は十分に達成できたことから、令和2年度末に終了した。

(単位：人)

年度	妊産婦の疾病
令和元年度	52
令和2年度	59
令和3年度	26

(16) 母子関係個別相談（面接・電話）

定期相談以外に随時来所者に対し面接での相談、又は電話相談を行う。 (単位：人)

年 度	相 談 者 延 べ 人 数		
	妊産婦	乳児	幼児
令和元年度	1,373	1,378	3,510
令和2年度	2,208	1,636	3,676
令和3年度	2,377	2,036	4,557

(17) 甲状腺超音波検査用助成金

平成28年10月から福島第一原発事故に伴う放射線物質による健康不安の軽減を目的に、甲状腺超音波費用の一部助成を開始した。

年度	件数
令和元年度	36
令和2年度	18
令和3年度	12

(18) 不妊症・不育症治療費助成金【保健センター】

子どもを望む夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療及び不育症治療に要する費用の一部助成を令和4年1月から開始した。

不妊及び不育症に係る保険適用外となる検査及び治療を対象として、一般不妊治療は1回3万円、特定不妊治療は1回20万円、不育症治療は一治療期間30万円を上限に助成し、差額ベッド代や食事代・申請に必要な証明書代についても助成対象としています。

	不妊症治療費	不育症治療費
令和元年度	—	—
令和2年度	—	—
令和3年度	29件	0件

2. 子ども支援室【子ども支援室】

- (1) 妊娠期から18歳までの様々な相談をワンストップで継続的に対応できる拠点として保健師、心理師、作業療法士、理学療法士、社会福祉士、子育て支援総合コーディネーター等を配置している。妊娠届時に、面接のうえ母子健康手帳を交付し、若年妊婦や疾患を抱える妊婦等、支援が必要と判断される場合はケアプラン「ゆりかごプラン」を作成している。また、保護者や関係機関等からの相談で、発達や養育状況等に課題を抱えるケースについては、子ども用ケアプラン「すこやかプラン」を作成し、関係機関と連携し支援している。

①妊娠届出時面接件数

(単位:件)

年度	区分	妊娠届出	転入妊婦	合計
令和元年度	面接件数	762	88	850
	ゆりかごプラン (妊婦用)	307	38	345
令和2年度	面接件数	751	83	834
	ゆりかごプラン (妊婦用)	300	38	338
令和3年度	面接件数	725	58	783
	ゆりかごプラン (妊婦用)	356	24	380

② 妊娠届出以外の相談件数

(単位:件)

年度	妊娠届出以外の利用者件数						合計	うち、すこやかプラン (子ども用)
	電話	来室	出張	訪問	文書	関係機関調整		
令和元年度	3,561	831	300	137	22	-	4,851	283
令和2年度	2,843	891	-	101	20	-	3,855	558
令和3年度	2,686	785	-	255	61	248	4,035	616

※令和元年度から、出張に会議・担当者打ち合わせを含めた。

※令和2年度より、システムを導入したことにより、「出張」の項目を廃止した。

※令和3年度より、「関係機関調整」の項目を追加した。

① -2 相談内容別件数 (延件数)

(単位:件)

年度	子ども自身に関すること					子どもの養育環境						その他			合計
	育児相談	身体発育	発達	病気・医療・障がい	その他	要対協ケース	家族・家庭環境	養育者の精神・身体	子ども又は親子で通う施設	妊婦	その他	行政サービス制度の案内等	日程調整等内部連絡	その他	
令和元年度	22	38	1,603	127	80	1,324	353	108	240	274	214	137	313	18	4,851
令和2年度	39	25	2,154	66	110	540	210	95	60	213	84	112	-	147	3,855
令和3年度	64	488	2,253	110	72	176	105	123	61	316	59	87	-	121	4,035

※令和2年度より、システムを導入したことにより、「日程調整等内部連絡」の項目を廃止した。

- (2) 乳児期から絵本に親しむとともに、赤ちゃんと保護者がゆっくり向き合い、心ふれあうひとときを持つきっかけづくりのため、絵本、アドバイスブックレット、コットンバッグ及び市の配布物を入れた「ブックスタート・パック」を、図書館及び保健センターと連携し、出産の祝品として、3か月児健康相談時に交付した。
- ブックスタート・パック 779件 交付

(3) 子ども発達支援事業

心理士、作業療法士、理学療法士等の専門職が保育所等を巡回しスタッフや親に対し助言を行う「巡回支援専門員整備事業」、専門職が個別又は集団に対して発達支援（親子教室、個別相談支援等）を実施する「発達支援事業」を通じて、発達に課題がある児童を早期に発見し、早期に療育につなげる役割を担っている。また、療育支援会議を開催し、障害福祉サービス受給者証の発行に必要な意見書を作成するなど、関係機関と連携して適切な支援を検討している。

指標名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
巡回相談	実施箇所	26 か所	13 か所	11 か所
	実施回数	46 回	18 回	30 回
	延べ対象者数	69 名	38 名	91 名
発達支援 (親子教室)	実施箇所	2 か所	2 か所	2 か所
	実施回数	46 回	30 回	81 回
	延べ対象者数	188 名	95 名	246 名
意見書作成件数（子ども用）		107 件	88 件	111 件

(4) 産後ケア事業費

妊娠から子育て期までの切れ目のない支援を行うサービスとして、令和2年10月から産後ケア事業を開始した。産後に心身の不調または育児不安等があり、産後に支援が得られない母子に対し、助産師が家庭を訪問して、母の身体的回復・心の安定のための支援や、授乳指導や育児指導等の支援を実施している。

指標名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申請者数	—	5 人	6 人
利用者数	—	2 人	3 人
利用延べ件数	—	4 件	5 件

(5) 妊婦タクシー利用料金助成事業

令和2年5月から妊婦健康診査受診時等にタクシーを利用する妊婦に対し、自宅と医療機関の間の経路でタクシーを利用した場合のタクシー料金の半額を助成している。

指標名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申請人数	—	22 人	38 人

3. 予防接種【保健センター】

感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づき行っている。接種日・対象年齢等は、市報「のだ」、ホームページでお知らせしている。

予防接種対象者については、平成 23 年度から厚生労働省の算定方法にならい算出している。

対象者は「各年度に新しく予防接種対象者に該当した人口」、実施者は「各年度における接種対象者全体の予防接種を受けた人員」とした。当該算出方法による実施率は 100%を超える場合がある。

(1) ジフテリア破傷風 (DT) 1 期

予防接種法改正により平成 20 年 4 月から医療機関で個別接種を行う。

対象年齢は、生後 3 か月から 7 歳 6 か月未満で百日せきに罹患した者で 20 日から 56 日までの間隔で 2 回接種、更に 1 期初回接種終了後、12 か月から 18 か月の間に 1 回追加接種。

区 分			令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
ジフテリア破傷風 1 期	初回	1 回目	実施者数	0 人	0 人	0 人
		2 回目	実施者数	0 人	0 人	0 人
	追加		実施者数	0 人	0 人	0 人

(2) ジフテリア破傷風 (DT) 2 期

DPT-IPV、DPT及びDT予防接種の追加免疫をつけるため、1 回接種。小学校 6 年生を対象に学校で集団接種を行っていたが、平成 19 年度から医療機関で個別接種となった。従来小学校 6 年生に一括通知をしていたが、平成 23 年 10 月から個人通知をするようにした。対象年齢は、11 歳以上 13 歳未満で、1 回接種。

区 分		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
ジフテリア破傷風 2 期	対象者数	1,411 人	1,385 人	1,391 人
	実施者数	964 人	1,099 人	1,065 人
	実施率	68.3 %	79.4 %	76.6 %

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、11 歳の人口で算出した。

(3) 日本脳炎

1 期対象年齢は生後 6 か月から 7 歳 6 か月未満で、初回接種を 6 日から 28 日までの間隔で 2 回、更に 1 期初回終了後、おおむね 1 年後に 1 回追加接種。平成 17 年 5 月 30 日付け、厚生労働省から積極的勧奨差し控えの通知があったが、平成 21 年 6 月より新しい日本脳炎ワクチンが 1 期の対象者に対し定期で使用できるようになり、平成 22 年 8 月からは 2 期の対象者にも定期で使用できるようになった。平成 25 年度予防接種法の一部改正に伴い、対象者が「平成 7 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれで 20 歳未満の者」は特例対象者として日本脳炎予防接種の不足分を接種できることとなった。また、平成 19 年 4 月 2 日～平成 21 年 10 月 1 日に生まれた者で、平成 22 年 3 月 31 日までに日本脳炎の 1 期の予防接種が終了していない者で生後 6 か月から 7 歳 6 か月未満又は 9 歳以上 13 歳未満の者も特例対象者として日本脳炎予防接種の不足分を接種できることとなった。

区 分			令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
日本脳炎	初回	1 回目	対象者数	1,045 人	1,023 人	1,013 人
			実施者数	1,048 人	1,076 人	710 人
		実施率	100.3 %	105.2 %	70.1 %	
			対象者数	1,045 人	1,023 人	1,013 人

	2回目	実施者数	1,042人	1,087人	754人
		実施率	99.7%	106.3%	74.4%
	追加	対象者数	1,114人	1,071人	1,038人
		実施者数	952人	893人	251人
		実施率	85.5%	83.4%	24.2%
	2期	対象者数	1,383人	1,296人	1,198人
		実施者数	1,045人	981人	141人
		実施率	75.6%	75.7%	11.8%
	日本脳炎 (特例 対象者)	1回目	対象者数	—	—
実施者数			60人	60人	13人
実施率			—	—	—
2回目		対象者数	—	—	—
		実施者数	76人	66人	17人
		実施率	—	-	—
3回目		対象者数	—	—	—
		実施者数	166人	111人	53人
		実施率	—	-	—
4回目		対象者数	1,474人	1,478人	1,443人
		実施者数	230人	205人	200人
		実施率	15.6%	13.9%	13.9%

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、1期初回は3歳、1期追加は4歳、2期は9歳の人口で算出した。
 特例対象者は厚生労働省の対象者の算出方法で、1期初回（1回目・2回目）、1期追加（3回目）は示していないため表記していない。2期（4回目）は18歳の人口で算出した。

(4) 百日せきジフテリア破傷風（DPT）

対象年齢は生後3か月から7歳6か月未満で、20日から56日までの間隔で3回接種、更に1期初回接種終了後12か月から18か月の間に1回追加接種。ワクチン製造は、平成26年に終了となったが、平成30年1月にワクチン製造が再開された。

区 分			令和元年度	令和2年度	令和3度	
百日せき ジフ テリア 破傷風	初回	1回目	対象者数	848人	850人	844人
			実施者数	0人	0人	0人
			実施率	0.0%	0%	0.0%
		2回目	対象者数	848人	850人	844人
			実施者数	0人	0人	0人
			実施率	0.0%	0%	0.0%
		3回目	対象者数	848人	850人	844人
			実施者数	1人	0人	0人
			実施率	0.1%	0%	0.0%
	追加	対象者数	848人	850人	844人	

	実施者数	2人	3人	0人
	実施率	0.2%	0.4%	0.0%

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、1期初回、1期追加とも0歳の9/12+1歳の3/12の人口で算出した。

(5) 麻しん風しん混合 (MR)

平成18年4月1日から麻しん風しん(MR)混合ワクチンの予防接種が2回接種に改正された。1期対象年齢は、1歳から2歳未満で1回接種。2期対象年齢は5歳以上7歳未満(小学校就学前の1年間)で1回接種。

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
麻しん 風しん 混合	1期	対象者数	954人	847人	923人
		実施者数	885人	862人	841人
		実施率	92.8%	101.8%	91.1%
	2期	対象者数	1,160人	1,084人	1,110人
		実施者数	1,095人	1,048人	1,049人
		実施率	94.4%	96.7%	94.5%

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、1期は1歳の人口、2期は6歳の人口で算出した。

(6) 麻しん

平成18年4月1日から麻しん風しん(MR)混合ワクチンの予防接種が2回接種に改正された。①風しんの罹患歴があり、かつ保護者が麻しんの単抗原の予防接種を希望する者 ②保護者が麻しんの単抗原の予防接種を希望する者が対象であり、1期対象年齢は、1歳から2歳未満で1回接種。2期対象年齢は5歳以上7歳未満(小学校就学前の1年間)で1回接種。

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
麻しん	1期	実施者数	0人	0人	0人
	2期	実施者数	0人	0人	0人

(7) 風しん

平成18年4月1日から麻しん風しん混合(MR)ワクチンの予防接種が2回接種に改正された。①麻しんの罹患歴があり、かつ保護者が風しんの単抗原の予防接種を希望する者 ②保護者が風しんの単抗原の予防接種を希望する者が対象であり、1期対象年齢は、1歳から2歳未満で1回接種。2期対象年齢は5歳以上7歳未満(小学校就学前の1年間)で1回接種。

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
風しん	1期	実施者数	0人	0人	0人
	2期	実施者数	1人	0人	0人

(8) 高齢者等インフルエンザ

対象者は、接種当日65歳以上の者及び60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある者として厚生労働省令で定める者。接種希望者に対し、医療機関で1回のみ個別接種を行う。

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
高齢者等 インフル エンザ	65歳 以上	対象者数	46,425人	47,083人	47,574人
		実施者数	23,153人	31,230人	26,470人
		実施率	49.9%	66.3%	55.6%

	60歳以上 65歳未満	対象者数	62人	59人	66人
		実施者数	20人	25人	32人
		実施率	32.3%	42.4%	48.5%

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、65歳以上の人口で算出した。

※令和3年度は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症との同時流行対策として無料としていた自己負担金を例年通りに戻した。

(9) BCG(結核)

平成25年予防接種法の一部改正に伴い、平成25年4月1日から対象年齢が1歳未満となり1回接種。接種は医療機関で個別接種を行う。平成30年度より全面的に個別接種に移行。

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
BCG (結核)	対象者数	811人	850人	818人
	集団	0人	0人	0人
	個別	827人	863人	832人
	実施率	102.0%	101.5%	101.7%

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0歳の人口で算出した。

(10) ヒブ感染症

平成22年10月15日から任意予防接種で全額助成を開始した。平成25年度から定期予防接種となり対象年齢は生後2か月から5歳未満で接種開始年齢により4回を限度として接種。

区分			令和元年度	令和2年度	令和3年度	
ヒブ 感染症	初回	1回目	対象者数	811人	850人	818人
			実施者数	803人	853人	815人
			実施率	99.0%	100.4%	99.6%
		2回目	対象者数	811人	850人	818人
			実施者数	791人	886人	816人
			実施率	97.5%	104.2%	99.8%
	3回目	対象者数	811人	850人	818人	
		実施者数	781人	872人	814人	
		実施率	96.3%	102.6%	99.5%	
	追加	対象者数	811人	850人	818人	
		実施者数	881人	930人	830人	
		実施率	108.6%	109.4%	101.5%	

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0歳の人口で算出した。

(11) ヒトパピローマウイルス感染症

平成22年10月15日から任意予防接種で全額助成を開始した。平成25年度から定期予防接種となり対象年齢は小学校6年生から高校1年生相当の女性で3回接種。平成25年6月14日の国の子宮頸がん等ワクチンを「積極的に勧奨すべきではない」との方針を受けて、同年6月18日より一時見合わせを行っているため、接種者が減少していたが、国から定期接種該当者への定期接種情報提供する旨の通知があり、通知したことにより接種者が増加した。

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
ヒトパピ ローマウ イルス 感染症	1回目	対象者数	691人	696人	703人
		実施者数	0人	17人	94人
		実施率	0.0%	2.4%	13.4%
	2回目	対象者数	691人	696人	703人
		実施者数	0人	11人	87人
		実施率	0.0%	1.6%	12.4%
	3回目	対象者数	691人	696人	703人
		実施者数	0人	11人	73人
		実施率	0.0%	1.6%	10.4%

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、13歳女性の人口で算出した。

(12) 小児の肺炎球菌感染症

平成23年1月25日から任意予防接種で全額助成を開始した。平成25年度から定期予防接種となり対象年齢は、生後2か月から5歳未満で接種開始年齢により4回を限度として接種。

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度		
小児の 肺炎球 菌感染 症	初回	1回目	対象者数	811人	850人	818人
			実施者数	817人	846人	818人
			実施率	100.7%	99.5%	100.0%
		2回目	対象者数	811人	850人	818人
			実施者数	800人	875人	818人
			実施率	98.6%	102.9%	100.0%
	3回目	対象者数	811人	850人	818人	
		実施者数	798人	869人	815人	
		実施率	98.4%	102.2%	99.6%	
	追加	対象者数	811人	850人	818人	
		実施者数	907人	895人	826人	
		実施率	111.8%	105.3%	101.0%	

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、初回・追加とも0歳の人口で算出した。

(13) 高齢者等肺炎球菌感染症

平成26年10月1日から定期接種となり、対象者は、当該年度中に65歳となる者及び接種当日60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい有する者として厚生労働省令で定める者で、かつ、過去に同ワクチンを接種していない者とされた。

また、令和5年度までは、70歳から100歳までの5歳刻みの者も対象となり、令和元年度に限っては101歳以上の者も対象。接種希望者に対して医療機関で1回のみ個別接種を行う。市では、定期接種対象外の65歳以上の市民にも定期接種対象者と同様の肺炎予防の機会を設けるとともに、同一の自己負担金で接種できるような制度を整備した。

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
高齢者等 肺炎球菌 感染症	定期 接種	対象者数	6,159人	6,253人	6,182人
		実施者数	1,430人	1,523人	1,435人
		実施率	23.2%	24.4%	23.2%
	任意 接種	対象者数	16,108人	17,280人	13,691人
		実施者数	84人	125人	44人
		実施率	0.5%	0.7%	0.3%

(14) 百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (DPT-IPV)

平成24年11月1日より、4種混合の接種が開始となる。対象年齢は生後3か月から7歳6か月未満で、20日から56日までの間隔で3回接種、更に1期初回接種終了後12か月から18か月の間に1回追加接種。

区 分			令和元年度	令和2年度	令和3年度	
百日せき ジフテ リア 破傷 風 不活 化 ポリ オ	初回	1回目	対象者数	848人	850人	844人
			実施者数	807人	869人	813人
			実施率	95.2%	102.2%	96.3%
		2回目	対象者数	848人	850人	844人
			実施者数	806人	882人	817人
			実施率	95.0%	103.8%	96.8%
	3回目	対象者数	848人	850人	844人	
		実施者数	829人	869人	831人	
		実施率	97.8%	102.2%	98.5%	
	追加	対象者数	848人	850人	844人	
		実施者数	994人	916人	871人	
		実施率	117.2%	107.8%	103.2%	

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0歳の9/12+1歳の3/12の人口で算出した。

(15) 不活化ポリオ

経口生ポリオワクチンの対象年齢は生後3か月から7歳6か月未満で、41日以上の間隔で2回投与し、接種は保健センター・関宿保健センターで集団接種を行っていた。平成24年9月1日より、経口生ポリオワクチンは廃止となり不活化ポリオワクチンが定期接種として導入され、医療機関で個別接種を行う。20日から56日までの間隔で3回接種、更に1期初回接種終了後12か月から18か月の間に1回追加接種。

区 分			令和元年度	令和2年度	令和3年度	
不活 化 ポリ オ	初回	1回目	対象者数	848人	850人	844人
			実施者数	0人	0人	0人
			実施率	0.0%	0%	0.0%
		2回目	対象者数	848人	850人	844人
			実施者数	0人	1人	0人
			実施率	0.0%	0.1%	0.0%
	3回目	対象者数	848人	850人	844人	

		実施者数	0人	1人	0人
		実施率	0.0%	0.1%	0.0%
	追加	対象者数	848人	850人	844人
		実施者数	3人	1人	1人
		実施率	0.4%	0.1%	0.1%

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0歳の9/12+1歳の3/12の人口で算出した。

(16) 水痘

予防接種法施行令の一部改正に伴い、平成26年10月1日より水痘の予防接種が定期接種となった。

なお、経過措置として平成26年度のみ3歳から5歳未満の者は1回接種可能とした。

対象年齢は、1歳から3歳未満で、1回目の接種終了後6か月から12か月の間に1回接種。

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
水痘	1回目	対象者数	954人	847人	923人
		実施者数	886人	876人	841人
		実施率	92.9%	103.4%	91.1%
	2回目	対象者数	954人	847人	923人
		実施者数	851人	844人	802人
		実施率	89.2%	99.6%	86.9%

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、1歳の人口で算出した。

(17) B型肝炎

予防接種法施行令の一部改正に伴い、平成28年10月1日よりB型肝炎の予防接種が定期接種となった。

対象年齢は1歳未満で、1回目から27日以上あけて2回目、1回目から139日以上あけて3回目を接種。

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
B型肝炎	1回目	対象者数	811人	850人	818人
		実施者数	797人	850人	812人
		実施率	98.3%	100%	99.3%
	2回目	対象者数	811人	850人	818人
		実施者数	782人	886人	812人
		実施率	96.4%	104.2%	99.3%
	3回目	対象者数	811人	850人	818人
		実施者数	783人	837人	785人
		実施率	96.5%	98.5%	96.0%

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0歳の人口で算出した。

(18) ロタウイルス

予防接種法施行令の一部改正に伴い、令和2年10月1日よりロタウイルス感染症の予防接種が定期接種となった。

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
ロタウイルス1価	1回目	対象者数	—	850人	818人
		実施者数	—	240人	486人
		実施率	—	28%	59.4%
	2回目	対象者数	—	850人	818人

	実施者数	—	206 人	477 人
	実施率	—	24 %	58.3 %

対象年齢は出生 6 週 0 日から 24 週 0 日後までの間にある者に 2 回経口接種。初回接種は出生 14 週 6 日後まで。

区 分		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
ロタウイルス 5 価	1 回目	対象者数	—	850 人	
		実施者数	—	132 人	
		実施率	—	15.5 %	
	2 回目	対象者数	—	850 人	818 人
		実施者数	—	109 人	315 人
		実施率	—	12.8 %	38.5 %
	3 回目	対象者数	—	850 人	818 人
		実施者数	—	88 人	300 人
		実施率	—	10.4 %	36.7 %

出生 6 週 0 日から 32 週 0 日後までの間にある者に 3 回経口接種。初回接種は出生 14 週 6 日後まで。

(19) 風しん及び麻しん風しん混合ワクチン費用助成

妊娠している女性が風しんに罹患することを予防するため、風しん予防接種が必要と思われる妊娠している平成 2 年 4 月 1 日以前生まれを対象とし、女性の同一世帯員、妊娠を予定または希望する女性及びその同一世帯員等に対し、接種費用の一部助成を実施。令和元年度から抗体検査についても一部費用助成を実施している。

区分		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
抗体検査	申請者数	16 人	2 人	—
予防接種	申請者数	30 人	17 人	47 人

(20) 風しん予防接種第 5 期

昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性を対象に、令和 7 年 3 月 31 日までの時限措置として、風しん抗体価検査を実施し、国の定める基準値以下の場合は風しんの第 5 期の定期接種を実施する。

区分		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
抗体検査	申請者数	1,574 件	2,252 件	842 件
予防接種	申請者数	388 件	474 件	188 件

4. 地区組織育成事業【保健センター】

(1) 保健推進員活動

母子、成人、老人保健の普及・啓発と地域の情報収集等保健事業の推進のため、各種行政活動への参加等を通して市民と行政とのパイプ役として活動を展開している。

活動状況

(単位：人)

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
研修会	開催数	5回	中止	3回
	延べ出席者数	226人	—	81人
地区連絡会	開催数	6回	3回	3回
	延べ出席者数	254人	106人	88人
役員会	開催数	5回	1回	6回
	延べ出席者数	62人	12人	43人
健康づくりフェスティバル	開催数	2回	中止	中止
	延べ出席者数	61人	—	—
離乳食講習会	開催数	13回	中止	中止
	延べ出席者数	24人	—	—
3か月健診	開催数	33回	中止	中止
	延べ出席者数	55名	—	—
1歳6か月健診	開催数	33回	中止	中止
	延べ出席者数	60名	—	—
子育て相談会	開催数	22回	中止	中止
	延べ出席者数	23人	—	—
ウォーキング	開催数	0回	中止	中止
	延べ出席者数	0人	—	—
がん検診PR	開催数	12回	中止	中止
	延べ出席者数	17人	—	—

※令和元年度子育て講演会「怒鳴らない子育て練習講座」～ダメな子なんていない～で開催した。大人36人、こども17人参加。

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、保健センター事業への協力は中止した。

(2) 食生活改善推進員活動

食を通じて市民の健康保持・増進を図り保健事業を推進し「自分の健康は自分で守る」という自覚と認識を地域に広めるとともに、家庭から正しい食生活を普及するための活動を展開している。

① 活動状況（市民に対する活動）

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
食生活改善推進員養成講座	開催数	6回	中止	4回
	延べ出席者数	60人	—	31人
健康づくり料理講習会	開催数	24回	中止	94回
	延べ出席者数	382人	—	106人
おやこ・こどもの食育教室	開催数	3回	17回	16回
	延べ出席者数	59人	77人	20人
食生活展 (健康づくりフェスティバル)	開催数	2回	中止	中止
	延べ出席者数	1,527人	—	—
県委託事業	開催数	5回	33回	129回
	延べ出席者数	106人	110人	133人

②その他の活動状況

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
研修会	開催数	8回	2回	2回
	延べ出席者数	284人	75人	76人
地区連絡会	開催数	38回	中止	26回
	延べ出席者数	129人	—	126人
役員会	開催数	6回	4回	6回
	延べ出席者数	65人	43人	65人
県代議員会等	開催数	8回	1回	2回
	延べ出席者数	23人	1人	2人
専門部会	開催数	59回	19回	1回
	延べ出席者数	412人	16人	12人
学校・公民館等	開催数	1回	—	—
	延べ出席者数	11人	—	—
ヘルシークッキング教室	開催数	4回	—	—
	延べ出席者数	8人	—	—
離乳食講習会	開催数	11回	—	—
	延べ出席者数	16人	—	—

※離乳食講習会は令和元年度12回開催。但し、食生活改善推進員の参加は11回。

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、市民に対する活動は集合形式ではなく、訪問で実施した。

5. 健康づくり推進事業【保健センター】

健康づくりの3本柱である栄養・休養・運動の観点から、総合的に健康を考え「自分の健康は自分で守る」というスローガンのもとに、自らの健康づくりの意識を高めるとともに実践できるように啓発、普及することを目的として各種事業を行っている。

(1) 健康づくりフェスティバル

年度	開催数	参加人数	内 容
令和元年度	2回	1,362人	体力測定相談会 食生活展 健康福祉センター(保健所)コーナー 医師会コーナー 歯科医師会コーナー 薬剤師コーナー 保健推進員コーナー 助産師会コーナー 消防本部コーナー 生命の貯蓄体操コーナー(関宿保健センターのみ) 教育研究会栄養士部会のコーナー その他
令和2年度	中止	—	
令和3年度	中止	—	

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、中止した。

(2) 保健栄養活動

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
ヘルシークッキング教室	開催数	4回	中止	—
	延べ出席者数	52人	—	—
離乳食講習会	開催数	11回	8回	11回
	延べ出席者数	110組	52組	101組

※ヘルシークッキング教室は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、令和2年度は中止し、令和3年度より食生活改善推進員事業と統合したため廃止した。

6. 思春期教育講演会【保健センター】

思春期の心とからだの健康や性感染症に関する正しい地域の普及を図ること、命の大切さについて考えてもらうこと等を目的に実施している。(平成19年度からエイズ予防教育講演会を名称変更) (単位:人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
参加人数	747	1,024	1,370

7. 健康増進事業【保健センター】

三大生活習慣病であるがん、心臓病、脳卒中による壮年期の死亡率を低減させること、健康寿命の延伸を目標に各種事業を行っている。施策の重点事項として一次予防の充実、集団から個人への対応の促進、がん対策の推進、健康診査の質の確保を掲げ行っている。(平成20年度から健康増進法等に基づき実施。)

(1) 健康手帳の交付

40歳以上で交付を希望する者に、健康手帳を交付。(単位:人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付件数	226	49	140

(2) 健康教育

集団での健康教育として、生活習慣病予防や介護を必要とする状態になることの予防、健康増進などについて正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康保持増進に資するために講演会や講習会等を実施している。

年度	集団健康教育	
	開催数	延べ参加者数
令和元年度	135回	8,131人
令和2年度	7回	143人
令和3年度	4回	62人

令和3年度健康教育の内訳

〈集団健康教育実施状況〉

		開催数	延べ参加者数	開催内容
集団健康教育	ロコモティブシンドローム	1回	14人	・ロコモティブシンドローム(運動器症候群)予防、骨粗しょう症及び転倒予防
	一般	1回	12人	・ウォーキング講習会
	その他	2回	36人	・高齢者の健康について(依頼事業)
計		4回	62人	

※令和3年度より、外部講師による病態別講演会ではなく、保健センター職員による講話を実施している。

(3) 寝たきり予防キャンペーン活動

「寝たきりは予防できる」という意識を市民の間に浸透させ、健康づくりを意識づけするための施策として「寝たきりにしない“のだ”」キャンペーンを行う。

年度	回数	会場数	参加者数	内容
令和元年度	2回	2	1,030人	ちらし・ティッシュ配布
令和2年度	0回	0	0人	タスキ着用
令和3年度	中止	—	—	キャンペーングッズ配布

(4) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じて必要な指導、助言を行い、家庭における健康管理に資することをねらいとするもので、重点健康相談や総合健康相談を内容として行う。平成18年度より介護保険法の改正に基づく保健事業の変更があり、対象年齢が40歳から64歳までとなった。

年度	重点健康相談		総合健康相談	
	開催数	延べ参加者数	開催数	延べ参加者数
令和元年度	34回	505人	66回	93人
令和2年度	18回	213人	39回	159人
令和3年度	24回	253人	14回	73人

令和3年度健康相談の内訳

	項目	開催数	延べ参加者数
重点健康相談	歯周疾患	0回	0人
	骨粗しょう症	24回	253人
	病態別	0回	0人
総合健康相談		14回	73人
計		38回	326人

(5) 健康診査

① 健康診査

健康増進法に基づき、当該年度末で 40 歳以上の生活保護受給者等を対象として、生活習慣病に着目した健康診査を実施。

受診状況

年度	対象者数	受診者数	受診率
令和元年度	1,375 人	19 人	1.4%
令和2年度	1,448 人	25 人	1.7%
令和3年度	1,456 人	30 人	2.1%

② 肝炎ウイルス検診

肝炎対策(B型、C型)の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識できるように医療機関で肝炎ウイルス検診を実施。肝炎による健康障がい回避し、症状を軽減するとともに進行を遅延させるために行う。平成 19 年度から対象者を 40 歳の者と 41 歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受けたことのない者を対象として実施。

年度	種別	対象者数	受診者数	受診率	C型肝炎判定数	B型肝炎判定数
令和元年度	節目検診	1,983 人	210 人	10.6%	0 人	0 人
	節目外検診	—	816 人	—	2 人	8 人
令和2年度	節目検診	1,978 人	178 人	9.0%	0 人	0 人
	節目外検診	—	724 人	—	1 人	2 人
令和3年度	節目検診	1,458 人	192 人	13.2%	0 人	1 人
	節目外検診	—	767 人	—	0 人	3 人

③ 歯周疾患検診

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的として行う。平成 17 年 7 月から 40 歳、50 歳、60 歳、70 歳の節目で検診を実施。平成 24 年度に 65 歳を追加し、平成 26 年度には 45 歳、55 歳を追加、平成 27 年度から 20 歳を追加、平成 28 年度から 35 歳を追加、平成 29 年度は 25、30 歳を追加、令和元年度から 80 歳を追加した。

受診状況

年度	対象者数	受診者数	受診率
令和元年度	22,937 人	1,288 人	5.6%
令和2年度	22,325 人	961 人	4.3%
令和3年度	21,930 人	686 人	3.1%

④ がん検診

がんの早期発見・早期治療を図るため各種がん検診を行っている。胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・結核肺がん検診は、登録制で過去3年間1度でも受診している者に、各受診券を送付している。

※対象者は、各年 4 月 1 日時点での住民人数を用いている。

ア 胃がん検診

胃がん検診は、市内 8 会場で集団検診として実施。検診の結果、精密検査を要すると判定された者には、専

門医療機関への受診指導を行う。

受診状況

年度	対象者数	受診者数	受診率	要精検者	精検受診者	精検受診率
令和元年度	97,616人	6,996人	7.2%	404人	385人	95.3%
令和2年度	98,172人	1,135人	1.16%	28人	28人	100%
令和3年度	98,702人	3,829人	3.9%	471人	458人	97.2%

精密検査結果

(単位：人)

年度	早期胃がん	進行胃がん	その他	異常なし
令和元年度	6	5	357	17
令和2年度	0	0	27	1
令和3年度	4	2	434	18

イ 子宮がん検診

子宮がん検診は、保健センター・閑宿保健センターにおいて集団検診、指定医療機関において個別検診として実施。

検診の結果、精密検査を要すると判定された者には、専門医療機関への受診指導を行う。

平成17年度から20歳以上を対象として実施している。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、集団検診を中止。個別検診の実施期間を延長して実施。

受診状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	内訳 (人)		受診率 (%)	要精検者数 (人)	精検受診者 (人)	精検受診率 (%)
			集団	個別				
令和元年度	64,337	10,598	集団	2,892	16.5	80	77	96.3
			個別	7,706				
令和2年度	64,412	7,328	集団	0	11.4	49	43	87.8
			個別	7,328				
令和3年度	64,474	9,296	集団	2,510	14.4%	70	67	95.7%
			個別	6,786				

精密検査結果

(単位：人)

年度	子宮がん	その他	異常なし
令和元年度	1	59	17
令和2年度	0	38	5
令和3年度	1	48	18

ウ 肺がん検診

肺がん検診は、結核検診と同時に、市内39会場(延べ)で実施しエックス線及び喀痰検査を行う。平成18年度より40歳から64歳までを実施している。検診の結果、精密検査を要すると判定された者には、専門医療機関への受診指導を行う。肺がん検診の65歳以上の者には、結核予防の観点から結核検診を同時実施しているため受診券を全員に送付している。

受診状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	精検受診者 (人)	精 検 受診率 (%)	肺がん (人)	結核 (人)
令和元年度	97,616 (46,425)	14,698 (11,652)	15.1	182 (170)	170 (159)	93.4	8 (7)	0 (0)
令和2年度	98,172 (47,083)	9,615 (7,390)	9.8	141 (130)	134 (123)	95.0	4 (4)	0 (0)
令和3年度	98,702人 (47,574)	11,076 (8,782)	11.2	138 (125)	132 (119)	95.7	2 (2)	0 (0)

※結核・肺がん検診の対象者で65歳以上の対象者は、結核定期健康診断を兼ねるため（ ）にて再掲を出している。

エ 乳がん検診

平成15年度より50歳以上を対象に、マンモグラフィ検査（集団検診）を保健センター・関宿保健センターにて実施。平成29年度より北コミ・南コミを会場に追加。平成16年度より40歳代を対象に、マンモグラフィ検査（集団検診）を保健センター・関宿保健センターにて実施している。

また、30歳代を対象に視触診（集団検診）を実施していたが、平成24年度より視触診（個別検診）に変更し実施。平成29年度からは、超音波検査（集団検診）に変更し保健センター・関宿保健センターにて実施。検診の結果、精密検査を要すると判定された者には、専門医療機関への受診指導を行う。

受診状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	内訳 (人)		受診率 (%)	要精検者数 (人)	精検受診 (人)	精検受診率 (%)
令和元年度	57,693	13,045	集団	13,045	22.6	312	305	97.8
令和2年度	57,729	9,675	集団	9,675	16.8	280	264	94.3
令和3年度	59,006	11,700	集団	11,700	19.8	281	270	96.1

精密検査結果

(単位：人)

年度	乳がん	乳がんの疑い	その他	異常なし
令和元年度	12	0	164	129
令和2年度	11	2	142	109
令和3年度	8	1	161	100

オ 大腸がん検診

大腸がん検診は、指定医療機関において個別検診で実施。検診の結果、精密検査を要すると判定された者には、専門医療機関への受診指導を行う。

受診状況

年度	対象者数	受診者数	受診率	要精検者	精検受診者	精検受診率	大腸がん
令和元年度	97,616人	16,228人	16.6%	1,822人	1,156人	63.4%	30人
令和2年度	98,172人	14,619人	14.9%	1,579人	999人	63.2%	29人

令和3年度	98,702人	14,675人	14.9%	1,600人	976人	61.0%	31人
-------	---------	---------	-------	--------	------	-------	-----

精密検査結果

(単位：人)

年度	早期大腸がん	進行大腸がん	その他	異常なし
令和元年度	13	17	845	281
令和2年度	17	12	700	268
令和3年度	20	11	682	263

(6) 訪問指導

特定健診等において保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して、健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進のための支援を行う。

(単位：人)

年度	特定健診等の要指導者等		こころの健康づくり	
	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
令和元年度	82	82	6	19
令和2年度	17	17	7	18
令和3年度	43	43	1	1

(7) 在宅訪問歯科保健事業

歯科診療を受けられない65歳以上の在宅寝たきり者に対し、口腔内の衛生管理や保健指導、歯科検診を行うことにより、健康回復や生活機能の向上を図ることを目的として行う。

年度	利用者数(人)
令和元年度	5
令和2年度	11
令和3年度	5

(8) 後期高齢者健康診査事業

医療制度改革により、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者健康診査を実施。

年度	対象者数	受診者数	受診率
令和元年度	21,452人	6,876人	32.1%
令和2年度	22,310人	6,689人	30.0%
令和3年度	23,219人	6,791人	29.2%

※例年の実施期間は7月から11月まで。令和3年度は新型コロナワクチン接種の影響で7月から3月まで実施。

8. 急病センター診療状況【保健センター】

野田市医師会・野田市歯科医師会・野田市薬剤師会の協力により、内科(小児科)は毎日夜間診療、歯科は休日診療を行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症に対応した医療設備等が万全でないことから、令和2年8月10日から休診している。

(1) 内科(小児科)診療患者数

年度	診療日数 (日)	地域別患者数(人)		患者総数(人)
		市内	市外	

令和元年度	366	929	57	986
令和2年度	131	83	5	88
令和3年度	-	-	-	-

(2) 歯科診療患者数

年度	診療日数 (日)	地域別患者数(人)		患者総数(人)
		市内	市外	
令和元年度	77	122	5	127
令和2年度	25	18	3	21
令和3年度	-	-	-	-

9. 骨髄移植におけるドナー支援事業費【保健センター】

骨髄移植(末梢血管細胞移植を含む)の促進及びドナー登録の増加を図るため、骨髄等を提供したドナー本人やそのドナーに骨髄移植等の入院に必要なドナー休暇を与えた事務所に対して、助成金を交付する。

平成30年4月1日から事業を開始した。

指標名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
骨髄等を提供したドナー	人数	0人	1人	0人
	助成金額	0円	140,000円	0円
ドナー休暇を与えた事務所	事務所数	0件	1件	0件
	助成金額	0円	70,000円	0円

10. 実習生受け入れ状況【保健センター】

年度	期間	人数(人)	学校名
令和元年度	9/12~9/17(2日間)	2	・千葉県立保健医療大学
	11/14~11/19(3日間)	1	・東京家政学院大学
令和2年度	7/6~10/28(21日間)	27	・千葉県立野田看護専門学校
	10/27~11/19(10日間)	4	・順天堂大学
	12/15・12/17	2	・和洋女子大学
令和3年度	5/10~6/9(15日間)	13	・慈恵柏看護専門学校
	7/5~10/22(19日間)	28	・千葉県立野田看護専門学校
	10/26~11/18(10日間)	4	・順天堂大学医療看護学部
	9/28~9/30(3日間)	1	・東京家政学院大学
	9/29~9/30(2日間)	2	・聖徳大学

11. 健康・スポーツポイント事業【保健センター】

健康又はスポーツに関する事業への参加及び健康又はスポーツに関する自主的な取組を行う者に対して景品と交換することができる健康・スポーツポイントを付与する事業を実施することにより、市民の健康及び体力の保持増進に寄与することを目的としている。

令和2年度より保健センター事業として実施している。

(単位：件)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申請件数	—	2,067	2,391

12. 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 市独自新型コロナウイルス対策本部会議

国内における新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、市としての対策を総合的に推進するため、令和2年2月20日に委員25人で構成される「野田市新型コロナウイルス対策本部」を設置し、対策本部会議を24回開催した。

(単位：回)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対策本部会議開催回数	10	40	24

(2) 新生児特別定額給付金

令和3年度中に生まれた全ての子どもの健やかな成長を応援するとともに、コロナ禍において不安を抱えながら出産を迎えた子育て世帯を支援することを目的として、令和3年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた新生児を対象に、10万円を新生児特別定額給付金として支給した。

(単位：人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申請者数	—	709	799

(3) 妊婦へのマスク配布

国による妊婦への布マスク配布事業を令和2年5月から7月まで行った。また、独自の対策として、令和2年4月から妊婦へ不織布マスクを母子手帳交付時に配布した。

(単位：人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
マスク配布	—	1301	828

(4) 発熱相談専用ダイヤルの設置

発熱等により医療機関の受診を希望している市民からの相談に対し、医療機関を紹介するための発熱相談専用ダイヤルを設置している。

(単位：件)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
発熱相談専用ダイヤル	—	745	2,021

13. 新型コロナウイルスワクチン接種

接種を希望する全ての市民が、新型コロナウイルスワクチンを早期に安心して接種できるよう、接種体制の整備について取り組んだ。

(1) 初回接種（1回目接種及び2回目接種）

<対象者>

原則、日本国内に住民登録がある12歳以上の者（令和3年度中に12歳に達する者を含む。）

※優先順位

- ① 医療従事者等
- ② 65 歳以上の者（令和 3 年度中に 65 歳に達する者を含む。）
- ③ 基礎疾患を有する者
- ④ 高齢者施設等の従事者
- ⑤ 60～64 歳の者
- ⑥ 上記以外の者

<実施期間>

令和 3 年 2 月 17 日から令和 4 年 9 月 30 日まで

<接種券発送開始日>

令和 3 年 4 月 23 日

<予約開始日>

令和 3 年 5 月 6 日

<接種開始日>

65 歳以上の高齢者：令和 3 年 5 月 31 日

<接種方法>

個別接種：市内 60 か所

集団接種：市内 2 会場（文化会館、関宿総合公園体育館）

<接種状況> R4. 3. 31 現在

	回数	65 歳以上	65 歳未満
接種者数（人）	1 回目	46, 272	80, 029
	2 回目	46, 067	79, 089
接種率（%）	1 回目	92. 5	77. 5
	2 回目	92. 1	76. 6

(2) 追加接種（3 回目接種）

<接種対象者>

12 歳以上で 2 回目接種を完了した日から 6 か月以上経過する者

<接種券発送開始日>

医療従事者等：令和 3 年 11 月 22 日

2 回目接種が令和 3 年 5 月に接種した者：令和 3 年 12 月 17 日

2 回目接種が令和 3 年 6 月及び令和 3 年 7 月 1 日から 7 月 10 日までに接種した者：令和 4 年 1 月 17 日

それ以降に接種した者：随時発送

<予約開始日>

65 歳以上の高齢者：令和 4 年 1 月 22 日

65 歳以上の者の接種前倒し：令和 4 年 2 月 8 日

64 歳以下の者の接種前倒し：令和 4 年 2 月 19 日

<接種開始日>

令和4年2月1日（一般の高齢者）

<接種方法>

個別接種：市内54か所

集団接種：市内2会場（文化会館、関宿総合公園体育館）

<接種状況> R4.3.31現在

	65歳以上	65歳未満
接種者数（人）	42,078	33,716
接種率（%）	84.1	32.6

(3) 小児接種

5歳から11歳までの小児を対象にした新型コロナウイルスワクチンが令和4年1月21日に特例承認されたことから、3月12日から小児接種を開始した。

<接種対象者>

野田市に住民登録がある5～11歳の者（接種日年齢）

<接種券発送開始日>

令和4年3月1日

<予約開始日>

令和4年3月8日

<接種開始日>

令和4年3月12日

<接種方法>

個別接種：市内6か所

集団接種：市内1会場（文化会館）

第 11 節 地域福祉施設

第 11 節 地域福祉施設

1. 福祉センター【高齢者支援課】

(1) 中根地域福祉センター

市民の文化及び教養の向上並びに老人の福祉向上を図るため、昭和 55 年 4 月 1 日に開館し、福祉活動はもとより市民の研修、文化活動などに幅広く利用されている。なお、同センターには老人福祉センター(B 型)を併設している。

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、施設を休館としたこと及び利用時間を短縮したことにより、利用者が減少した。

- ・所在地 中根 31 番地の 1
- ・構造 鉄筋コンクリート 2 階建一部鉄骨造
- ・面積 延べ床面積 537.45 m²

中根地域福祉センター 年度別利用実績

区分 \ 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者総数	18,700 人	18,507 人	15,090 人	4,062 人	4,483 人

(2) 関宿福祉センターやすらぎの郷

地域住民のコミュニティの場として、会議室、調理室、ボランティア室、教養娯楽室、茶室、福祉相談室及び光明石を使用した準天然温泉の温浴施設を備え、平成 13 年 4 月 1 日から開館している。

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、施設を休館としたこと及び利用時間を短縮したことにより、利用者が減少した。

- ・所在地 古布内 1944 番地 2
- ・構造 鉄骨造平屋建
- ・面積 延べ床面積 1,042.42 m²

関宿福祉センターやすらぎの郷 年度別利用実績

区分 \ 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者総数	20,920 人	22,191 人	19,275 人	5,730 人	6,517 人

2. 福祉会館【人権・男女共同参画推進課】

福祉会館は隣保館と老人憩の家を併設（島会館を除く）し、地域における福祉とコミュニティの拠点として隣保事業の推進及び老人福祉の増進を図るため設置された施設。

(1) 施設の概要

項目 \ 名称	谷吉会館	七光台会館	島会館	関宿会館
所在地	谷津 1145 番地の 3	七光台 242 番地の 1	山崎 2549 番地	木間ヶ瀬 619 番地 2
構造	鉄筋コンクリート 2 階建	鉄筋コンクリート 2 階建	鉄筋コンクリート 2 階建	鉄筋コンクリート 2 階建
敷地面積	1,172 m ²	1,688 m ²	1,435.76 m ²	974 m ²
延べ床面積	551.33 m ²	594.15 m ²	507.07 m ²	265.40 m ²
開館年月日	昭和 54 年 4 月 1 日	昭和 59 年 4 月 1 日	昭和 62 年 4 月 1 日	昭和 56 年 4 月 1 日

(2) 施設の利用概要

谷吉会館

年度別利用状況

区分 \ 年度	令和2年度	令和3年度
開館日数	240日 ※	297日
利用件数	492件	527件
延べ利用者数	2,366人	3,102人

※（新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため令和2年2月29日から6月9日まで休館）

自主事業

	内 容	回 数	延べ参加人数
教養・文化事業	1 絵手紙	6	39
	2 着 付	7	43
	3 毛糸編	7	45
	4 茶 道	※	※
	5 書 道	10	59
	6 手作りお菓子	※	※
	7 民謡民舞と安来節	—	—
	8 太極拳	3	25
地域交流事業	1 会館まつり	※	※
	2 子ども造形ひろば	—	—
	3 館長と地域の方との懇談会	—	—
啓 発 事 業	1 隣保館事業について	6	42
	2 人権学習会	※	※
相 談 事 業		4	5
保 健 事 業	1 健康相談	—	—
	2 いきいき体操	7	64
貸 館 事 業		477	2,780

（「※」は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止）

七光台会館

年度別利用状況

区分 \ 年度	令和2年度	令和3年度
開館日数	100日 ※	297日
利用件数	253件	532件
延べ利用者数	3,061人	5,853人

※（新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため令和2年2月29日から6月9日まで休館、空調設備及び屋上防水改修などの大規模改修のため令和2年10月1日から令和3年3月24日まで休館）

自主事業

	内 容	回 数	延べ参加人数
教養・文化事業	1 カラオケ	※	※
	2 茶 道	※	※
	3 シニアのスマートフォン	5	62

	4 太極拳	3	37
	5 パソコン	5	41
	6 ヨーガ	5	66
	7 リズム体操	5	85
地域交流事業	1 会館まつり	※	※
	2 子ども造形ひろば	—	—
啓発事業	1 隣保館事業について	6	82
	2 人権学習会	※	※
相談事業		11	11
保健事業	1 健康相談	—	—
貸館事業		492	5,469

(「※」は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止)

島会館

年度別利用状況

区分	年度	令和2年度	令和3年度
開館日数		240日 ※	297日
利用件数		698件	945件
延べ利用者数		6,097人	8,121人

※(新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため令和2年2月29日から6月9日まで休館)

自主事業

	内 容	回 数	延べ参加人数
教養・文化事業	1 生花	5	58
	2 カラオケ	※	※
	3 茶道	※	※
	4 書道	5	88
	5 大正琴	5	42
	6 民謡	※	※
	7 ヨーガ	10	85
	8 料理	※	※
地域交流事業	1 会館まつり	※	※
	2 子ども絵画教室	※	※
	3 館長と地域の方との懇談会	—	—
啓発事業	1 隣保館事業について	5	56
	2 人権学習会	※	※
相談事業		30	30
保健事業	健康相談	—	—
貸館事業		885	7,762

(「※」は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止)

関宿会館

年度別利用状況

区 分	年度	令和2年度	令和3年度
開 館 日 数		267日 ※	328日
利 用 件 数		1,050件	1,302件
延 べ 利 用 者 数		8,189人	8,878人

※（新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため令和2年2月29日から6月9日まで休館）

自主事業

	内 容	回 数	延べ参加人数
教養・文化事業	1 書 道	5	105
	2 手 編	5	22
	3 パソコン	3	18
	4 ヨーガ	5	58
	5 リボン刺繍	4	11
	6 料 理	※	※
地 域 交 流 事 業	1 会館まつり	※	※
	2 子ども造形ひろば	—	—
啓 発 事 業	1 隣保館事業について	5	48
	2 人権学習会	※	※
	相 談 事 業	1	1
	貸 館 事 業	1,274	8,615

（「※」は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止）

3. 福祉施設一覧表【各所管課】

名 称	所 在 地	延 べ 面 積 (㎡)	定員	開設年月日	電話番号
◎保育所					
清水保育所	清水 881	883.00	130	S27. 4. 25	7122-5050
花輪保育所	上花輪新町 14	898.90	130	S49. 4. 1	7122-1770
中根保育所	中根 30-1	1,228.26	200	S40. 4. 1	7122-5741
南部保育所	山崎 1214	754.30	150	S50. 4. 1	7124-2221
北部保育所	谷津 682-2	771.82	130	S53. 4. 1	7125-4697
尾崎保育所	尾崎 1714	767.16	135	S51. 4. 1	7129-2009
福田保育所	木野崎 1648-6	835.45	120	S54. 4. 1	7138-0577
木間ヶ瀬保育所	木間ヶ瀬 3152-1	690.68	100	S57. 4. 1	7198-3825
乳児保育所	中野台 17	546.17	60	S48. 4. 1	7124-2224
聖華保育園	上三ヶ尾 454-1	718.81	70	H16. 4. 1	7138-2775
こびっぴりすかるのだ保育園	中野台 564-2	398.37	60	H18. 4. 1	7121-0115
こびっぴりすかるせきやど保育園	なみき二丁目 3-3	496.32	70	H21. 4. 1	7136-2211
アスク七光台保育園	谷津 367	497.41	70	H21. 4. 1	7126-5221

名 称	所 在 地	延 べ 面 積 (㎡)	定員	開設年月日	電話番号
アスク川間保育園	尾崎 853-1	411.15	70	H23. 4. 1	7127-1515
こぼれスクールさくらのさと保育園	桜の里一丁目 1-5	584.16	60	H24. 4. 1	7192-7671
すくすく保育園	山崎 1952	632.66	90	H24. 4. 1	7126-5712
アスク古布内保育園	古布内 1527-13	907.62	90	H26. 4. 1	7196-5161
こぼれスクールあたご保育園	宮崎 101-1	979.93	150	H26.11. 1	7199-3297
やまざき杜の保育園	山崎 1134-1	448.63	54	R2. 4. 1	7126-5720
アトキョウトが野田東部みどり保育園	鶴奉 228	806.67	128	R2. 10. 1	7125-0725
しみず空と杜の保育園	清水公園東二丁目 2-1	652.12	60	R4. 4. 1	7128-7486
聖華未来のこども園	山崎 1778-1	1408.38	120	H29. 4. 1	7125-2325
のだのこども園	蕃昌 338-2	1153.10	129	R1. 7. 1	7128-1213
やなぎさわ幼稚園・保育園	柳沢 83	1478.56	105	R2. 4. 1	7125-5630
柳沢くる保育園	柳沢 85-1	173.29	19	R3. 4. 1	7179-5686
ひばり保育園	横内 164-7	376.35	20	H27.10. 1	7123-7635
◎学童保育所					
野田学童保育所	野田 535-2	217.60	95	S40.12. 1	7122-6377
野田第二学童保育所	野田 611	184.50	111	H22.11. 1	7123-2752
柳沢学童保育所	柳沢 139	64.00	38	S52. 1.10	7122-1361
柳沢第二学童保育所	柳沢 139	64.00	38	H22.11. 1	7125-8671
清水学童保育所	清水 773	118.98	45	S53. 4. 1	7125-1672
清水第二学童保育所	清水 773	160.00	96	H22.10. 1	7123-4780
南部学童保育所	山崎 1736	77.00	38	S53. 4. 1	7123-3144
南部第二学童保育所	山崎 1249-25	106.00	40	H20. 4. 1	7126-5714
南部第三学童保育所	山崎 1249-40	83.70	40	H23. 4. 1	7126-5716
東部学童保育所	鶴奉 269-1	144.63	45	S55. 4. 1	7122-2416
川間学童保育所	中里 556-9	111.54	45	S55. 4. 1	7129-5687
福田学童保育所	木野崎 1654-39	118.98	45	S55. 4. 1	7138-2372
岩木学童保育所	岩名二丁目 10-17	124.22	54	S56. 9. 1	7129-7503
岩木第二学童保育所	岩名二丁目 12-1	192.00	116	H22.10. 1	7127-2173
宮崎学童保育所	宮崎 62-5	118.98	45	S53. 4. 1	7124-9105
宮崎第二学童保育所	宮崎 55	143.52	47	H23. 4. 1	7121-1580
宮崎第三学童保育所	宮崎 55	65.5	39	H30. 1. 1	7123-3161
山崎学童保育所	山崎 2742-5	95.18	41	S60. 4. 1	7121-4030
山崎第二学童保育所	山崎 2733	64.00	38	H22.11. 1	7125-2563

名 称	所 在 地	延 べ 面 積 (㎡)	定員	開設年月日	電話番号
七光台学童保育所	七光台 126-2	81.00	42	S61. 4. 1	7127-4808
七光台第二学童保育所	七光台 20-1	128.00	58	H22. 10. 1	7128-1330
尾崎学童保育所	尾崎 1415	64.00	38	S61. 4. 1	7127-1761
尾崎第二学童保育所	尾崎 1415	64.00	38	H22. 10. 1	7129-8676
二ツ塚学童保育所	二ツ塚 488	121.15	49	H 5. 4. 1	7123-1717
北部学童保育所	谷津 22-1	299.97	106	H13. 4. 1	7125-5334
みずき学童保育所	みずき三丁目 2-3	166.08	105	H13. 7. 1	7125-4451
三ヶ尾学童保育所	西三ヶ尾 988	119.65	46	H14. 4. 1	7138-1213
木間ヶ瀬学童保育所	木間ヶ瀬 3640	64.00	38	H 9. 4. 1	7198-7271
二川学童保育所	桐ヶ作 464	131.51	79	H12. 10. 1	7196-3779
関宿中央学童保育所	東宝珠花 234-1	66.24	40	H13. 4. 1	7198-8270
関宿中央第二学童保育所	東宝珠花 234-1	66.20	40	H22. 10. 1	7120-4180
関宿学童保育所	関宿台町 171	66.20	40	H17. 7. 1	7196-5535
◎児童館					
中央子ども館	鶴奉 5-1	199.26		S52. 1. 10	7125-1678
うめさと子ども館	山崎 1736	315.98		S54. 4. 1	7124-9106
谷吉子ども館	谷津 1148-3	302.75		S58. 4. 1	7127-0117
山崎子ども館	山崎 2742-5	402.27		S60. 4. 1	7124-6739
七光台子ども館	七光台 126-2	399.80		S61. 4. 1	7127-2166
関宿子ども館	木間ヶ瀬 620	155.30		S62. 4. 1	7198-3456
◎老人福祉施設					
複合老人ホーム野田市楽寿園 (養護老人ホーム野田市楽寿園)	鶴奉 264	2,599.68	70	H17. 1. 1 (S41. 4. 1)	7122-1464
老人福祉センター	瀬戸 270	690.90	100	S49. 4. 1	7138-2155
岩木小学校老人デイサービスセンター	岩名二丁目 12-1	320.66	25	H12. 4. 1	7129-0137
◎障がい福祉施設					
野田市心身障がい者福祉作業所 (生活介護・就労継続支援B型)	鶴奉 268	779.88	40	H 8. 4. 1	7125-3322
野田市関宿心身障がい者福祉作業所 (生活介護・就労継続支援B型)	西高野 334-1	195.30	20	H 1. 4. 1	7196-3818
あおい空 (生活介護・短期入所 (法外)・一時支援)	鶴奉 90	584.35	20	H13. 4. 27	7121-3741
こだま学園(児童発達支援(児童 発達支援センター)・保育所等訪 問支援・障害児相談支援)	鶴奉 73-1	501.13	30	S47. 5. 1	7122-2916
あさひ育成園(児童発達支援事業 所(児童発達支援センター))	〃	439.31	20	S47. 5. 1	7122-7159
あすなる職業指導所(生活介護・ 就労継続支援B型)	〃	1,293.35	40	S49. 5. 1	7124-7307
こぶし園(生活介護)	鶴奉 88-1	1,050.99	40	S61. 4. 1	7124-9291

名 称	所 在 地	延 べ 面 積 (㎡)	定員	開設年月日	電話番号
◎社会福祉施設					
中根地域福祉センター	中根 31-1	537.45		S55. 4. 1	7125-0003
関宿福祉センターやすらぎの郷	古布内 1944-2	1,042.42		H13. 4. 1	7196-8341
谷吉会館	谷津 1145-3	551.33		S54. 4. 1	7129-8444
七光台会館	七光台 242-1	594.15		S59. 4. 1	7129-5087
島会館	山崎 2549	507.07		S62. 4. 1	7122-5170
関宿会館	木間ヶ瀬 619-2	265.40		S56. 4. 1	7198-3685
関宿複合センター	木間ヶ瀬 620	989.23		S62. 4. 1	7198-3685
総合福祉会館	鶴奉 5-1	1,055.40		H14. 4. 1	7124-3939
◎保健施設					
保健センター	鶴奉 7-4	3,351.27		S56. 4. 1	7125-1188
関宿保健センター	東宝珠花 260-1	1,055.22		S59. 4. 1	7198-5011

第 12 節 民間福祉活動

第12節 民間福祉活動

1. 民生委員児童委員【生活支援課】

民生委員は民生委員法により設置が定められ、児童委員は児童福祉法により民生委員が児童委員を兼ねることとなっている。民生委員児童委員は社会奉仕の精神をもって社会福祉の増進に努め、厚生労働大臣の委嘱を受けて、8地区に令和4年4月1日現在、203人が配置されている。

職務として、住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるよう、必要に応じて生活状況を適切に把握し、相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行うことや関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援、住民福祉の増進を図ることである。

また、民生委員児童委員の中に児童の福祉に関することを専門的に担当し、児童の福祉に関する機関と区域担当児童委員との連絡調整の中心的役割を担う主任児童委員が市内8地区に16人配置されており、子どもたちの福祉の向上、健やかに子どもを産み育てる環境づくりのために地域で活動している。

2. 野田市社会福祉協議会【社会福祉協議会・生活支援課】

社会福祉協議会は、地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ、住民の福祉増進を目的とする民間の自主的組織として設置されている。その機能は、調査、討議、広報などにより地域の福祉に欠ける状態を明らかにし、適切な福祉計画をたて、必要に応じて地域住民の協働促進、関係機関・団体・施設の連絡・調整及び社会資源の育成などの組織活動を行うことを主なものとしている。

名称及び所在地	社会福祉法人 野田市社会福祉協議会 会長 渡辺 隆 鶴奉5-1
設立経緯	昭和26年10月1日設立 昭和48年12月6日法人格取得
組織	理事 12人 監事 2人 評議員 15人

(R4.3.31現在)

(1) 予算（令和4年度）社会福祉事業会計

野田市社会福祉協議会

事業活動による収入	金額：千円	構成比%	事業活動による支出	金額：千円	構成比%
会 費 収 入	13,624	2.8	人 件 費 支 出	281,288	58.8
寄 附 金 収 入	950	0.1	事 務 費 支 出	51,698	10.8
経常経費補助金収入	32,231	6.7	事 業 費 支 出	32,058	6.7
受 託 金 収 入	286,090	59.8	貸 付 事 業 支 出	500	0.1
貸 付 事 業 等 収 入	500	0.1	共同募金配分金事業費	2,859	0.6
事 業 収 入	12,974	2.7	助 成 金 支 出	14,621	3.1
障害福祉サービス等事業収入	2,784	0.6			
そ の 他 の 収 入	465	0.1			
受取利息配当金収入	10	0.1			
施設整備等による収入	金額：千円	構成比%	施設整備等による支出	金額：千円	構成比%
施設整備等寄附金収入	0	0.0	固定資産取得支出	0	0.0
その他の活動による収入	金額：千円	構成比%	その他の活動による支出	金額：千円	構成比%
事業区分間繰入金収入	7,432	1.6	基金積立資産支出	8	0.0
サービス区分間繰入金収入	41,198	8.6	積立資産支出	1	0.0
基金積立資産取崩収入	25,000	5.3	事業区分間繰入金支出	7,432	1.6
			サービス区分間繰入金支出	41,198	8.6
前期末支払資金残高	54,711	11.5	その他の活動による支出	2,688	0.6
			予 備 費	43,618	9.1
合 計	477,969	100.0	合 計	477,969	100.0

(2) 会員及び会費納入状況（令和3年度）

野田市社会福祉協議会

種 目	会 員 数	納 入 額
一 般 会 員	33,783 世帯	15,900,922 円
特 別 会 員	119 世帯	124,000 円
法 人 会 員	57 社	1,050,000 円
合 計	33,959 世帯・社	17,074,922 円

(3) 赤い羽根共同募金

令和3年度は、目標額14,660,000円に対し、13,617,576円の実績であった。

赤い羽根共同募金納入状況

千葉県共同募金会野田市支会

種 目	金 額	種 目	金 額
戸 別 募 金	12,333,690 円	職 域 募 金	124,443 円
街 頭 募 金	53,478 円	学 校 募 金	379,365 円
法 人 募 金	726,600 円		
		合 計	13,617,576 円

(4) 歳末たすけあい募金

共同募金運動の一環として12月1日から12月31日まで行われている歳末たすけあい募金には、2,942,701円が寄せられた。(令和3年度実績)

(5) 児童福祉

市と健全育成問題を協議すると同時に諸団体への助成を行い、また子どもの遊び場の遊具の補修などにあたっている。

(6) 高齢者福祉

- ・高齢者福祉関係団体に助成し、事業の振興を図っている。
- ・結婚50周年を迎えられたご夫婦21組に記念写真を贈呈した。

(7) 障がい者(児)福祉

- ・知的障がい者の社会参加を促進し、明るい生活形成を図ることを目的として「じょいんと」事業を実施しているが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止した。
- ・車いす対応の軽自動車及び普通自動車の貸出を行い、障がい者等に対する社会参加の促進を図った。
- ・障害者総合支援法に基づく同行援護事業（視覚障がい者に対する外出時の支援）を実施した。

(8) 善意の寄付

市民の皆さん60人(団体及び個人)から700,093円円の金銭並びに物品の寄付が寄せられた。

(9) 災害見舞金

全焼3棟、半焼1棟、弔慰金2件の合計45,000円の災害見舞金を支給した。(令和3年度)

(10) 生活福祉資金貸付事業

県社会福祉協議会から委託を受け、低所得者や身体障がい者世帯の自立更正に必要な各種資金を低利、または無利子で貸付けることにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図った。

令和2年度から継続して、新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入の減少や失業等により生活に困窮された方(世帯)に対して生活費等の資金の貸付を行う緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の相談が多く寄せられ、速やかな貸付に努めた。

生活福祉資金貸付件数の推移

(単位：件)

資金の種類		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総合支援資金	生活支援費		0	0	0
	住宅入居費		0	0	0
	一時生活再建費		0	0	0
福祉資金	福祉費		6	2	2
	緊急小口資金		12	15	17
教育支援資金	教育支援費		7	7	8
	就学支度費		4	6	4
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金		0	0	0
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金		0	0	0
特例貸付	緊急小口資金		—	845	394
	総合支援資金		—	488	270

(11) 福祉資金貸付事業

福祉関係法律の適用を受けることのできない低所得世帯を主な対象として、資金の貸付と必要な指導援助を実施し、生活の安定と自立更生の促進を図っている。

- ・貸付限度額 10万円以内
- ・令和3年度貸付状況 84件 貸付額 813,000円

(12) 野田市成年後見支援センターの運営

認知症や精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らせるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用し、支援する。

① 相談支援事業

- ・令和3年度相談件数 133件

② 法人後見事業

- ・令和3年度未受任件数 17件

③ 日常生活自立支援事業

福祉サービスを利用する支援や、日常的な金銭管理を支援することで、高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援する。

- ・令和3年度末契約者数 92人

④ 意思決定支援事業

- ・エンディングノートの無料配布 636部
- ・エンディングノート書き方講座の実施 計5回

(13) 地域ぐるみ福祉ネットワーク推進事業

市社会福祉協議会が推進母体となり、住民参加による地区社会福祉協議会を組織して、地域の福祉需要にきめ細かく対応することのできる体制整備に取り組んでいる。

・地区社会福祉協議会の設置状況

No.	組織名称	設置年月日	No.	組織名称	設置年月日
1	上花輪	H9.3.5	12	南部東	H12.12.1
2	清水	H10.3.1	13	南部北	H12.12.3
3	中根	H11.6.27	14	中野台	H12.12.14
4	太子堂	H11.8.28	15	南部南	H12.11.9
5	中央	H12.3.24	16	南部中央	H13.1.14
6	川間	H12.4.14	17	東部	H13.2.4
7	上町	H12.12.22	18	北部	H13.2.10
8	南部第2	H12.4.22	19	西部	H13.6.17
9	宮崎・柳沢	H12.7.20	20	関宿	H15.8.2
10	福田	H12.9.10	21	二川	H15.8.31
11	七光台	H12.10.7	22	木間ヶ瀬	H15.9.8

(14) 心配ごと相談事業

市民の身近な心配ごと、悩みごとに気軽に応じ、助言・指導を行う心配ごと相談を秘密厳守のもと民生(児童)委員の協力を得て行っている。

・相談日 総合福祉会館相談室：毎週火曜日 毎月第1金曜日 午後1時～4時

野田市心配ごと相談実績 (令和3年度)

(単位：件)

相談事項	件数	取扱 件数	処 理 状 況			
			解決	再来	民生委員	他機関
生計	0	0	0	0	0	0
年金	0	0	0	0	0	0
職業・生業	0	0	0	0	0	0
住宅	0	0	0	0	0	0
家族	4	2	0	0	1	1
結婚	0	0	0	0	0	0
離婚	1	0	0	0	1	0
健康・保健・衛生	1	0	0	0	0	1
医療	0	0	0	0	0	0
教育・青少年	0	0	0	0	0	0
人権・法律	0	0	0	0	0	0
財産	2	0	0	0	2	0
障がい者(児)福祉	0	0	0	0	0	0
老人福祉	1	0	0	0	1	0
苦情	1	1	0	0	0	0
その他	8	3	0	0	1	4
合 計	18	6	0	0	6	6

(15) 車いす貸出事業

社会福祉協議会に寄贈された車いすを有効活用し、市民の方へ貸出している。

(16) チャイルドシート貸出事業

少子化対策の一環として、交通安全の啓発とともに健康で安全な子育て支援を図るため、チャイルドシートを貸出している。

・事業開始 平成12年1月15日

・保有台数 270台

<事業の内容>

貸出要件	6歳未満の幼児を養育し自動車運転免許証を有している者
貸出種類	乳幼児シート、幼児用シート、学童用シートの3種類
貸出機関	6か月間(ただし、必要と認めた場合は6か月の範囲内で更新可能)
利用料	無料(ただし、貸出期間中の点検や調整、損傷などの修復は利用者負担)
返却方法	社会福祉協議会へ返却

〈実績〉

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
区 分	利用実人数		
乳 幼 児	79	53	39
幼 児 用	179	96	96
学 童 用	64	33	35
合 計	322	182	170

(17) 受託事業

①会館管理事業

事 業 名	内 容
総合福祉会館管理運営事業	地域福祉活動の拠点施設として開設された、野田市総合福祉会館の管理運営を行っている。 ・開設・・・平成14年4月1日
関宿福祉センターやすらぎの郷管理運営事業	市民の文化及び教養の向上並びに老人の福祉の向上を図るために設置された関宿福祉センターやすらぎの郷の管理運営を行っている。

②高齢者福祉事業

事 業 名	内 容
介護支援ボランティアポイント事業	介護支援ボランティアとして登録した65歳以上の方が、市が指定する介護保健施設でボランティア活動を行い、活動した時間に応じて活動を行った施設からその都度介護支援ボランティア手帳にスタンプを押印してもらい、スタンプの数に応じて年間5,000円を上限に、交付金を受け取れる。

③障がい者福祉事業

事 業 名	内 容
手話奉仕員養成講座開催事業	市内在住・在学・在勤の方で、聴覚障がい者の福祉に関心と理解があり、受講後も活動を続けられる方。手話通訳者を目指す方を対象に手話奉仕員養成講座を開催している。 令和3年度は、前期課程・後期課程を実施。
点字・声の広報等発行事業	野田市報の録音CD及び点字（ダイジェスト版）を作成し、視覚障がいのある希望者に送付している。
障がい者用選挙公報作成及び配布業務	市議選の選挙公報の録音CD及び点字（ダイジェスト版）を作成し、視覚障がいのある希望者に送付している。

④児童福祉事業

事業名	内容
育児支援家庭訪問事業	育児、家事等の支援を必要とする産褥期にある母親のいる世帯に支援員を派遣し、育児、家事等の支援を行うことにより、産褥期の精神的・肉体的負担を軽減し、産後の生活を支援している。
ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立支援のための環境整備等の育児支援と次代を担う児童の健全な育成を図ることを目的に実施している。
学童保育所の管理運営	<p>家庭の事情等により家庭保育が困難な児童の保育を行い、児童の危険及び非行化の防止を図っている。</p> <p>○平成13年度…北部及びみずき学童保育所</p> <p>○平成14年度…三ヶ尾学童保育所</p> <p>○平成17年度…関宿学童保育所</p> <p>○平成22年度…清水第二・尾崎第二・岩木第二・七光台第二 ・関宿中央第二・山崎第二・野田第二及び柳沢第二学童保育所</p> <p>○平成23年度…みずき第二及び宮崎第二学童保育所</p> <p>○平成29年度…清水第三及び宮崎第三学童保育所</p> <p>○平成30年度…南部学童保育所</p> <p>○令和元年度…清水第三学童保育所は清水第二学童保育所へ統合 みずき第二学童保育所はみずき学童保育所へ統合</p>
児童館管理事業	子ども館の月曜・火曜・祝日の管理業務を行っている。

(18) ボランティアセンターの運営

市民のボランティア活動に関する理解と関心を深め、福祉活動への参加を推進するとともに、組織的なボランティア活動の育成と連携に努めている。

- ① ボランティア活動に関する相談、登録、斡旋
- ② ニーズの把握及び情報の提供
- ③ ボランティア活動保険の加入
- ④ ボランティア活動に関する資材機材の貸出
- ⑤ ボランティア活動に関する調査研究
- ⑥ ボランティアの発掘及び育成指導

(19) ボランティアセンター登録グループ

(R4.3.31 現在)

No	グループ名	活動内容
1	手作り拡大写本かたつむりの会	弱視者のための「拡大教科書」及び「拡大写本」の製作。
2	野田市手話サークルけやきの会	聴覚障がいに対する理解を深めるための活動。聴覚障がい者との交流、日常生活における情報提供、サポート。手話の習得、技術向上。
3	野田点訳奉仕会	視覚障がい者への点訳本の作製。市や社協からの依頼物の点訳。

4	のだ要約筆記サークル「ほたる」	要約筆記を通して、途中で聞こえなくなった人や聞こえにくい方々の耳代わりとして、その場の話を文字に変えてお伝えすることにより、聴覚障がい者の社会参加のお手伝いをする。
5	野田理容組合奉仕会	楽寿園ホーム入所の方に月に1回カットの奉仕。6月及び年末のシェービングの奉仕。
6	朗読グループあいの会	音訳を通して視覚障がい者等の福祉向上のために活動。視覚障がい者及び会員相互の親睦。野田市報音訳、その他音訳。音訳技術の向上。
7	点訳の会	視覚障がい者に対する点訳による生活情報の提供活動。
8	上町地区社協ボランティアグループ	上町区民を対象とする社会福祉事業支援。高齢者福祉(ふれあい広場、歳末友愛訪問等)、青少年育成(挨拶運動、合唱コンクール応援等)。
9	清水ボランティア あしたば	清水地区社協事業支援、協力。ひとり暮らし高齢者見守り、電話訪問、ハガキ慰問、生け花サービス。清水台小学校児童下校時パトロール。鶴寿園ボランティア。子どもサロン。介護予防事業協力、支援、他。
10	太子堂ひまわり会	太子堂地区社協の実働部隊として活動する。「友愛訪問」の実施。「太子堂ふれあい会」、「ふれあい・いきいきサロン」の開催に協力。地区内外の他福祉団体の活動への協力、地区内・地区外の研修会への参加。広報紙「福祉たいしどう」の発行に協力。
11	中根地区社協ボランティア会	中根地区社協の事業の一環として社会福祉の向上と充実を図るため、ボランティア活動を通して地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。
12	中野台地区社協ボランティア かすみ草	中野台地区社協での活動。地区の方々が楽しんで交流できる場として月に一回ふれあいサロンを設け「水曜サロン・かすみ草」通信を偶数月に自治会を通じて全戸に配布。
13	南部第2地区社会福祉協議会ボランティア	地域内に於いてふれあいと、支え合いのある心豊かな福祉のまちづくりと、地域の社会福祉の増進を図ることを目的とする。全体行事(お花見会、バス見学会、昼食会、ブーク人形劇等)及びゆうあいサロン、ゆうあい訪問、広報紙の発行など。
14	サロンたんぽぽ	レクリエーションを通じて地域の高齢者の生活を豊かにする。他、情報交換など。
15	西部地区社協ボランティア会	地域住民相互協力による「であい」、「ふれあい」、「ささえあい」、「心のバリアフリー化」を基本理念に社会福祉活動の推進を図る目的とする。 1 社会福祉のための広報・啓蒙活動、ならびに研究。 2 青少年、児童福祉のための活動 3 高齢者、ならびに障がい者(児)福祉のための活動 4 暮らしの福祉活動 5 社会福祉にかかわる文化事業、スポーツ、およびレクリエーション活動。

16	明るい社会づくり推進協議会 野田地区	目的:私のできることで皆が明るくなり社会が明るくなること。 内容:清掃奉仕、ポスターコンクール(小・中学生)、「太陽の箱」募金、「おひさまといっしょに」「市民ふれあいハートまつり」に参加。その他。
17	キャロット	人間的成長と共に地域貢献のための活動をめざす。月2回(第2、第4週の水曜)の特養老人ホームへの訪問・交流。 関宿城さくらまつりの協力。エコ・キャップ回収運動の推進。
18	支援者 つくしんぼ	社会福祉法人は一とふるの関連施設より、喫茶業務を通じて就労を目指して青年男女が体験実習中。それらの応援ボランティア。
19	園芸福祉ファームお〜い船形促進隊	園芸福祉活動は、自然と人との触れ合いの下で無農薬の野菜、果実や花づくりを通して、五感を体感しながら、生きいきとした暮らしづくりを推進している。現在、市内障がい者施設11か所と通年の野菜作りの他、千葉大学や筑波大学の協力を得て癒しやリハビリ効果のある農園づくりを進めている。高齢者においては介護予防につながる多様な活動展開、就活に悩む方々においては農園作業に参加しながら自立できる中間支援のネットワークづくりをテーマとする住民参加型の多様な農園づくり。
20	精神保健福祉ボランティア ビオラの会	精神保健福祉を目的としたボランティア活動。市内精神保健福祉施設訪問による障がい者への支援、そこで培ったノウハウの交換により相互研鑽に励む。
21	野田市介護予防サポートボランティアの会	参加高齢者の介護予防の推進を目的に、①はつらつサロンの開催(4地区、5カ所)②えだまめ体操の普及 ③定例会の開催(会員相互の交流及び研修会)を実施。
22	介護・認知症の家族と歩む会・野田	高齢者を介護する家族同士の交流を通じて、お互いの理解を深め、励まし合い、助け合い、社会への働きかけ等、さまざまな活動を通じ、福祉の向上を図ることを目的とする。目的達成のため、家族の交流会、介護相談会、人材養成、学習会や会報誌の発行など必要な活動を行う。
23	やすらぎの会	介護予防として学んできた知識を元として、会主催のサロンに参加していただいた地域住民の方と楽しく有意義な時間を持ち、身体、体力、認知機能の向上に役立つ(シルバーリハビリ体操とスクエアステップエクササイズ)を提供することを目的としている。
24	からだ元気 野田	高齢者の運動機能、移動機能の低下を予防することを目的とした体操の指導(ロコモ体操) 麻雀のお相手やお話相手などをする事による心のケア。
25	野田市国際交流協会	野田市において、ボランティアとして国際交流の促進を図ることによって地域社会のグローバル化及び国際化の充実発展に寄与することを目的とする。①市民の国際理解を深める事業。②在住外国人へ情報提供等による生活支援。

26	野田市外国人支援グループ	日本語を母国語としない野田市在住の外国人への行政等手続、及び児童生徒への日本語/学習日本語の指導/教科補習等教育へのアクセス支援。
27	尾崎・子どもを守る会	地域の子供の健全育成を目的とする。尾崎小児童登下校時の交通安全見守り、尾崎小・川間小の社会福祉教育の支援、グラウンドゴルフ、昔遊び等の指導、校庭内の池の清掃、樹木の剪定等。
28	おもちゃ病院 野田	おもちゃのリサイクル活動を行う。「壊れた・壊した」おもちゃを原則無料で修理する。不要になったおもちゃを整備して必要とする施設や児童に無償提供する。子供の「物を大切にする心を育む」活動を通じて社会貢献する。
29	学習支援ボランティア	学習環境に恵まれない子供たちの学習を支援する「ひまわり学習会」を運営する。
30	ボランティアサークル グレイシアカデミー	ホームスクールや不登校の子どもたちの支援、子ども食堂の支援、困難な家庭のお子さんたちへの支援(家庭訪問、食糧支援など) 英語・算数(水道式)・お習字・詩や物語の朗読、音楽、腹話術など。
31	なかよし自然隊	市内生き物調べ(定例)、市内の環境関係イベントへの協力、市内観覧会の主催(適宜)、市内の自然保護活動、生物多様性関連事業などへの協力(適宜)
32	野田エコライフ推進の会	地球環境を守るため、地球温暖化効果ガス削減の啓蒙と、市民に出来る対応策・適応策、並びに省エネルギー、省資源を指向した環境と家計にやさしい生活の普及活動を行う。
33	花の池くらぶ	花の池の環境美化推進による住民の憩いの場提供。各種イベントを開催し、住民同士のコミュニケーション、親睦の深化。
34	未来のまちづくり協議会	行政の支援と地域住民との協力のもとに住んでよし、歩いてよしのまちづくりをします。現在、市の「ふるさと花づくり運動」に参加し、東武鉄道梅郷駅西口ロータリーの植栽ゾーンを花壇に変え、近隣在住のサポーターと連携して、植え付け、除草、水やりを行っている。
35	くもきり草の会	保護した野生植物の育成や管理。林床及び小道やのり面の整備。植物や樹木などを観察し学ぶ。開発で消滅が予想される野生植物の受け入れ。
36	生涯学習ボランティアサークルほのぼの会	生涯学習を基本理念として「車椅子・目隠し歩行講習会」「オープンサタデークラブ」「交流会・勉強会」等の実施。 「おひさまといっしょに」「ふれあいハートまつり」等支援。
37	東葛野田福祉会	市内施設等のボランティア活動、支援活動、福祉施設での売店支援活動、シルバーサロン、デイサービスでの折紙、レクの補助活動、園芸福祉ファームへの支援活動等。

38	むらさきの里 野田ガイドの会	①野田市内の名所旧跡等のボランティアガイド。②野田市内の名所旧跡等のスライドによるボランティアガイド。③野田市郷土博物館、野田市市民会館の土、日、祝日のガイド。
39	千葉県生涯大学校 東葛飾学園 野田校友会 (野田交友会)	シニアライフを有意義に過ごすために、心も体も健康で楽しい仲間づくりを行いながら会員相互の親睦を図ると共に地域社会の活性化に寄与していくことを目的とする。
40	野田市介護日本語学習支援の会	介護日本語の学習支援。介護職に従事中、及び介護職を目指す野田市在住の外国人に対して、介護で使う日本語の学習支援を行う。
41	野の花会	福祉施設などへの訪問。懐かしい唄、日本舞踊、珍しい民謡踊(秋田大黒舞)、安来節(どじょうすくい)等。
42	雲雀ハーモニカクラブ	ハーモニカ演奏による施設訪問。ハーモニカ演奏の技量向上と会員相互の親睦を図ると共に、ハーモニカ演奏を通じて地域社会に貢献する。
43	花あそび松清会	生花、アレンジメントフラワーの指導ボランティア。生花を通して「心のふれあい」を伝えること、四季を感じ、指先のリハビリのため、高齢者施設、病院、学校で”心に愛の花を咲かせましょう”をモットーとして活動している。
44	ろごす腹話術研究会	腹話術、手品、笙、ひちりき等の演技を披露して、デイケア、老人ホーム、学童保育の場で楽しいひと時を提供する。
45	むぎの会	野田市及び近隣市町村の福祉施設、介護施設や社会福祉協議会等からの依頼を受け、ボランティアで訪問活動。 唄や踊り、三味線や尺八の演奏、獅子舞などの伝統芸、剣舞、盆踊りなど演目も多彩で好評を得ている。
46	表現グループ ゆらぎ	朗読の出前(施設訪問、各種イベント)。舞台朗読。勉強会。
47	おはなしパレット北	小学校・学童保育所・子ども館などで、子どもと本をつなぐためのおはなし会の開催。
48	おはなしパレットみなみ	ことばで聞く物語は読んで感じるのとはまた違った世界をつくり出します。語り伝えられてきたお話は、楽しさ、おもしろさ、生きる力や知恵を与えてくれます。そんな素敵な世界を、子どもたちそして大人の方々にも味わって、感じてもらえたらと活動しています。
49	ひまわり	紙芝居を見ていただく為、施設等を訪問。多くの皆さんと一緒に紙芝居を楽しみ、笑顔の輪を広げる活動をしています。小さなお子さんには、夢と笑顔を。高齢の方には、昔を思い出して楽しんでいただく事を目的としている。
50	影絵の会「ひまわり」	影絵を作成し、ボランティアで子ども館、保育所また高齢者施設等で上演。市内及び周辺で公演活動。また定例の活動日には影絵を作成・練

		習。唱歌、童謡、昔話や物語を作成して、光と影の面白さを見ていただく方々にお伝えしたい。
51	カ・フラ・オ・イリマアロハ	フラダンスの披露による施設訪問。フラダンスで皆仲良く、楽しく。見る人には笑顔に、元気に。
52	天空(よさこいソーラン)	よさこいソーランを踊り、イベントに参加。障がいを持つメンバーを中心に結成したよさこいソーランを踊る。野田市のイベントに参加し、楽しく生活をし、健康維持を目的としている。
53	ソフトブラザーズ	主に老人ホーム、デイサービス等で懐メロを中心に生演奏で唄う。女性演者の日本舞踊。最近は、洋楽のポピュラーソングも取り入れている。
54	笑紫会	落語を通して、地域の諸施設を慰問、明るく元気な地域文化に貢献する。年に2回の落語の発表会を通じ、落語の技術の向上、地域の人々に楽しんでもらう。定期的に落語の師匠(プロ)の元、稽古により、話術、落語芸能の向上を図る。
55	TOMAC	手品の習得を通じて、会員相互の親睦と地域社会に貢献する。対象者にあわせ、手品で観客も演技者も一緒に楽しく面白くをモットーに施設訪問を行う。
56	榊原清光会	民謡、民舞、銭太鼓等の演目披露による施設訪問。
57	野田マジッククラブ	マジック技術の向上と研鑽を通じて会員相互の親睦と融和を図り、あわせて地域社会への参加や、いろいろな施設へのボランティア訪問により、皆さまに「驚きとワクワク感」をお届けする。
58	オカリナサークル 森音	福祉施設、病院、地区社協等にオカリナ演奏での訪問。
59	蕎麦道楽 野田弐八会	そば打ち披露や試食提供、そば打ち体験をとおして学童の体験学習や福祉施設等への訪問活動を行っている。
60	傾聴ボランティア・ダンボ	野田市内の高齢者施設を訪問し、入所者の心に沿うお話し相手をし、地域貢献したい。
61	おはなしグループ「ゆう」	野田市近隣の児童養護施設「子どもの町」【定員 150 名】の子ども達に、おはなし会を通してお話の力と楽しさを届け、子ども達の自立の基礎となる内的な豊かさ、力を育む。また、活動拠点である野田市中で、児童虐待を予防し、子ども達の健やかな成長を支援するネットワークの一員として、「お話」を通して寄与していく。
62	「童謡の会」「笑って歌って元気に」	歌の故郷、心の教養と呼ばれている「童謡」を野田の景色、風土に歌い広める。日本の美しい言葉で表現した「童謡」は老若男女生きのびる上での大切なメッセージ「歌のバイブル」。高齢者の生きがいにそして淋しく暮らす高齢者の「歌の駆け込み寺」になればと活動中。

63	ウクレレマスタークラブ野田	ウクレレ演奏による施設訪問。ウクレレ音楽を通して楽しみを共有し、演奏を地域の方々にお届けすることで社会貢献となればと思います活動している。
64	ウクレレを楽しむ会	ウクレレ演奏、ハワイアン中心の歌などの披露による施設訪問。
65	よさこいソーラン野田白龍会	野田白龍会はよさこいソーランチームです。子育て応援活動として、家族や親子連れでの活動、子育てに重点をおきながらの活動を主体にしています。野田市の地域活性化、伝承活動のお手伝いができたらと思っております。
66	ハーラウ・フラ・オ・プアロケ	心安らぐハワイアンミュージックの癒しの効果をより多くの人と共有したい。フラを通して会員相互の親睦をはかるとともに、技術向上を目指し、仲間と共に素敵な心温まるステージを作りあげたい。
67	ベシツ	ギター伴奏による歌と物まね歌謡ショーによる施設訪問。(ナレーション入り)観客の方々にもデュエットで参加していただく。観客の皆様に喜んでいただく。
68	ハンドベルクワイア Largo	野田市文化祭に参加。福祉施設等で依頼されたら施設へ訪問してハンドベルの演奏を行う。
69	NGE(野田ギターアンサンブル)	クラシックギター演奏を通し、会員相互の交流をし音楽を楽しんでいる団体です。ボランティア、定期コンサート公民館まつりへの参加をしている。
70	演芸出前「仕出し屋」	各種施設等からの依頼に応じ、会員の演芸や演奏を出前披露し、聞いていただいた方々に喜んでほしい、会員相互の親睦、技能向上を目的とする。
71	木洩れ日(こもれび)	紙芝居・お話の披露による施設・会合訪問。全国各地の選りすぐった昔話・民話及び内外の名作を、紙芝居・お話・朗読で楽しんでいただく。
72	野田相撲甚句会	相撲甚句の披露による施設訪問。国技相撲に因む伝統文化である相撲甚句の継承・発展を期すとともに、会員相互の健康・親睦を図る。
73	遊 and 愛 21	ボランティア音楽活動。野田市商店会及び町内会、シルバーサロン、老人施設等でのコンサート他。
74	Happy-Winds	歌謡曲からジャズまで幅広く音楽(歌と演奏)を楽しむグループです。福祉施設等への訪問活動や各種イベントへの参加をメインに行っている。
75	ふろしき研究会 野田	1300年の歴史を持つ、「ふろしきの活用」を通して。 ①環境保全、地球温暖化防止(レジ袋の使用削減)②日本文化の継承(色・柄・文様に凝縮されたわの芸術と歴史)先人の知恵が詰まった「ふろしき」の変幻自在な活用を啓発 ③コミュニケーショングッズや、ラッピングとしての活用。④3R(リユース・リサイクル・リデュース)の啓発。
76	新幸どんぐり劇団	歌や踊り、カラオケによる施設訪問。いちいのホール、道の駅などのイベント。

77	オカリナ カナリヤの会	オカリナに興味を持った仲間が集まりレパトリーを増やしています。福祉施設(老人、子ども、自治会など)に出かけて行き、ふれあいを大切にしていきたいです。
78	華寿美会	カラオケ、踊りなどで施設訪問
79	すずらんの会	三味線の演奏や歌を、ミニ健康セミナーと組み合わせ、コロナ禍の楽しみの少ない時代にストレス解消のためにも、非日常を味わって頂きたいと思っています。健康増進にも役立たせます。
80	千葉県立関宿城博物館サポーターグループ	団体見学者等への展示解説、資料整理、古文書の解説、郷土食指導、昔の道具体験指導。
81	野田がん哲学外来&メディカルカフェ	がん患者及び家族などが、がんであっても笑顔を取り戻し、人生を生き切ることができるように支援する対話の場を提供する。順天堂大学名誉教授・新渡戸稲造記念センター長の樋野興夫氏が創設したがん哲学外来の理念に沿い、講演会やがん哲学外来カフェを定期的に開催。
82	Nooda	地域の活性化・地域の課題の解決を目的とする。 ・地域の市民活動やボランティア活動に参加しお手伝いをする。 ・活動先の情報や自分たちが体験してみての感想を発信し、地域の人の参加を促す。 ・柔軟で新鮮な若者らしいアイデアを活動先で提案し、活動内容の向上を図る。

(20) 野田市斎場売店「セレシヨップやすらぎ」事業

市民の利便性の確保と精神障がい者の社会参加促進のため、野田市斎場の中に売店を開設した。また、事業の円滑化を図るため、斎場売店事業運営委員会を設置し、当事者のケア対策及び効率的経営に努めた。

①開設日

・開設日…平成14年4月18日

② 営業日及び時間

・12月29日から翌年1月3日を除く毎日(ただし、斎場の利用がある場合は、このかぎりでない)。

・原則として、午前8時45分から午後6時まで。

※通夜の依頼があるときは、午後6時以降も対応

③従事者体制

・当事者…3人 ・支援者…9人

